

宝塚市における障害者虐待の
防止と対応の手引き
【第1版】

令和3年6月

はじめに

平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行されました。この法律は、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行うことにより障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。また、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者等に対し、障害者虐待の防止に関する責務を課しており、これらの団体等は、法施行に向けての体制整備や、職員に対する研修の実施等に取り組む必要があります。

このため、厚生労働省は、平成30年3月「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（「国マニュアル」）」を作成し、令和2年10月に改訂しました。また、兵庫県は「国マニュアル」を参考に平成31年3月に、兵庫県独自の事情や現場の実情に合わせた「兵庫県における障害者虐待の防止と対応（「兵庫県マニュアル」）」を作成しました。

国マニュアルと兵庫県マニュアルの違いは、障害者虐待現場での実態に合わせて「虐待の認定」「虐待対応の終結・終了」を特に項目立てしたこと、対応の際、注意が必要な点等について「ポイント」として示したこと、様式や連絡先等が掲載された「参考資料」を添付したこと等です。

本市では、「宝塚市第5次障がい者施策長期推進計画」において、基本理念である「すべての人が自分らしく暮らせる共生社会」の実現に向けて取り組んでいます。

その実現に向け、障害者の権利擁護、障害者虐待の防止は最も重要な課題の一つと認識し、「兵庫県マニュアル」を参考に「宝塚市における障害者虐待の防止と対応の手引き（「宝塚市マニュアル」）」を作成しました。

本マニュアルが、本市において障害者の虐待防止・権利擁護を図る際の指針になるとともに、障害の有無にかかわらず「すべての人にやさしいまち宝塚」への一助となるものと考えています。

終わりに、本マニュアルの策定に当たり多大なるご協力を頂いた関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和3年6月
宝塚市 障害福祉課

< 目 次 >

I	障害者虐待防止の基本	
1	障害者虐待とは	1
	○『こんな場合は?』(虐待防止法等の適用範囲)	16
2	障害者虐待の防止等に向けた基本的視点	16
	○『ここがPoint!』(通報義務の周知等)	17
	○『ここがPoint!』(個別支援ケース会議等のメンバー構成)	20
3	障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等	22
4	市町村及び都道府県の役割と責務	25
	○『ここがPoint!』(虐待防止センターの役割等)	28
5	重篤な障害者虐待事案の検証等の重要性	32
6	障害者虐待防止対策支援	33
II	養護者による障害者虐待の防止と対応	
1	障害者虐待の防止に向けた取組み	35
	○『ここがPoint!』(虐待対応の視点)	39
2	障害者虐待の早期発見に向けた取組み	39
3	養護者による障害者虐待の対応	43
	(1) 相談、通報及び届出の受付	44
	(2) コアメンバーによる対応方針の協議	47
	○『ここがPoint!』(緊急性が高い具体例)	49
	(3) 事実確認、訪問調査	50
	○『ここがPoint!』(事実確認の原則)	50
	○『ここがPoint!』(警察への連絡)	55
	○『ここがPoint!』(立入調査等の検討)	56
	(4) 虐待の判断	56
	○『ここがPoint!』(障害者虐待の判断のポイント)	57
	(5) 支援方針の決定と実施	58
	1) 個別支援ケース会議の開催による支援方針の決定	59
	2) 介入・支援	61
	3) 立入調査	73

○『知っておこう!』(重大事案発生時の警察との連携)	7 4
○『知っておこう!』(立入調査の拒否等)	7 6
4) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応	7 8
5) モニタリング	8 2
○『ここがPoint!』(虐待事案の継続支援)	8 2
(6) 虐待対応の終結・終了	8 3
4 財産上の不当取引による被害の防止	8 4
5 養護者による障害者虐待の事例	8 5

Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応

1 定義・概略	8 7
2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止	8 7
3 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の対応	9 1
(1) 通報等の受付	9 2
○『こんな場合は?』(他市町との連携方法)	9 5
(2) コアメンバーによる対応方針の協議	9 5
(3) 市町村による事実の確認	9 6
○『ここがPoint!』(緊急を要する立入調査)	9 7
○『ここがPoint!』(留意すべき事業所)	1 0 1
(4) 虐待の判断	1 0 2
(5) 個別支援ケース会議の開催による支援方針の決定	1 0 3
○『ここがPoint!』(虐待認定後の個別支援)	1 0 3
(6) 市町村から都道府県への報告	1 0 3
(7) 都道府県による事実の確認	1 0 4
(8) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使	1 0 5
(9) 特定非営利活動促進法による権限の行使	1 0 5
(10) 障害者福祉施設従事者等による虐待の報道事例	1 1 0
(11) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表	1 1 1
4 身体拘束に対する考え方	1 1 3
5 同一施設や法人内で障害者虐待が度々発生する場合	1 1 8

IV 使用者による障害者虐待の防止と対応

1 定義・概略	1 2 0
2 使用者による障害者虐待の防止	1 2 0
3 使用者による障害者虐待の対応	1 2 2
(1) 通報等の受付	1 2 3
(2) コアメンバーによる対応方針の協議	1 2 6
(3) 市町村・都道府県による事実確認等	1 2 6
(4) 虐待の判断	1 2 8
(5) 個別支援ケース会議の開催による支援方針の決定	1 2 9
(6) 市町村から都道府県への通知	1 2 9
(7) 都道府県から都道府県労働局への報告	1 3 0
(8) 都道府県労働局による対応	1 3 0
(9) 都道府県等による障害者支援	1 3 1
(10) 使用者による障害者虐待の状況の公表	1 3 1

V 参考資料

1 帳票・様式例

(1) 警察への援助依頼書	1 3 3
(2) 立入調査報告書	1 3 4
(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）	1 3 5
(4) 市町村から都道府県への通知	1 3 7
(5) 都道府県から都道府県労働局への報告	1 3 7
(6) 労働相談票（使用者による障害者虐待）	1 3 8

2 対応フロー（国版）

(1) 養護者による障害者虐待への対応（市町村）	1 4 0
(2) 障害者施設従事者等による障害者虐待への対応	1 4 1
(3) 使用者による障害者虐待への対応	1 4 2

3 参考資料

(1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	1 4 3
(2) 障害者虐待防止法と高齢者虐待防止法の相違点	1 5 6

I 障害者虐待 防止の基本

1 障害者虐待とは

(1) 障害者虐待防止法の成立

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。こうした点等に鑑み、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成23年6月17日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が議員立法により可決、成立し、平成24年10月1日から施行されることになりました。

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

(2) 「障害者虐待」の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です（対応の初期段階では、障害者であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも、適切に対応することが重要です）。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

障害者虐待防止法では、障害者虐待を、ア) 養護者による障害者虐待、イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及びウ) 使用者による障害者虐待に分け（第2条第2項）、以下のように定義しています。

法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。同条で禁止されている虐待は、「障害者虐待」より範囲が広いと考えられます。

ア 養護者による障害者虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

養護者による障害者虐待とは、養護者が養護する障害者に対して行う次のいずれかに該当する行為とされています。なお、経済的虐待については、養護者のみならず、障害者の親族による行為が含まれます。

① 身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
② 性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
③ 心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④ 放棄・放任	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
⑤ 経済的虐待	養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、18歳未満の障害児に対する養護者虐待は、総則等全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

(家庭児童相談室、川西こども家庭センターに通告)

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業 ・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センターを運営する事業 ・ 福祉ホームを運営する事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 厚生労働省で定める事業 	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

(障害者虐待防止法第2条第4項)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待とは、障害者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為とされています。(以下、下線を施した部分は、養護者による障害者虐待と規定が異なる点です。)

① 身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
② 性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
③ 心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④ 放棄・放任	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
⑤ 経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され（介護保険課、地域包括支援センターに通報）、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されますが、18歳以上で障害者総合支援法の給付を受けて入所している者に対しては、障害者虐待防止法が適用されます。

なお、障害者福祉施設従事者等が勤務時間外又は施設等の敷地外で当該施設等の利用者である障害者に対して行った虐待を含みます。

「障害者福祉施設従事者等による虐待」の対象となる施設、事業は、P2の通り限定列挙となっています。このため、上記に該当しない施設等については、障害者虐待防止法上の「障害者福祉施設従事者等による虐待」の通報義務の規定は適用されません。しかしながら、このことは限定列挙されていない施設等における障害者虐待についての通報・相談自体を妨げるものではないと解釈できます。障害者虐待防止法の「障害者福祉施設従事者等による虐待」の通報義務の対象になっていない施設等であっても、障害者虐待が発生するケースは考えられます。

（地域生活支援事業の一部のメニューや自治体独自のサービス等）

その場合は、通報・相談の内容について適切に相談対応等を行い、管理監督、処分権限をもつ部門へ適切に引き継ぐことや、必要に応じて、関係法令を所管する機関への情報提供等を行います。

ウ 使用者による障害者虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。

使用者による障害者虐待とは、使用者が行う次のいずれかに該当する行為とされています。

① 身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
② 性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
③ 心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④ 放棄・放任	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
⑤ 経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

エ 虐待行為に対する刑事罰

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

- ① 身体的虐待：刑法 199 条殺人罪、第 204 条傷害罪、第 208 条暴行罪、第 220 条逮捕監禁罪
- ② 性的虐待：刑法 176 条強制わいせつ罪、第 177 条強制性交等罪、第 178 条準強制わいせつ罪、準強制性交等罪
- ③ 心理的虐待：刑法第 222 条脅迫罪、第 223 条強要罪、第 230 条名誉毀損罪、第 231 条侮辱罪
- ④ 放棄・放置：刑法第 218 条保護責任者遺棄罪
- ⑤ 経済的虐待：刑法第 235 条窃盗罪、第 246 条詐欺罪、第 249 条恐喝罪、第 252 条横領罪

※ただし、刑法第 244 条、第 255 条の親族相盗例に注意。

刑事訴訟法第 239 条第 2 項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要

に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。(なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないように配慮した対応が必要です)。

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

なお、「刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)」が平成29年7月に施行されました。従来は、「姦淫」(性交)のみが「強姦罪」の処罰の対象とされていましたが、この改正により、罪名を「強姦罪」から「強制性交等罪」とし、性交だけでなく、口腔性交や肛門性交(以下「性交等」という。)についても、同じ罪として処罰することとされました。また、従来は、被害者が女性に限られていたところ、被害者の性別を問わないこととされ、男性が男性に対して性交等をすることも「強制性交等罪」として処罰することとされました。併せて、法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げる改正が行われています。

また、この「強制性交等罪」を含む性犯罪については、被害のあったご本人にとって、告訴することが精神的負担になる場合があることを踏まえ、その負担を軽減するため、「非親告罪」(告訴がなくても起訴できる犯罪)とされたところです。

(参考① 65歳以上の^{がい}障害者への虐待について)

65歳以上の^{がい}障害者については、「障害者虐待防止法」と「高齢者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。上記の2つの法律の間に優先劣後の関係はないため、高齢福祉課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになります(障害者の状況等に鑑み、高齢者施設への保護が適当な場合は、高齢者虐待防止法を利用する等)。

(参考② 養護、被養護の関係にない^{がい}障害者への虐待について)

障害者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合(お互いに自立した^{がい}障害者の夫婦間での暴力等)、障害者虐待防止法の対象外となり、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)や刑法等により対応することになります。しかし、通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、「養護者による^{がい}障害者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要です。

養護者による障害者虐待類型（例）

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。など</p> <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など</p> <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず障害者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事や飲み物を口に入れる。など</p> <p>④ 正当な理由のない身体拘束。 【具体的な例】 ・柱やいすやベッドに縛り付ける。医学的判断に基づかない投薬によって動きを抑制する。ミトンやつなぎ服を着せる。など ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など</p>
性的虐待	<p>① あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 【具体的な例】 ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままに放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。など</p>
心理的虐待	<p>① 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・障害に伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、障害者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのにおむつを使用したり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。など
放棄・放置	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、障害者の生活環境や、障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄や病気の状態を放置する。 ・支援者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 ・必要な障害福祉サービスを利用させない、利用を制限する。など <p>③ 同居人等による障害者虐待と同様の行為を放置する。</p>
経済的虐待	<p>①本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。年金や預貯金を無断で使用する。本人の財産を無断で運用する。など

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）

区分	
身体的虐待	<p>①暴力的行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など <p>①本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。など <p>②正当な理由のない身体拘束</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすやベッドなどに縛り付ける。 ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。 ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。 ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
性的虐待	<p>①あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交、性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など

<p>心理的虐待</p>	<p>①威嚇的な発言、態度 【具体的な例】 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言いつす。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。など</p> <p>②侮辱的な発言、態度 【具体的な例】 ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など</p> <p>③障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度 【具体的な例】 ・無視する。「意味もなく呼ばないで」「どうしてとんなことができないの」などと言う。他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。話しかけ等を無視する。障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など</p> <p>④障害者の意欲や自立心を低下させる行為 【具体的な例】 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。など</p> <p>⑤交換条件の提示 【具体的な例】 ・「これができたら外出させてあげる」 ・「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する。</p> <p>⑥心理的に障害者を不当に孤立させる行為 【具体的な例】 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。など</p>
--------------	--

	<p>⑦その他著しい心理的外傷を与える言動</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など
<p>放棄・放置</p>	<p>①必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない。髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着ている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など <p>②障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。など <p>③必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限される行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など <p>④障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など <p>⑤その他業務上の義務を著しく怠ること</p>

<p>経済的虐待</p>	<p>①本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・ 年金や賃金を管理して渡さない。 ・ 年金や預貯金を無断で使用する。 ・ 本人の財産を無断で運用する。 ・ 事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など
--------------	---

使用者による障害者虐待類型（例）

区分	
<p>身体的虐待</p>	<p>① 暴力的行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ ぶつかって転ばせる。刃物や器物で外傷を与える。 ・ 本人に向けて物を投げつけたりする。など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が苦痛な姿勢や、危険が及ぶ環境での仕事を強要する。 ・ 乱暴に車いすに移乗させる。など <p>③ 正当な理由のない身体拘束</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすやベッドなどに縛り付ける。 ・ 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。 ・ 自分の身体で本人を押さえつけて行動を制限する。 ・ 自分の意思で開けることのできない部屋等に隔離する。

<p>性的虐待</p>	<p>①あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交。 ・性的行為を強要する。本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。など
<p>心理的虐待</p>	<p>①威嚇的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「できないなら辞めろ」「辞めてもらうことになる」「退職届持って来い」などと言いつす。など <p>②侮辱的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮辱的なことを言う。 ・「臭い」「汚い」などと言う。 ・「使えない」「クズ」「無能」「給料泥棒」「何をやらせてもダメ」「じゃま」「頭おかしい」「お前は嫌われている」などと言う。 ・「障害者だからって甘えるな」「支援者がいないと何もできないのか」などと言う。 ・「ブス」などと容姿を侮辱する発言をする。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・体調が悪くて休んだことに対し「ずる休みするな」などと言う。など <p>③障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <p>「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の社員に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・他の社員に個人情報等を言いふらす。 ・本人の意思に反して障害の内容を他の社員に伝える。 ・話しかけ等は無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の社員にやらせる）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の障碍から明らかにできない仕事を押し付ける。など ④障碍者の意欲や自立心を低下させる行為 <ul style="list-style-type: none"> 【具体的な例】 ・本人が仕事を要求しているにもかかわらず「忙しい」と言って取り合わない。 ・どうせできないと決めつけて仕事を与えない。 ・本来の仕事ではない、お茶くみや草むしり等の過小な仕事ばかり与える。など ⑤交換条件の提示 <ul style="list-style-type: none"> 【具体的な例】 ・これができたら辞めなくてもいい」「辞めたくないならこれをしなさい」などの交換条件を提示する。 ⑥心理的に障碍者を不当に孤立させる行為 <ul style="list-style-type: none"> 【具体的な例】 ・無視する。 ・本人の意思を無視して、社内の懇親会や行事等に参加させない。面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など ① その他著しい心理的外傷を与える言動 <ul style="list-style-type: none"> 【具体的な例】 ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。など
<p>放棄・放置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①必要とされる職場環境の改善や配慮を怠り、障碍者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 <ul style="list-style-type: none"> 【具体的な例】 ・本人にとって危険な状況を改善しない。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）で働かせる。 ・障碍に配慮しない環境を継続させ、放置する。など ②必要な用具の使用を限定し、障碍者の要望や行動を制限させる行為 <ul style="list-style-type: none"> 【具体的な例】 ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など ③障碍者の権利や尊厳を無視した行為 <ul style="list-style-type: none"> 【具体的な例】 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 ・「自分で考えろ」と繰り返し何も対応しない。など ④他の労働者による虐待行為を放置すること <ul style="list-style-type: none"> 【具体的な例】 ・他の社員がからかっている状況を放置する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・他の社員が悪口を言っているのに注意しない。 ・他の社員が無視をしている状況を放置する。 ・他の社員が性的な言動をしたことを放置する。など <p>⑤その他上記に準ずる行為を行うこと</p>
<p>経済的虐待</p>	<p>①本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金を払わない。 ・決められた給料を払わない。 ・給料の支払いを遅らせる。 ・不明な金銭を給料から天引きする。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。など

【参考2】 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所	年齢	福祉施設						企業	学校 病院 保育所	
		障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法					
		障害福祉 サービス 事業所 (入所 系、日中 系、訪問 系、GH 等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設等 (入所 系、通所 系、訪問 系、居住 系等含 む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等	障害児 相談支 援事業 所			
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (都道府県) ※1	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県市町 村)	相談支 援事業 所	—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県 ・市町村)	児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都道府県) ※2	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府 県・市町 村)	障害者 虐待防 止法 ・適切 な 権限行 使 (都道 府 県 労 働 局)	障害者 虐待防 止法 ・間接 的 防止措 置 (施設 長・管理 者)	
18歳以上 65歳未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町 村)			—	(20歳まで)	【20歳まで】	—			—
65歳以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町 村)			【特定疾 病 40歳 以上】	高齢者虐 待防止法 ・適切な 権限行 使 (都道 府 県 市 町 村)	—	—			—

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。(兵庫県女性家庭センター等)

※2 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

こんな場合は？

●障害者虐待防止法の対象

- * 65歳以上の高齢障害者が、就労している企業等で虐待を受けた場合
- * 65歳以上の高齢障害者が、利用している障害福祉サービス事業所（施設入所支援など）で虐待を受けた場合
- * 18歳未満の障害児が、利用している障害福祉サービス事業所（短期入所・居宅介護）で虐待を受けた場合

●児童虐待防止法の対象

- * 18歳以上20歳までの障害者が、入所している児童養護施設等で虐待を受けた場合

2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1) 障害者虐待防止と対応のポイント

障害者虐待防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障害者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築することが必要です。

ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待が発生してからの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要です。このため、まず、住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図ることが必要です。

また、障害者やその家族等が孤立することのないよう、地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進する等養護者の負担軽減を積極的に図ります。

障害者福祉施設等は、今後、より高いレベルで虐待防止に向けた取組みを進めることが必要です。例えば、第三者評価を受けることや虐待防止委員会の設置、内部研修や会議等を通じて施設内での円滑なコミュニケーションを図る、等が有効です。行政としても、介護技術に関する研修やマニュアルの普及等により、これらを支援することが重要となります。

それぞれの地域において、自立支援協議会等の場を活用して、このようにリスク要因を低減させるための積極的な取組みを行うことが重要です。

イ 虐待の早期発見・早期対応

障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要です。このため、まずは法に規定された通報義務を周知していくことが必要です。また、障害者虐待防止法では、国・地方公共団体のほか（第6条第1項）、保健・医療・福祉・労働等の関係者も虐待の早期発見に努めることとされています（第6条第2項）。これら関係者は、虐待問題に対する意識を高く持たねばなりません。さらに、地域組織との協力連携、ネットワークの構築等によって、虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。

また、各障害者支援施設や障害福祉サービス事業所から事故報告書が提出された場合には、その内容が虐待に当たらないか注意が必要です。

虐待は夜間や休日も発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できる体制を構築し、関係機関や住民に周知する必要もあります。

P40【参考】は、障害者虐待等のサインの例です。このようなチェックシートを関係機関や地域住民と共有することも有効です。

ここが
Point!

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、生命又は身体に重大な危険が生じているかどうかに関わらず、「速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」としており、高齢者虐待防止法の規定より一歩踏み込んだものとなっていますので、この点について周知することが重要です。また、障害者虐待防止法では、国・地方公共団体のほか（第6条第1項）、保健・医療・福祉・労働等の関係者も虐待の早期発見に努めることとされています（第6条第2項）。これら関係者は、虐待問題に対する意識を高く持たねばなりません。

「(3) 障害者虐待防止法と高齢者虐待防止法の相違点」を参照

ウ 障害者の安全確保を最優先する

障害者虐待に関する通報等の中には、障害者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

また、障害者本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、障害者の安全確保を最優先するために入院や措置入所等の緊急保護を必要とする場合があります。このような場合は、措置することをためらわず、必ず障害者の安全を第一に考えることが大切です。ただ

し、このような緊急的な保護を実施した場合には、養護者に対し特にその後の丁寧なフォローアップが必要となることに留意が必要です。

エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

虐待を受けた障害者は、本来持っている生きる力や自信を失っている場合も多くみられます。障害者が主体的に生きられるよう、生活全体への支援を意識しながら、障害者が本来持っている力を引き出す関わりを行い（エンパワメント）、本人の自己決定を支援する視点が重要です。法が目指すのは、障害者が地域において自立した生活を円滑に営めるようにすることです（法第41条）。

一方、在宅の虐待事案では、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者や家族自身が、何らかの特性、経済状態、住居環境、近隣関係、親族との関係、医療的問題などの問題を抱えていることが少なくなく、それらが複合・連鎖的に作用し虐待に至っているという構造的な問題把握が重要です。

このような場合、一時的な助言や注意、あるいは経過観察のみではなかなか改善が望みにくく、放置すれば循環的に事態が悪化・膠着化するのが通常であるため、障害者の安全確保を最優先としつつ、積極的に養護者支援を展開していくことが求められます（養護者支援の具体的内容については、P69「イ 養護者（家族等）への支援」を参照してください）。

これら障害者支援や養護者支援の取組は、関係者による積極的な働き掛けや仲介によって信頼関係を構築しながら、時間をかけて行うことが必要です。なお、施設や職場での虐待事案においても、虐待をした障害者福祉施設従事者等や使用者自身に支援が必要である場合や、職場環境に問題を抱える場合など、構造的な背景を有することが少なくありません。

法律は、「障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、…障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。」（法第15条）、「障害者を雇用する事業主は、…使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。」（法第21条）として、それぞれの施設や職場における支援を求めているところですが、市町村や都道府県も当該事業者に対する助言等、適切な支援を行うことが求められます。

オ 十分な情報収集と正確なアセスメント

虐待の状況や背景を理解するためには、情報の十分な収集が重要です。伝聞情報かそれとも直接聞いた情報か、誰から聞いた情報か、目撃した事実かどうかなどに注意して、正確に聞き取る必要があります。また、適切な養護者支援を検討するためには、障害者を取り巻く生活歴や生活状況についての十分な聴き取りが大切です。

こうして収集した情報を元に、組織として正確なアセスメントを実施することが、的確な判断につながります。また、アセスメントを市町村と都道府県とで共

有したり、地域の関係機関と共同でアセスメントを実施することも重要です。

なお、各地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについては、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に従って取扱われるものです。そのため、個人情報保護担当部局と連携を図り、相談記録や関係機関から収集する情報の取扱い等について各地方公共団体が定める個人情報保護条例に従ってルールを定めておくことが必要です。

また、「障害^{がい}あること」については、国の行政機関を対象とした行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）では「要配慮個人情報」として規定されているなど、一般に、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益を生じさせるおそれのある個人情報として、その取扱いには特に配慮する必要があります。例えば、個人情報の保有状況を記録した帳簿等に要配慮個人情報に関する取扱いの有無を記載するなどの対応が必要になる場合があります。各地方公共団体の個人情報保護条例毎に要配慮個人情報の取扱いについて規定する内容は異なるため、個人情報保護担当部局と連携を図り、その取扱いについて確認をしておくことが必要です。

(※) 参考

○行政機関個人情報保護法第2条

(定義)

1～3 略

4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

5～11 略

○行政機関個人情報保護法施行令第4条

(要配慮個人情報)

法第二条第四項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の総務省令で定める心身の機能の障害があること。

二～五 略

○行政機関個人情報保護法施行規則第5条

(要配慮個人情報)

令第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第一項

に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活

及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

カ 関係機関の連携・協力による対応と体制

障害者虐待の発生には、家庭内での長年の人間関係や介護疲れ、障害に対する理解不足、経済的問題等様々な要因が複雑に影響している場合も多く、支援に当たっては障害者や養護者の生活を支援するためのさまざまな制度の活用や知識が必要となります。

そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携を取りながら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要です。

キ 十分な説明と見通しを示す

担当者は、養護者に対して、なぜ関わる必要があるのか、どういう支援ができるのかを丁寧に説明し、改善に向けての見通しを示すことが大切です。

これまで誰の支援もない中で担当者が介入し、虐待と言われて分離されることに養護者が納得できず、その後の見通しを持っていないことなどから不安を募らせ、かえって自らの虐待行為や養護環境について振り返ることができなくなるかも知れません。また、障害者自身もその後の見通しが持てず不安を強めることがあります。したがって、障害者と養護者の双方に対して、担当者の考え方を十分に伝え、また、障害者や養護者等と一緒に考えながら、今後の展望や障害者と養護者がすべきことを提示することが必要です。

ここが
Point!

●コアメンバー（障害福祉課、宝塚市高齢者・障害者権利擁護支援センター、委託相談支援事業所【P47参照】）

市が虐待の有無と緊急性の判断を行うために、事実確認をした情報を共有し、当面の対応方針を決定するための関係者。

●虐待対応ケース会議メンバー（ケース支援にあたる相談支援事業所、サービス事業所等）

コアメンバー会議の対応方針の決定を受けて、具体的な虐待の状況を解消していくため、必要な支援ができる各機関の実務担当者を招集します。

●専門家チーム（専門的助言にあたる弁護士、医師、社会福祉士等）

コアメンバー会議において、虐待の有無の判断や行政権限の行使を検討する際、コアメンバー会議のみでの判断が困難な場合は、専門家チームの助言・支援を受けることにより早期に対応方針の決定を行っていきます。

●その他連携先（警察、医療機関、保健所、民生児童委員等）

*詳しくは P59 「個別支援ケース会議のメンバー構成（例）」を参照！

(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。

虐待している側の自覚は問いません。自覚がなくても、障害者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりすることがあります。

虐待しているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

イ 障害者本人の「自覚」は問わない

障害者の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合等では、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障害者本人から訴えの無いケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障害者を預かって貰っているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があります。

エ 虐待の判断はチームで行う

障害者虐待の事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け組織的に行うことが必要です。その前提として、それぞれの組織の管理職が虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要です。

相談や通報、届出を受けた担当者は、速やかに上司に報告し、また初動対応会議等に諮り緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向等について組織

的に判断していく必要があります。さらに、事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保する観点から、複数の職員で対応することが原則です。

3 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、障害者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等に対する責務が規定されています。

(1) 国及び地方公共団体の責務

障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援等を行うため、以下の責務が規定されています。

- ① 関係機関の連携強化、支援等の体制整備（第4条第1項）
- ② 人材の確保と資質向上のための研修等（第4条第2項）
- ③ 通報義務、救済制度に関する広報・啓発（第4条第3項）
- ④ 障害者虐待の防止等に関する調査研究（第42条）
- ⑤ 成年後見制度の利用の促進（第44条）

【参考】障害者虐待防止法

（国及び地方公共団体の責務等）

第4条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（調査研究）

第42条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者

虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第 44 条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

(2) 国民の責務

国民は、障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています(第 5 条)。

【参考】障害者虐待防止法

(国民の責務)

第 5 条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(3) 保健・医療・福祉等関係者の責務

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています(第 6 条第 2 項)。同項では、以下の関係者が規定されています。

- ・ 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- ・ 障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者 等

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています(第 6 条第 3 項)。

さらに、以下の関係者については、それぞれの責務が規定されています。

① 障害者福祉施設の設置者等

障害者福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備等障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置(第 15 条)

② 使用者

労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備等の使用者による障害者虐待防止等のための措置(第 21 条)

③ 学校の長

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置（第 29 条）

④ 保育所等の長

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置（第 30 条）

⑤ 医療機関の管理者

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置（第 31 条）

これらのうち、学校、保育所等、医療機関での障害者に対する虐待については、既存の法令に基づき、対応可能な部分があることや学校での指導、医療機関での治療行為と虐待行為を第三者が判断することは困難であること等を考慮し、これらの施設の長や管理者に対する間接的な虐待の防止等を規定することとしたものです。

市町村、都道府県においては、これらの施設の長や管理者が、障害者虐待防止法に規定された虐待の防止措置を講ずるよう、関係部局に対して周知を図ることも必要です。

【参考】障害者虐待防止法

（障害者虐待の早期発見等）

第 6 条 （略）

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置）

第 15 条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（使用者による障害者虐待の防止等のための措置）

第 21 条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第 29 条 学校・・・略・・・の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第 30 条 保育所等・・・略・・・の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第 31 条 医療機関・・・略・・・の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村及び都道府県の役割と責務

(1) 市町村の役割と責務

ア 養護者による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障害者の安全確認、通報等に係る事実確認、障害者虐待対応協力者との対応に関する協議（第 9 条第 1 項）
- ② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置及びそのための居室の確保（第 9 条第 2 項、第 10 条）
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第 9 条第 3 項）
- ④ 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第 11 条、第 12 条）
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障害者に対する養護者の面会の制限（第 13 条）
- ⑥ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障害者が短期間養護を受ける居室の確保（第 14 条第 1 項・第 2 項）
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第 35 条）

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告（第 17 条→省令で定める）
- ② 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第 19 条）

ウ 使用者による障害者虐待について

通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知（第 23 条）

エ 市町村障害者虐待防止センターの機能と周知

市町村は、障害者福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設において、市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされています。（第 32 条第 1 項）

その具体的な業務は次のとおりです。

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理（第 32 条第 2 項第 1 号）
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言（第 32 条第 2 項第 2 号）
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（第 32 条第 2 項第 3 号）

市町村障害者虐待防止センターは、休日や夜間においても速やかに対応できる体制を確保することが必要です。

市町村は、市町村障害者虐待対応協力者（基幹相談支援センター等）のうち適当と認められるものに、市町村障害者虐待防止センターの業務の全部又は一部を委託することができます（第 33 条第 1 項）。

この場合、通報等の受理について市町村障害者虐待対応協力者に委託するときには、通報等があった場合に、速やかに障害者の安全確認その他事実の確認、具体的な対応についての協議ができるよう、市町村の担当部局との常時の連絡体制を確保することが必要です。

市町村は、市町村障害者虐待防止センター、市町村障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、これらを住民や関係機関に周知しなければなりません（第 40 条）。

市町村障害者虐待防止センターが、障害者虐待の通報窓口であることや市町村の担当部局名・機関名、その電話番号等についても周知しなければなりません。また、休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知することが必要です。

宝塚市障害者虐待防止センター

障害のある方への虐待を発見した方からの通報及び虐待を受けた障害のある方からの届出を受理し、虐待の解消に向けて対応します。

下記の表は障害者虐待が疑われた際の通報先です。所在地によって連絡先を選んで頂きますが、最終的には宝塚市役所障害福祉課（基幹相談支援センター）と宝塚市高齢者・障害者権利擁護支援センター・担当している地区の委託相談支援事業所と協議しながら対応していきます。

名称	所在地	電話番号	FAX
宝塚市役所 障害福祉課 （基幹相談支援センター） ※以下 障害福祉課	宝塚市東洋町 1-1	77-2287 ※夜間の場合 71-1141 （防災センター）	72-8086
宝塚市高齢者・障害者権利 擁護支援センター ※以下 権利擁護支援センター	宝塚市弥生町 2-2	26-6828	83-2766
ななくさ育成園	宝塚市東洋町 3-15	070-2454-5868	26-7482
コミセン希望	宝塚市逆瀬川 1-2-1 （アピア 1 4F）	76-5800	76-5811
ベルフラワー	宝塚市御殿山 2-31- 17	86-7666	83-1337
スマレン	宝塚市安倉西 2-1-1 （総合福祉センタ ー2F）	86-5002	83-2766
だんぼ	宝塚市口谷東 3 丁 目 30-3	91-6161	91-6001
聖隷はぐくみ花屋敷	宝塚市切畑字長尾 山 5-321	072-740-3372	072-740-5087
コミセン希望 西谷	宝塚市玉瀬字田畠 10	090-5651-7801	91-1801

令和3年6月時点

●市町と虐待防止センターの役割分担

市町の責務	<p>【市 町】</p> <p>①安全確認、通報等に係る事実確認 ②一時的な保護・居室の確保 ③成年後見制度利用開始に関する審判請求 ④養護者の面会の制限 ⑤関係機関及び民間団体との連携体制強化</p>	<p>【虐待防止センター】</p> <p>①虐待の通報・届出を受理 ②相談・指導・助言 ③広報・啓発</p>
センター	<p>①虐待問題対応の専門性が担保できる。 ②市町は他の事務との関係から、虐待対応のみに専念することが難しいが、委託の場合はこれに専念でき、スピーディーな対応が可能である。 ③人事異動等により、蓄積されたノウハウが失われることが少ない。</p>	

●虐待防止センターを市町が直営する場合の留意点

虐待の通報・届出を受理する機関と緊急性の判断、安全・事実確認等を行う機関が全て市町となります。市町において、社会福祉士・保健師等の専門職員の配置や、これが不十分な場合は市町内の相談支援事業所等のバックアップ体制を確保する必要があります。

また、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある通報については、休日・夜間を含めた対応が可能となるよう、専用の携帯電話の所持などが必要となります。

●委託先に相談支援機能がない場合の留意点

センターの委託先は、虐待の通報・届出受理のほか、虐待相談・指導・助言が主な業務であることから、基本的には相談支援事業所や基幹相談支援センターを想定しています。しかしながら、緊急保護の居室確保等を優先し、障害者入所施設や短期入所事業所等に委託することも考えられなくありませんが、この場合は、市町の社会福祉士や保健師等の専門職、市町内の相談支援事業所の相談機能が十分にバックアップできる体制を確保しておく必要があります。

市町村障害者虐待防止センターが行う、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（第32条第2項第3号）においては、障害者や家族等に対する障害者虐待防止法の理解のための研修を実施することも有効です。

知的障害等により、わかりやすい説明が必要な障害者については、知的障害者等にとってわかりやすい障害者虐待防止法、障害者総合支援法のパンフレットを活用して研修を行うこと等が考えられます（「わかりやすいパンフレット」は、厚生労働省ホームページの次のURLからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

性的虐待の被害に遭った障害者の割合は、女性が高いことから、女性の障害者に対しては、性的虐待に関してどのような行為が性的虐待に該当するのか、性的虐待に遭いそうになった場合どのように対処したら良いのか、被害に遭ってしまった場合、誰にどのように相談したら良いのかなどを研修内容に取り入れることも検討します。

オ 障害者虐待以外の通報・届出への対応等

障害者虐待防止法では、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に通報義務が定められています。法第3条に定める「何人も障害者を虐待してはならない」の主旨に立ち返れば、それ以外の者から行われた障害者に対する虐待を発見した人から、任意の虐待通報が行われる場合が考えられます。例えば、学校、保育所等、医療機関を利用する障害者が虐待に遭った場合や養護者以外の第三者が障害者に対して虐待を行った場合、公共交通機関等で移動中の障害者に対して虐待が行われている現場を目撃したという通報等が想定されます。

そのような場合、通報義務のある障害者虐待に該当しないことを理由に受け付けないという対応は当然するべきではなく、通報・届出の内容を聞き取り、学校、保育所等、医療機関、公共交通機関等で起きた虐待事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐことや、必要に応じて市町村が対応することが求められます。

このような通報に備えて、市町村では、それらを所管する市町村、都道府県、警察の担当部署等を事前に確認し、実際に通報があった場合の対応や連絡、引き継ぎ方法を確立しておく必要があります。

なお、学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待に関しては、法律で、関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとされていますので（法第29条～第31条）、担当部署等との間で当該規定を確認するとともに、学校等における当該措置の実施状況の確認を要請するなど、実効的な解決に向けた支援が望まれます。

（参考① 学校における障害者への虐待について）

学校における障害者への虐待については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び学校教育法の規定に基づき、教育委員会、校長、指導教諭等が管理、監督をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、市町村、都道府県の教育委員会、教育センターが考えられます。

（参考② 保育所等における障害者への虐待について）

保育所等における障害者への虐待については、子ども・子育て支援法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、都道府県、市町村、園長、指導保育教諭等が管理、監督をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、市町村、都道府県の保育課、子育て支援課が考えられます。

（参考③ 医療機関における障害者への虐待について）

医療機関における障害者への虐待については、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改

善を図ることになります。担当部署としては、都道府県の医務課、医療課等が考えられます。

また、障害者虐待の要因には様々なものがあるため、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性もあります。他の窓口や関係機関等に相談や通報・届出が入った場合にも、速やかに担当窓口につながるように、行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で連携体制を整備しておくことも必要です。

この他、市町村や委託を受けた市町村障害者虐待対応協力者は、専門的知識や経験を有し、かつ事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないとされています（第34条）。

カ その他（財産上の被害防止等について）

- ① 養護者、親族又は障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介（第43条第1項）
- ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者に係る成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第43条第2項）

（2）都道府県の役割と責務

ア 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況やその際に採った措置等の公表（第20条）

イ 使用者による障害者虐待について

使用者による障害者虐待に係る事項の都道府県労働局への報告（第24条）

ウ 都道府県障害者権利擁護センターの機能と周知

都道府県は、障害者福祉所管部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにすることとされています。（第36条第1項）

その具体的な業務は次のとおりです。

- ① 使用者虐待に関する通報又は届出の受理（第36条第2項第1号）
- ② 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助（第36条第2項第2号）
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介（第36条第2項第3号）
- ④ 障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等（第36条第2項第4号）
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供（第36条第2項第5号）

- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発（第 36 条第 2 項第 6 号）
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援（第 36 条第 2 項第 7 号）

都道府県障害者権利擁護センターは、休日や夜間における使用者による障害者虐待についても速やかに対応できる体制を確保することが必要です。

都道府県は、都道府県障害者虐待対応協力者（都道府県社会福祉協議会等）のうち適当と認められるものに、都道府県障害者権利擁護センターが行う前記業務（②を除く。）の全部又は一部を委託することができます（第 37 条第 1 項）。

都道府県は、都道府県障害者権利擁護センター、都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示する等により、住民や関係機関に周知しなければなりません（第 40 条）。

都道府県障害者権利擁護センターが、使用者による障害者虐待の通報窓口であることや都道府県の担当部局・都道府県障害者権利擁護センター名、その電話番号等についても周知しなければなりません。また、休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知することが必要です。

【日中】

名称	電話番号	FAX	受付時間
兵庫県障害者権利擁護センター （兵庫県障害福祉課内）	078-362-3834	078-362-3911	9:00～17:45

【夜間】

名称	電話番号	FAX	受付時間
兵庫県障害者権利擁護センター （兵庫県障害福祉課内）	078-362-3834 （留守番電話）	078-362-3911	（留守番電話）

令和 3 年 6 月時点

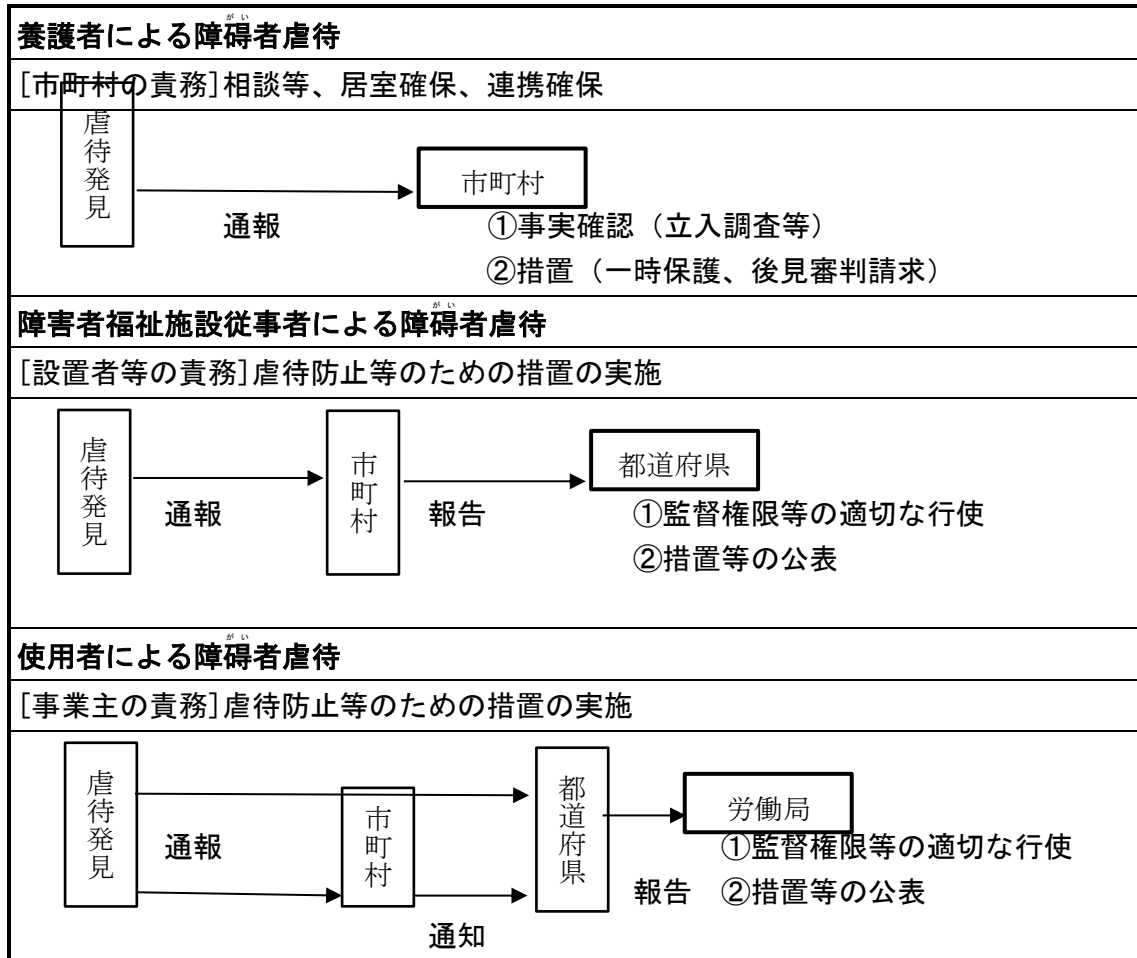
障害者虐待の要因には様々なものがあるため、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性もあります。他の窓口や関係機関等に相談や通報・届出が入った場合にも、速やかに担当窓口につながるように、行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で事前に連携体制を整備しておくことも必要です。

このほか、都道府県や委託を受けた都道府県障害者虐待対応協力者は、専門的知識や経験を有し、かつ事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないこととされています（第 38 条）。

エ その他

そのほか、都道府県は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこととされています（第 39 条）。

(参考) 障害者虐待防止等のスキーム



5 重篤な障害者虐待事案の検証等の重要性

死亡やそこに至らないまでも生命・身体等に重大な影響があった障害者虐待事案が発生した場合は、事態が収束した後、できる限り速やかに発生した障害者虐待事案の検証を実施します。

検証の実施主体は、養護者による障害者虐待については市町村、障害者福祉施設従事者による障害者虐待については都道府県とすることが考えられます。

なお、いずれの類型においても実施主体以外の関係機関(市町村、都道府県、障害福祉サービス事業所等)が当該検証作業に参加・協力することが求められます。

発生した重篤な障害者虐待事案から、事例を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から必要な再発防止策を検討することが重要です。

具体的には、学識経験者や弁護士といった専門的な知見をもつ者や当事者団体の代表者といった外部の者(当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者)が参画した検証委員会の開催が考えられます。

検証結果の公表については被害に遭ったご本人やご家族の心情や個人情報保護の観点から、十分に配慮した上で公表の可否を検討することが必要となります。

また、自治体によっては障害者虐待対応事例集を作成し、障害者福祉施設が管理体制や日常支援の見直しや、利用者の特性に配慮した支援に向けての参考にしたり、市町村障害者虐待防止担当者が対応の際の虐待判断や緊急性の参考資料として活用するといった取組も行われています。

6 障害者虐待防止対策支援

都道府県・市町村が行う障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的として、「障害者虐待防止対策支援」を平成29年度から障害者総合支援法による地域生活支援促進事業として位置付けています。実施事業の内容は以下のとおりです。

(1) 事業内容

- (ア) 虐待時の対応のための体制整備
- (イ) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施
- (ウ) 専門性の強化
- (エ) 連携協力体制の整備
- (オ) 普及啓発

(2) 留意事項

市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討すること。

都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職員や都道府県研修の講師となる者を参加させ、同研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行う。

障害者虐待防止対策関係事業

○地域生活支援促進事業

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問の実施

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施

③ 専門性の強化

例：医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有権者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析

④ 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

⑤ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業、都道府県実施事業：負担割合 国1/2

1. 事業内容

① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

Ⅱ 養護者による^が障害者^い 虐待の防止と対応

養護者による^が障害者虐待

[市町村の責務]相談等、居室確保、連携先の確保

虐待
発見

通報

市町村

- ①事実確認（立入調査等）
- ②措置（一時保護、後見審判請求）

1 障害者虐待の防止に向けた取組み

P16「2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点」で記述したとおり、虐待が発生してからの対応の前に虐待を未然に防ぐための取組みが重要です。以下の点に留意しながら、体制の整備を図ります。

(1) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発

障害者虐待は、障害者に対する重大な権利侵害であり、住民一人ひとりがこの問題に対する認識を深めることが障害者虐待を防ぐための第一歩となります。

また、虐待が顕在化する前には、差別や不当な扱い等が前兆となる場合もありますので、虐待の芽に気が付くことも大切です。

このため、都道府県及び市町村は、障害者虐待防止法の制定を踏まえ、広報・啓発を進める必要があります。

広報・啓発すべき内容としては、法の内容のほか、障害者の権利擁護、障害や障害者に関する正しい理解、障害者虐待に関する適切な知識等です。通報義務や通報窓口の周知も、虐待防止につながる取組みとなります。

広報・啓発に当たっては、以下の点を盛り込むことも有効と考えられます。

- ・ 障害者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題であること。
- ・ 養護者本人には虐待をしているという認識がない場合もあること。
- ・ 虐待を受けている障害者自身も、虐待だと認識できない、被害を訴えられない等の場合もあること。

(2) 養護者支援による虐待の防止

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。また、養護者や家族の生活歴、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係等様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

障害者虐待の問題を障害者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家族全体の状況からその家族が抱えている問題を理解し、障害者や養護者・家族に対する支援を行う必要があります。

リスク要因を有する家族を把握した場合には、その要因を分析し、居宅介護や短期入所等の制度の活用等、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待を未然に防ぐことが可能です。

(3) 虐待防止ネットワークの構築

障害者虐待防止法は、「市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。」（第35条）として、市町村における連携協力体制の整備を義務づけています。また、「都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。」（第39条）として、都道府県における連携協力体制の整備を義務づけています。

虐待の防止や早期の対応等を図るためには、市町村や都道府県が中心となって、関係機関との連携協力体制を構築しておくことが重要です。ネットワークの構築に当たっては、地域生活支援事業の障害者虐待防止対策支援事業の活用等も考えられます。

具体的には、その役割と関係者の範囲ごとに、以下のネットワークを構築することが考えられます。

【機能別の三つのネットワーク】

① 虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク

地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会等からなる地域の見守りネットワークです。

② サービス事業所等による虐待発生時の対応（介入）ネットワーク

障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等が虐待発生時に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワークです。

③ 専門機関による介入支援ネットワーク

警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体等専門知識等を要する場合に援助を求めるためのネットワークです。（日本弁護士連合会と日本社会福祉士会では、市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターが担う虐待対応を支援するための「虐待対応専門職チーム」を各地域に設置しており、「虐待対応専門職チーム」を活用することも有効と考えられるため、活用を検討してください。）

これらのネットワークを構築するため、自立支援協議会の下に権利擁護部会を設置するとともに、必要に応じて当該部会に都道府県労働局や警察署の参加を要請の上、定期的に、地域における障害者虐待の防止等に関わる関係機関等との情報交換や体制づくりの協議等を行い、これらを通じて地域の関係機関のネットワークの強化を図っていくことが考えられます。

【場・展開領域別の三つのネットワーク】

障害者の虐待防止に関わる仕組みやネットワークの構築に当たっては、高齢者や児

童の虐待防止に対する取組、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業、障害者差別解消法に基づく相談窓口及び障害者差別解消支援地域協議会等とも連携しながら、地域の実情に応じて効果的な体制を検討していくことが必要です。以下は、地域において展開するネットワークについて、場や領域別に三つに分けて整理したものです。

① 自治体組織内の連携ネットワーク

市町村障害者虐待防止担当部署や障害者虐待防止センターは、日頃から地域福祉担当部署、高齢者福祉・高齢者虐待防止担当部署、児童福祉・児童虐待防止担当部署をはじめとする様々な関連部署との連携体制を構築しておく必要があります。

厚生労働省は、平成30年4月1日に施行された改正社会福祉法に基づいて、市町村における包括的な支援体制の整備等を推進する方針を打ち出しました。平成29年12月には、「市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成29年厚生労働省告示第355号）を策定・公表するとともに、関連通知を発出しました。その中の、社会福祉法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインでは、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項の「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が次のように示されています。

- ・「高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方」

高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみとらえるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

- ・「全庁的な体制整備」

地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制を整備こうした状況を踏まえ、自治体組織内の連携体制を整備する必要があります。具体策を以下に例示します。

＜自治体での取組の例＞

- ・児童、高齢者、障害者の虐待対策を協議する合同会議や事例検討会を設置する。
- ・相談支援を担当する職員の勉強会を開催し、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活困窮者支援等幅広い分野の職員の参加を求める。勉強会のテーマとして虐待を取り上げ、虐待防止を通して支援を必要とする人の権利擁護について話し合う。権利擁護のためには組織内の事務分掌や役割分担を超えて共通の目標をもって支援することが重要であるという共通認識をつくっておく。

② 地域における関係機関との連携ネットワーク

市町村は、障害者虐待の防止から早期発見、対応、養護者支援について、協力を求めることができるような、関係機関との連携体制を構築する必要があります。

以下に、養護者の支援課題と関係機関を例示します。

- ・養護者の介護の知識が不十分：相談支援事業者、障害福祉サービス事業者

- ・ 養護者が高齢で支援が必要：地域包括支援センター、介護支援専門員
- ・ 養護者の疾病：医療機関、保健所、保健センター
- ・ 経済的な困窮、多重債務等借金の問題：自立相談支援機関、弁護士、司法書士
- ・ 地域における孤立：民生委員・児童委員、自治会長・町会長、ボランティア団体、社会福祉協議会地域の実情に応じて、これら関係機関との連携ネットワークを日頃から整えておく必要があります。ネットワーク会議を開催するなどの方法により、各機関が単独では解決できない課題（障害者虐待・養護者支援）を確認し合い、各機関の役割について情報共有しておきます。事例検討などを通じて、障害者や養護者への支援に当たってどのように情報を共有するかなど、具体的な課題を調整しておくことも必要です。

- ③ 地域住民をはじめとする様々な活動主体による見守り・早期発見のネットワーク
 家庭内で発生する虐待の場合、住民の理解と協力を得ることが早期発見につながります。日頃その家庭に関わりがある障害福祉サービス事業者や、福祉以外の例えば配達などでその家庭に関わる機会があるような人たちにも異変に気付く機会があります。

深刻な虐待事例の過去の経緯をたどると、虐待に至る前の何らかの支援が必要な段階で、身近に暮らす住民や関わりのある関係機関が異変に気付いていたことが判明することが少なくありません。誰かが異変に気付いたとき、行政と障害福祉サービス事業者、住民と各関係機関、または福祉関係者とそれ以外の活動主体などといった立場の違いを超えて、情報が繋がり適切な支援へと結びつけることができるような地域づくりが求められます。

障害者虐待防止法32条2項3号で、市町村障害者虐待防止センターが果たすべき機能として、「障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと」が責務の一つとして示されています。啓発活動として、リーフレット配布や講演会も効果的ですが、これらの一方向的に情報提供する方法だけでなく、双方向性の取組を取り入れることも効果的です。例えば、市町村の職員や地域の関係機関の専門職、民生委員や住民など様々な立場の人がともに対話する場をつくり、まちの現状と課題を共有するなどの取組です。

日本の文化として、お役所に告げ口をするようなことが人間関係を壊すこととして避けるような風潮が見受けられる場合もあります。しかし障害者虐待防止のために求められる通報や相談は、住民同士が監視しあうようなものではなく、見守りや助け合いといった共助の精神に基づくものです。

住民同士がこうした考え方を共有していくための働きかけをすることも市町村に求められる役割であり、このような課題に対しては双方向性のあるケア会議やワークショップなどが有効です。地域の様々な立場の人々が、「みんなで協力してみんなの人権をまもる」という目標を共有しておくことが必要です。

ここが Point!

●コアメンバーや福祉職の行政職員などが、日頃より当事者や家族と接する機会が多ければ多い程、養護者寄りの視点になってしまい易く、以後の対応にもブレが生じやすくなるので、障害者の権利擁護や支援を第一目線に置きましょう。

〈持ち込んではいけない感情の例〉

- ① 養護者が一生懸命お世話をしているから
- ② 今は養護者も大変だから
- ③ 本人も今は落ち着いているみたいだから
- ④ 近隣住民の手前、養護者の対応はやむを得ない

2 障害者虐待の早期発見に向けた取組み

障害者虐待が発生した場合には、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげていくことが必要です。このための取組みは以下のとおりです。

(1) 通報義務の周知

障害者虐待防止法では、障害者の福祉に業務上関係のある団体や職員等は、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第6条）。また、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならないとされています（第7条第1項）。なお、18歳未満の障害者に対する養護者虐待に関する通報は、障害者虐待防止法ではなく、児童虐待防止法の規定が適用されます。児童虐待防止法に基づく通告先は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所となりますので、養護者による18歳未満の障害者に対する虐待の通報を受けた場合は、具体的な内容を聞き取った上で、適切な機関に確実に引き継ぎます。

市町村においては、地域住民や関係機関に対する障害者虐待の理解や普及啓発と併せて、通報義務の周知を図り、問題の早期発見につなげることが重要です。そのためには、行政の広報誌や啓発ポスター、パンフレット等により広く地域住民への周知を図るとともに、障害者本人や養護者・家族にもこれらの情報が伝わるようにすることが必要です。当事者が虐待について理解することや、障害者本人が虐待被害を訴えることができるよう支援することも大切です。

(2) 早期発見に向けて

虐待を早期に発見するためには、障害者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが必要です。障害者が障害福祉サービスを利用している場合には、担当の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所の職員は、障害者の身体面や行動面での変化、養護者の様子の変化等を専門的な知識を持って常に観察することが重要です。また、市町村においては、地域の見守りネットワークや虐待発生時の対応（介入）ネットワークを構築することも必要です（P36 「(3) 虐待防止ネットワークの構築」参照）。なお、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱い等が前兆となる場合もありますので、このような虐待の芽に気が付くことも大切です。これらを含め、早期発見のため、次頁のチェックリストを確認してください。障害者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、積極的に相談に乗って問題を把握するとともに、事業所が適切な対応をしない場合には、発見者は一人で問題を抱え込まずに速やかに市町村虐待防止センターに通報することが必要です。通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させる情報を漏らしてはならないとされており（第8条）、こうした点についても十分に周知します。

【参考】 障害者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮等に傷がある
- お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきの等、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等パニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放任のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病气やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

【注】セルフネグレクト（自己による放任）について

NPO法人PandA-Jの「障害者虐待防止マニュアル」のチェックリストには以下のとおり「セルフネグレクトのサイン」が挙げられています。セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、市町村の障害者の福祉に関する事務を所管している部局等は、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応をする必要があります。

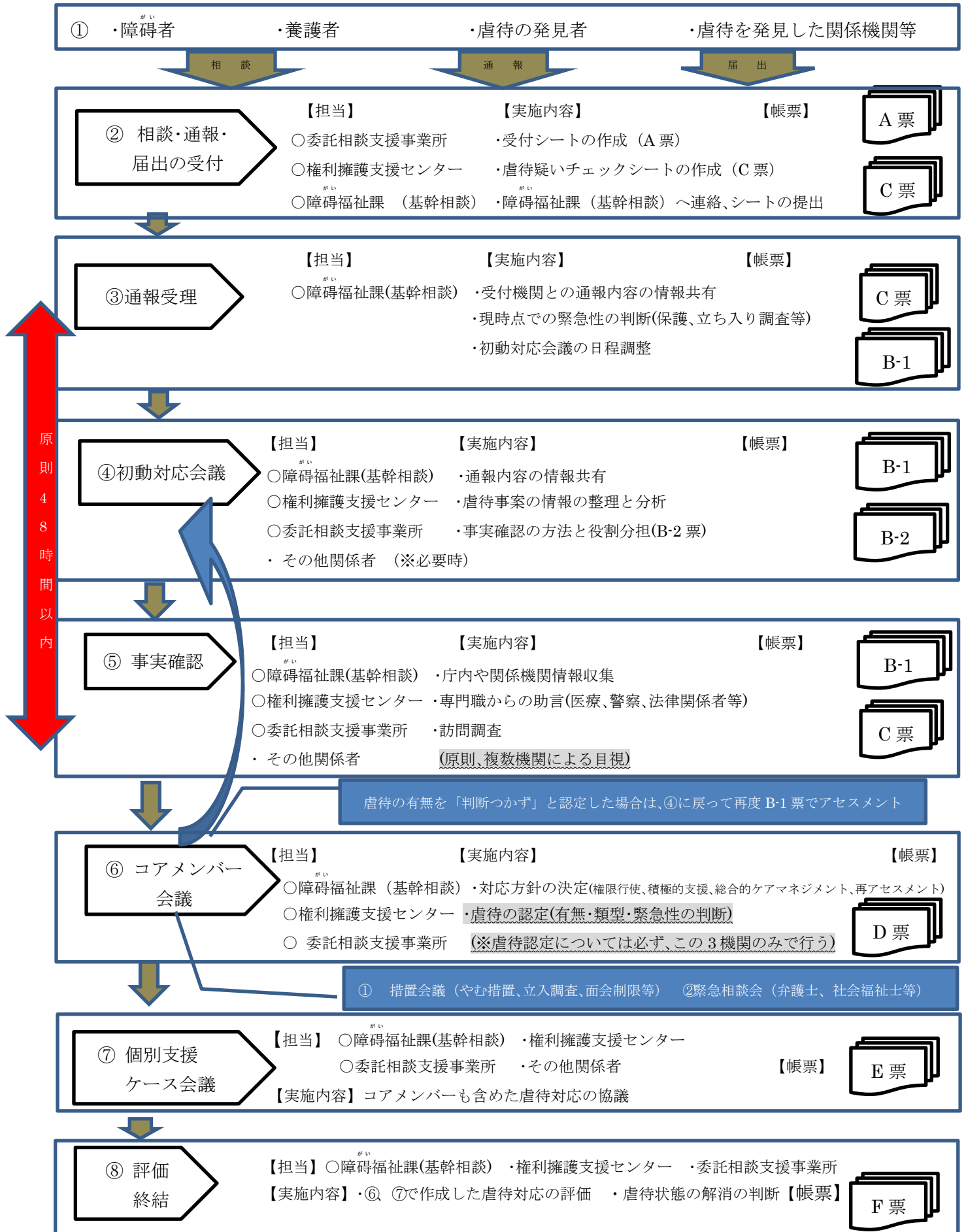
<セルフネグレクトのサイン>

- 単身生活の人が、痩せて食事をしていないようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない
- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 窓ガラスが割れたまま放置されている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の中や家屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と頑なに遠慮したり拒否し、あきらめの態度がみられる

3 養護者による障害者虐待の対応

<宝塚市版フロー>○印は帳票の作成者

※基幹相談＝基幹相談支援センター



原則 4 8 時間 以内

(1) 相談、通報及び届出の受付

相談・通報の受付先	実施内容	様式
①障害福祉課（基幹相談支援センター） ②権利擁護支援センター ③委託相談支援事業所（P27 参照） （※宝塚市では上記①～③が宝塚市障害者虐待防止センターとなります）	相談・通報・届出の受付 ・的確な情報把握 ・受付記録の作成 ・虐待の状況 ・障害者、家族の状況 ・福祉サービスの利用状況 ・通報者の情報等	A票 相談・通報等受付シート C票 虐待疑いチェックシート

ア 相談、通報及び届出の受付時の対応

障害者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、以下に掲げる虐待の状況や障害者・養護者等の状況、通報者の情報等可能な限り必要となる情報を聴取します。ここでの的確な情報を把握することが、次の段階への判断の根拠になります。あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのか等を確認しながら聞き取ります。また、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのか等、具体的な内容を聞き取ります。

※通報者から余裕をもって話を聞ける場合は、C票に沿って聞き取りして下さい。

本人や養護者と接触できていない状況では、C票は表のみ記載します。

- ① 虐待の状況
 - ・虐待の種類や程度
 - ・虐待の具体的な状況
 - ・虐待の経過
 - ・緊急性の有無
- ② 障害者の状況
 - ・障害者本人の氏名、居所、連絡先
 - ・障害者本人の心身の状況、意思表示能力
- ③ 虐待者と家族の状況
 - ・虐待者の状況、虐待者と障害者の関係
 - ・その他の家族関係
- ④ 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無
 - ・障害福祉サービス等の利用の有無
 - ・家族に関わりのある関係者の有無
- ⑤ 通報者の情報
 - ・氏名、連絡先、障害者・養護者との関係等

通報者は、養護者との関係性が崩れたり、報復を恐れたりすることから、通報することへのためらいや不安を感じている事があります。

受付者は通報者を特定させる情報を漏らしてはならない規定があることを丁

寧に伝え、落ち着いた状態で聞き取りをすることが重要です。その上で、必要な事項をできるだけ詳細に聞き取るようにします。また、相談者が虐待という言葉を使わない場合でも、相談を受けた職員は、障害者の状態等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭に置いて連絡先を聞く等の対応が必要です。

通報者は、名前を言うことを嫌がることがありますので、匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聴く必要があります。

これら一連の受付事務を円滑に行うためには、事前に、障害者虐待に関する相談や通報等に係る共通の受付票等の記録様式を整備し、記録方法の統一や情報を集約させるためのルールを整理しておくことが有効です。これにより統一的な観点・基準での判断が可能になるとともに、ケース対応に関わる機関同士が情報を共有しやすくなり、より有効な連携につなげることが可能になります。

受付記録の記入後においては、担当部署責任者の確認を受け、受付台帳に綴って適切に保管することが必要です。

イ 警察からの通報

警察庁では、平成24年9月5日に各都道府県警察に通達を発出し、警察が障害者虐待を認知した場合における適切な対応について示しています。その中で、各都道府県警察において、警察安全相談、障害者を被害者とする事案等の捜査、保護の取扱い等各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合には、虐待行為者の種別を問わず、市町村に通報することとされています。

ウ 個人情報の保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第16条）、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（第23条）が義務づけられています。

しかし、障害者虐待事案への対応では、当該障害者や養護者等に関する情報は第三者提供の制限の例外として扱われる場合もありますので、市町村の個人情報保護条例との調整を図り、相談記録等の取扱いルールを定めておくことが必要です。（次ページ参照）

障害者虐待防止法では、通報又は届出を受けた場合、当該通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています（第8条）。

また、事務を委託された市町村障害者虐待防止センターの役員・職員又はこ

れらであった者についても、正当な理由なしに、委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています（第33条第2項）。加えて、通報者や届出者を特定する情報についての守秘義務も課されています（第33条第3項）。

なお、第33条第2項の規定に違反した場合、罰則も課されます（第45条）。

※ 個別支援ケース会議における個人情報の取扱いについては、P60「ウ 個人情報の取扱い」を参照のこと。

【参考】

宝塚市個人情報保護条例

（保有個人情報の利用及び提供の制限）

第10条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条について同じ。）を自ら利用し、又は提供しなくてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

（1）本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

（2）実施機関が法令等の定める所管事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合にあって、当該保有個人情報を利用することについて合理的な理由があるとき。

（3）国等又は他の実施機関に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて合理的な理由のあるとき。

（4）個人の生命、身体又は財産の安全を保護するため、緊急やむを得ない合理的な理由のあるとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のため利用し、又は提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別な理由のあるとき。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的外の目的のための実施機関内部における利用を特定の部課に限るものとする。

(2) コアメンバーによる対応方針の協議

	担当機関	実施内容	様式
初動対応会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉課 (基幹相談支援センター) ・ 権利擁護支援センター ・ 委託相談支援事業所 	<p>会議前にできる範囲での障害者本人・養護者の情報収集を行う</p>	<p>B-1票) アセスメント要約票</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉課 (基幹相談支援センター) ・ 権利擁護支援センター ・ 委託相談支援事業所 ・ その他関係者(※必要時) <p>初動対応会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急性の予測と判断 ・ 初動対応の方針決定 <p>※コアメンバー会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンバーの明確化(責任者と構成員) ・ 事実確認方法や役割分担 ・ 関係機関への連絡・情報提供依頼等 <p>※初動対応の時点で、十分な情報が集まっており、虐待認定できるのであればコアメンバー会議と兼ねることができる</p>	<p>B-1票) アセスメント要約票</p> <p>B-2票 初動対応役割分担票</p> <p>※D票 コアメンバー会議録</p>

ア 初動対応の決定(初動対応会議)

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断します。これらは相談等の受付者個人ではなく、受付記録をもとに担当部局管理職や事案を担当することとなる者、市町村障害者虐待防止センターの担当者というコアメンバー(P59「ア 個別支援ケース会議の開催」参照)によって組織的に行うことが重要です。ここで、障害者や養護者・家族等の状況に関する更なる事実確認の方法や関係機関への連絡・情報提供依頼等に関する今後の対応方針、職員の役割分担等を決定します。

コアメンバーについては、緊急の事態にできるだけ速やかに(24時間以内が望ましい)対応ができるよう、事前に、責任者やメンバー、各々の具体的な役割を明確化しておく必要があります。

また、日常より、通報があった際の役割分担を自覚することや実際の流れを習得することを目的として、措置権の行使をも想定した訓練を行うことも重要です。

○ 時間外の対応の体制整備

- ・ 障害者虐待に関する通報等は平日の日中のみに寄せられるとは限らないため、休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制(時間外窓口、職員連絡網、夜間対応マニュアル等)を整備します。このとき、受付機能だけでなく、組織的判断や緊急対応等が適切に行える体制とすることも必要です。そのため、関係する組織との連絡会議の開催等、連携に関する日常的な意見交換が重要です。

- ・ 整備しておく体制は、事案の緊急度等に応じて決めておくことも考えられます。
- ・ 時間外に緊急対応を行う場合には、当面の対応方針と担当職員（複数体制）を決定します（初期対応）。その後、速やかに改めて積極的介入の必要性の判断を行い、時間外対応の状況報告と評価を行い、今後の方針を決定します。

○ 通報者への報告

- ・ 通報者が、障害者や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、関わり方等についての要望やアドバイスを伝えます。
- ・ 通報者に協力を求める場合であっても、通報者には守秘義務がありませんので通報者への報告は慎重にする必要があります。
- ・ 通報者の心情を考えると、通報後どうなったのか心配等の理由から、通報後の経過について問い合わせがあることも考えられます。その場合、通報について感謝を伝えた上で、宝塚市障害者虐待防止センターには守秘義務があり、個人情報に属することについては通報者に報告できないことを丁寧に伝え、理解を求めます。

イ 初動対応のための緊急性の判断について

受付記録の作成後（場合によっては形式的な受付記録の作成に先立ち）、直ちに相談等の受付者が担当部局の管理職（又はそれに準ずる者）等に相談し、判断を行います。

※ 相談等の受付者が委託を受けた市町村障害者虐待防止センター職員である場合には、市町村障害者虐待防止センターにおいて通報内容の詳細を確認するとともに、市町村の担当部局に速やかに連絡することが必要です。

① 緊急性の判断の際に留意すべき事項

緊急性の判断に当たっては、以下の点をよく検討すべきです。ここでは養護者への支援の視点も意識しつつ、障害者の安全確保が最優先であることに留意してください。

- ・ 過去の通報や支援内容等に関する情報の確認
- ・ 虐待の状況や障害者の生命や身体への危険性（次頁の「緊急性が高いと判断できる状況」を参考）

※ 緊急性の判断や親権との関係で迷った際には、迅速に専門家（弁護士等）に相談しましょう。

② 緊急性の判断後の対応

○ 緊急性があると判断したとき

- ・ 障害者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、早急に介入する必要があることから、本人中心支援を第一に考え、措置を含めた保護方法を速やかに検討します。なお、その場合は本人保護と同時に、

通常の事実確認ではなく第 11 条 1 項に基づく立入調査を早急に行います。
※ P78「4）積極的な介入の必要性が高い場合の対応」を参照のこと。

○ 緊急性はないと判断したとき

- ・ 緊急性がないと判断できる場合には、その後の調査方針と担当者を決定します。その際、調査項目と情報収集する対象機関を明らかにして職員間で分担します。
- ・ 情報が不足する等から緊急性がないと確認できない場合には、**障害者の安全が確認できるまで**、さらに調査を進めます。

○ 共通

- ・ 決定した内容は会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存します。
- ・ 原則として複数対応とし、性的虐待が疑われる場合は、担当する職員の性別にも配慮します。

ここが
Point!

* 緊急性が高いと判断できる状況

1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される

- ・ 骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
- ・ 極度の体重低下など、栄養状況が悪化したり、健康状況が悪化している
- ・ 怒鳴る、ののしる、うめき声が聞こえるなど、深刻な状況が予測される情報
- ・ 器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される
- ・ 虐待者が同居している場合の性的虐待等、繰り返しの被害が予測される

2 本人からの訴え

- ・ 障害者本人が具体的な内容に基づいて、緊急的な保護を求めている

3 閉じ込めや生活破たん

- ・ 私的監置、座敷牢、檻等への閉じ込めや、障害者本人及び本人の生活が破たんしている状態が確認もしくは予測される状況

4 その他

- ・ 具体的な措置基準や保護基準を定め、随時見直しをすることも大切です。

* 「緊急性の判断＝虐待の判断（認定）」ではありません！

(3) 事実確認、訪問調査

	実施内容	ポイント	様式
安全・事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉課（基幹相談支援センター） ・ 権利擁護支援センター ・ 委託相談支援事業所 ・ 訪問等による安全・事実確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問調査 ・ 関係機関からの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 把握・確認すべき事項（身体の状態・生活の状況、心理・言動・行動・経済面支援・養護者等の態度） ・ 複数の職員による訪問 ・ 医療職の立ち会い ・ 障害者、養護者等への十分な説明 	C票 事実確認チェックシート
	<ul style="list-style-type: none"> ・ (必要に応じて) ・ 障害福祉課 立入調査（基幹相談支援センター） ・ 障害福祉課 積極的な介入（基幹相談支援センター） ・ 権利擁護支援センター ・ 委託相談支援事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護者との分離 ・ 医療機関への一時入院 ・ 市町独自事業による一時保護ほか 	参照 P133 警察への援助依頼書 参照 P134 立入調査報告書

ア 事実確認の必要性

市町村は、障害者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります（第9条）。

ここで、「速やかに」は、何時間以内といった具体的な期限を示すものではありませんが、事案によっては直ちに安全の確認や緊急措置入所が必要な場合もあると考えられますので、状況に応じて対応することが必要です。

なお、児童虐待防止法における「子どもの虐待対応の手引き」においては、虐待の通告受理後、48時間以内での自治体が定めたルールに従い、子どもの安全確認を実施することとされています。また、このような対応は休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに行うことが必要です。

事実確認に当たっては、訪問等による他、市町村内の他部局、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、民生児童委員等当該障害者と関わりのある機関や関係者から情報収集し、障害者の状況をできるだけ客観的に確認するようにします。その際、虐待を受けている障害者の安全の確認や、現在得られている虐待に関する情報だけでなく、将来起こり得る状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わるため、障害者や養護者等の家族状況を全体的に把握することです。

ここが
Point!

原則は、複数職員による訪問・目視！」

事実確認は、その後の虐待認定や対応の必要性、内容を判断していくうえでとても重要です。他者からの伝え聞きや過去の記録による情報に基づくのではなく、原則は、複数職員による訪問・目視により、本人及び本人の生活状態を確認する必要があります。

イ 事実確認で把握・確認すべき事項

把握・確認すべき項目の例は以下（及びウ(7)）のとおりです。

重要な情報については、できるだけ複数の関係者から情報を得るようにします。

また、P44「ア 相談、通報及び届出の受付時の対応」と同様に、あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのか等を確認します。また、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのか等、具体的な内容を確認します。

① 虐待の状況

- ・ 虐待の種類や程度
- ・ 虐待の具体的な状況
- ・ 虐待の経過

② 障害者の状況

- ・ 安全確認・・・関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・ 身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無や通院医療機関、障害福祉サービス等の利用等、関係機関との連携も図る。
- ・ 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
- ・ 生活環境・・・障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③ 障害者と家族の状況

- ・ 人間関係・・・障害者と養護者・家族等の人間関係を把握（関わり方等）
- ・ 養護者や同居人に関する情報

（年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待との関わり等）

④ 障害福祉サービス等の利用状況

- ※ なお、障害者が重傷を負った場合や障害者又はその親族が、虐待行為を行っていた養護者等を刑事事件として取扱うことを望んでいる場合等には、所管の警察との情報交換が必要となる場合も考えられます。

ウ 関係機関からの情報収集

通報等がなされた障害者や養護者・家族の状況を確認するため、庁内他部局をはじめ民生児童委員や医療機関、障害福祉サービスを利用している場合には担当相談支援専門員やサービス事業者等から、以下の点に留意しながらできるだけ多面的な情報を収集します。

(7) 収集する情報の種類等

関係機関からは障害者虐待が疑われる家族に対する援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で情報収集します。その際、個人情報やプライバシー

一の保護には十分な配慮が必要です。

具体的には、以下のような情報を関連機関から収集することが考えられます。

関係機関から収集する情報の種類等の例

- ・ 家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- ・ 戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- ・ 生活保護受給の有無（受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握。また、援助の際に福祉事務所と連携を図る。）
- ・ 障害福祉サービス等を利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障害福祉サービス事業所等からの情報
- ・ 医療機関からの情報
- ・ 警察からの情報
- ・ 民生児童委員からの情報

(イ) 情報収集する際の留意事項

関係機関から情報を収集する際には、以下の諸点について留意が必要です。

- ・ 障害者虐待に関する個人情報については、個人情報保護法の第三者提供の制限（同法第 23 条）の例外規定に該当すると解釈できる旨の説明や、相談支援事業者等との契約において包括的な同意のもとに個人情報の提供が可能な場合には、その旨を説明します。
- ・ 情報収集とともに協力を依頼する場合等、通報内容に関する情報提供が必要なこともあります。その情報の取り扱いについては慎重に注意を喚起します。

エ 訪問調査

虐待の事実を確認するためには、原則として障害者の自宅を訪問して障害者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが必要です。

ただし、訪問による面接調査は、養護者・家族等や障害者本人にとっては抵抗感が大きいため、調査を拒否するケースもあると考えられます。また、事前に訪問が拒否されることが予想されるような場合もあります。一度拒否された場合には、その後の支援も受け入れなくなるおそれがあります。

このようなときは、障害者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民等の協力を得ながら情報収集を行う等して、円滑に調査が行えるようにします。

(訪問調査を行う際の留意事項)

① 信頼関係の構築を念頭に

障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は虐待を受けている障害

者とともに養護者・家族等を支援するために行うものであることを障害者と養護者・家族等に十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

② 複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、障害者虐待では障害者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し支援者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

③ 医療職の立ち会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

④ 障害者、養護者等への十分な説明

訪問調査にあたっては、障害者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。なお、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助は養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。

- ・ 職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障害者の権利について・・・障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村がとり得る措置に関する説明

⑤ 障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

- ・ 身体状況の確認時・・・性的虐待や衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応する。
- ・ 養護者への聞き取り・・・第三者のいる場所では行わない
- ・ 訪問調査→措置入所時・・・養護者不在時に訪問調査や障害者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置いておく。置く場所は第三者の目に触れないところ。

⑥ 柔軟な調査技法の実施

養護者自身が援助を求めている場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。一方で、虐待が重篤で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことも必要と

なります（受容的な態度で接する必要がある場合と毅然とした態度で接する必要がある場合の対応者を分けることも考えられます）。

調査に当たっては、障害者や養護者の状況を判断しつつ、障害者の安全確保を第一に置きながら、信頼関係の構築も念頭に置いて柔軟に対応する必要があります。虐待を受けた障害者への聞き取り調査は、第三者に話しの内容が聞かれることがないように、本人が安心して話すことができる環境に配慮する必要があります。

また、面接により事実確認を行う場合、質問の仕方によっては答えを誘導してしまうことが知られています。特に、知的障害者の場合、誘導の影響が大きくなることが明らかになっているため、面接に関する専門的な研修を受講し、知的障害者からの聞き取り調査について基本的な知識や経験を身に付けるとともに、事案によっては訓練を受けた専門家が必要に応じて面接に対応できる体制を整えておくことが必要です。

⑦ 調査の継続性の確保

調査を実施して障害者の安全や事実確認を行った後も、障害者や養護者を取り巻く環境は常に変化しています。担当者は、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

事実確認と情報収集のポイント

① 原則として自宅を訪問する

- ・ 一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応する。
 - ・ 本人と虐待者は別々に対応する。（できれば、本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。他に全体をマネジメントする人も必要。）
 - ・ 事案によっては、健康相談等別の理由による訪問とすることを検討する。
 - ・ 虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。
- ※ 虐待通報を受けての通報であることを明示する方が良い場合もあります。
- ・ プライバシー保護について説明する。

② 収集した情報に基づいて確認を行う

- ・ 養護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・ 関係者から広く情報を収集する。（家の状況、居室内の状況、本人の様子等）

③ 解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する

- ・ 緊急保護か見守りか
- ・ 一時分離かサービス提供、家族支援か。
- ・ 介護負担軽減を図るプランを提案する。
- ・ 病院か施設か。
- ・ 自分の価値観で判断せず、組織的に判断しましょう。

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 PandA-J）を参考に作成

ここが Point!

訪問調査において明白に、①日常的な暴力が認められたり、②障害者の身体に痣等の外傷性の怪我が確認できる場合は、障害者を保護若しくは措置するとともに、速やかに警察に連絡して下さい。なお、警察に連絡する際は以下のことに留意して下さい。（県警からのお願い）

- 可能な限り認知した段階で障害者への事実確認（写真撮影）をして下さい
- 警察への連絡は、これまでに障害者について把握した情報を漏れなく提供して下さい
- 連絡内容により、警察の判断で直ちに障害者に接触する場合があるので、その際、立会いを求める場合があることを理解して下さい

<以下の要望に応えることは困難です>

- 警察に知っておいて欲しいが、警察に対応しないでほしい
- 被害者等に接触はしないでほしい
- 〇月〇日（又は、コアメンバー会議等）まで、警察は対応しないでほしい
（H30.12.26 障害者虐待対応力向上研修（市町職員向け）県警本部人身安全対策課作成資料より（一部修正））

オ 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期対応の中で最も難しい課題の1つであり、障害者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査を検討する流れとなりますが、緊急な介入が必要となる障害者の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的な介入が必要です。

(ア) 関わりのある機関からのアプローチ

当該障害者が障害福祉サービス等を利用している場合には、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所職員等から養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の障害福祉サービスが利用できる等の情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

(イ) 医療機関への一時入院

障害者に外傷や疾病があったり体力の低下等が疑われる場合には、医師や医療機関に協力を仰いで検査入院等の措置を取り、その後の対応を検討することが必要なときもあります。また、障害者と養護者を一時的に分離させることにより、養護者等への支援が効果的に行える場合もあります。

(ウ) 親族、知人、地域の関係者からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者等がいる場合には、それらの人に養護者の相談にのってもらいながら、障害者や養護者等の状況確認や市町村障害者虐待防止センター等へのつなぎに協力していただく等の方法も考えられます。

ここが
Point!

*情報収集のため訪問しても拒否があったり、本人の安否確認ができない場合、必要に応じて、立入調査、緊急対応など、行政による適切な権限行使の要否を検討する必要があります。

→参照 P73 3) 立入調査
P78 4) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

(4) 虐待の判断

	実施内容	ポイント	様式
虐待の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉課（基幹相談支援センター） ・ 権利擁護支援センター ・ 委託相談支援事業所 ※コアメンバー会議は3機関のみで行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実確認の情報共有 ・ 事案の分析 ・ 虐待の判断 ・ 個別支援ケース会議の参加要請 ・ 措置会議の検討 ・ 専門相談の活用 	D-1 票
	コアメンバー会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の認定、類型、緊急性の判断 ・ 対応方針や役割分担の決定 		D-2 票 コアメンバー会議録

訪問調査等による事実確認によって障害者本人や養護者の状況を確認した後、市町村障害者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています（第9条）。

ア コアメンバー会議の開催

事実確認によって収集した情報を整理し、虐待の判断（認定）や緊急性の判断、事案の分析を行います。そのうえで、対応方針を決定します。必要に応じて、権限行使に関する判断のための措置会議の開催や虐待対応における専門家チ

ームへの助言・支援の要請を行う緊急相談会を検討します。

メンバーについては、P59「個別支援ケース会議のメンバー構成（例）」を参照

イ 虐待の判断

法の主旨に基づき、「虐待の判断」を行います。虐待の判断とは、養護者に「虐待者」のレッテルを貼り、養護者を罰することを目的として行うことでは決してありません。あくまでも障害者と養護者を社会的支援の対象者として位置づけることを目的に行うもので、虐待の行為だけではなく、状況全体の評価に基づき、虐待の判断を行います。

これらの判断に当たっては、正確な情報収集に基づき「緊急性」と「重大性」を評価し、それらを根拠に組織として判断します。

また、後述の立入調査についても、コアメンバー会議において、状況に応じて判断します。

なお、事実確認時に大きな危険性が認められなくても、その後に問題が深刻化するケースも考えられることも踏まえ、早期に、かつ適切に判断し対応することが望まれます。

ここが
Point!

P21 お「(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント」を参照に！

1. 虐待をしているという「自覚」は問わない。
2. 障害者本人の「自覚」は問わない。
3. 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある。
4. 虐待の判断はチームで行う。

「虐待の事実あり」と判断された場合は対応方針の決定を行います。

→P58「(5) 支援方針の決定と実施」へ

「虐待の事実なし」と判断された場合も、通報をされた背景や間接的要因、直接的要因を考慮して、これまで足りなかった配慮等を行いながら継続的に支援を行います。その際は、1ヶ月後や3ヶ月後、半年後、1年後等断続的に状況を確認し、関係機関や事業所で連携をとりながら見守り的な支援をする必要があります。

→「D 票コアメンバー会議後 役割分担票」へ

(5) 支援方針の決定と実施

	実施内容	ポイント	様式
支援方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課(基幹相談支援センター) ・権利擁護支援センター ・委託相談支援事業所 ・その他関係者(必要に応じて) <p>個別支援ケース会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援方針の決定 ・支援計画書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援方針、支援内容 ・各機関の役割、連絡体制等 ・支援の必要度の判断 ・個人情報の取り扱い 	<p>E-1 票 虐待対応支援計画書</p> <p>F 票 虐待対応評価記録票</p>
	介入・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課(基幹相談支援センター) ・権利擁護支援センター ・委託相談支援事業所 ・その他関係者(必要に応じて) <p>介入・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者本人への支援 ・養護者(家族等)への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な障害福祉サービスの導入 ・成年後見制度 ・日常生活自立支援事業(あんしんネットひょうご)の利用 ・ショートステイ居室の確保
モニタリング		<p>(必要に応じて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課 立入調査(基幹相談支援センター) ・障害福祉課 積極的な介入(基幹相談支援センター) ・権利擁護支援センター ・委託相談支援事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者との分離 ・医療機関への一時入院 ・市町独自事業による一時保護等
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課(基幹相談支援センター) ・権利擁護支援センター ・委託相談支援事業所 ・その他関係者(必要に応じて) <p>個別支援ケース会議(モニタリング)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施した支援の評価 ・虐待対応支援計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による対応 ・障害者や養護者等の状況の変化に伴う再アセスメントと対応方針の修正 	<p>E-1 票</p> <p>E-2 票</p> <p>個別支援対応役割分担票</p> <p>F 票</p>

コアメンバー会議における「虐待の判断」に基づいて、個別支援ケース会議において事案に対する協議を行い、支援方針や支援者の役割について決定します。なお、支援方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討することが必要です。

また、障害者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認、尊重しつつ、表出されていないニーズについてもアセスメントすることが重要です。

1) 個別支援ケース会議の開催による支援方針の決定

ア 個別支援ケース会議の開催

個別支援ケース会議は、個別の虐待事案に対する支援方針、支援内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等について協議を行う場であり、**障害者虐待への対応**の中で中核をなすものです。

市町村は会議を開催するに当たって、市町村**障害者虐待**対応協力者を、個別支援ケース会議への関わりに応じて、コアメンバー、ケース対応メンバー及び専門家チームに分類しておく必要があります。このうち、ケース対応メンバー及び専門家チームについては、下表にあるとおり、P36「(3) 虐待防止ネットワークの構築」における役割と対応させて考えることができます。

個々の個別支援ケース会議の参加メンバーは、コアメンバー、ケース対応メンバー、専門家チームのうちから、事案に応じて構成されます。また、会議の開催については、通報等を受理して必要な情報等の確認を行った後、速やかに開催することが必要ですが、状況に応じて電話等を利用する等柔軟な会議の持ち方も必要となることも考えられます。

個別支援ケース会議のメンバー構成（例）

コアメンバー	障害者虐待防止事務を担当する市町村職員及び担当部局管理職。センターの事務を委託した場合は委託先の担当職員を含む。 事案対応にあたって緊急の判断が求められる場合は、市町村担当部局管理職は必須。 障害福祉課（基幹相談支援センター）、権利擁護支援センター、委託相談支援事業所
ケース対応メンバー	具体的な虐待状況を解消していくため、虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者。 障害福祉課（基幹相談支援センター）、権利擁護支援センター、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、労働関係機関等
専門家チーム	専門的な助言・支援等、スーパーバイズに当たる専門職。 警察、弁護士、医療機関、社会福祉士、精神保健福祉士等

個別支援ケース会議の実施に当たっては、次の業務が必要となります。

○ケース対応メンバー、専門家チームへの参加要請

- 事案のアセスメント
- 支援方針の協議
- 支援内容の協議
- 関係機関の役割の明確化
- 主担当者の決定
- 連絡体制の確認
- 会議録、支援計画の作成
- 会議録、支援計画の確認

参加メンバーによる協議

イ 支援の必要度の判断

対応方法を検討する際には、障害者の生命や身体に危険性があるかどうか見極めることが最も優先されます。虐待の程度を把握し今後の進行を予測する等、様々な視点からの検討が必要となりますので、個別支援ケース会議によるチームアセスメントを行い、支援の度合い（見守り・予防的支援、相談・調整・社会資源活用支援、保護・分離支援）の判断を行うことが必要です。P48「イ 初動対応のための緊急性の判断について」を参照いただき、状況によっては緊急保護を行うことが必要となりますし、それ以外の場合は相談支援や養護者の支援等により虐待の解消を図ります。

ウ 個人情報の取扱い

具体的な支援を検討する個別支援ケース会議等では、虐待を受けているおそれがある障害者や養護者・家族の情報を支援者間で共有する必要があります。しかし、障害福祉サービス事業所は、指定基準において秘密保持の義務が課せられており、情報共有の必要性との間で調整が必要です。

個人情報の保護法においては、個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を挙げています。
障害者虐待においては、この例外規定によって守秘義務が解除されていると考えられます。ただし、共有する情報については必要最小限にする等の配慮が必要です。

■個人情報の保護に関する法律

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～四 (第16条第3項各号と同じ)

2) 介入・支援

個別支援ケース会議において決定した支援計画に基づき、虐待状況の解消や再発防止に向けて、ケース対応メンバーを中心に関係機関が連携し、被虐待者や養護者への具体的な介入・支援を実施します。虐待対応の介入・支援は通常のケアマネジメントとは区別し、作成された虐待対応支援計画に基づき行います。

ア 障害者本人への支援

虐待状況や要因、障害者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。

その際、関係機関や地域資源が連携して、包括的に障害者支援を図ることが重要です。

また、障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとするものとされていますので(第41条)、この点にも留意が必要です。

○ 適切な障害福祉サービス等の導入

障害者が適切な障害福祉サービスを受けていない場合には、障害者本人に対する支援及び養護者の介護負担の軽減の観点から、積極的にサービスの導入を図ります。医療機関への受診が必要な場合には、専門医を紹介し、診断・治療につなげます。

経済的な困窮がある場合には、生活保護の担当者につなぎ、状況によっては職権による保護を検討します。就業が必要な場合には、就労関係機関と連携して対応します。

○ 住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

虐待を受けた障害者が、虐待した養護者から身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーーカー行為等の被害者の保護のための措置」により、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者(高齢者虐待、障害者虐待の被害者も該当)についても、申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」(住民基本台帳法第12条6項)があるものとして閲覧等が拒否されます。また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

虐待被害者の保護を図る観点から、これらの措置を採ることが考えられます。

○ 年金搾取等の事実確認のための年金個人情報確認

養護者等が障害者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振り込み口座を変更し、障害者の年金を保護する等の対応が必要な場合が考えられます。

年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、その目的外利用・提供を行う際の情報の取り扱い、行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への年金個人情報提供は、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合等に限定されていますが、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）により、年金詐取や介護放棄等の虐待を受けているおそれのある事案について自治体が行う事実関係の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることになりました。（平成26年10月1日施行）。

（厚生労働省令で定める事務）

〈事実関係の把握〉

・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第9条1項・第19条

〈福祉の措置（措置に当たって所得の把握が必要）〉

・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条

・ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4・第16条第1項

〈後見開始等の審判の請求（審判に当たって所得の把握が必要）〉

・ 精神保険及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2

・ 知的障害者福祉法第28条

※本人に意思能力があり、同意を得ることができる場合には、年金個人情報の提供はその同意による。

○ 年金個人情報の秘密保持の手続

日本年金機構では、配偶者からの暴力（DV）被害者のうち支援期間等が発行する証明書（※）を所持する方については、本人の希望があれば、年金記録を含む個人情報について他者の閲覧を防止する取組（以下「秘密保持の手続き」という。）を行ってきましたが、DV被害者以外の方からも秘密保持の手続きを希望する相談が年金事務所に寄せられていることに鑑み、DV被害者に準ずる者についても同様の取扱いを行うことになりました（平成27年7月から取扱開始）。

（新たな対象者）

秘密保持の手続きを希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者

（例1） 親からの暴力を受けているため避難をしており、住所を親に隠す

必要がある子ども

(例 2) 老齢・障害基礎年金を家族等から不当に搾取されているといった
経済的虐待を受けている高齢者・障害者

(秘密保持の手続による対応内容)

- ① 基礎年金番号を別の番号に変更する
- ② 本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続きを行わない

日本年金機構では、秘密保持の手続の要件として、支援機関等による証明書の提出を求めているため、市町村においては、保護を求める虐待被害者等が市町村に対して支援機関等の証明者発行の要請を行った場合においては、保護・支援を受けている又は過去にされていた旨の証明を行う等の対応を行う他、日本年金機構による本手続きの周知等も併せてお願いします。

(※) 婦人相談所や福祉事務所等にある配偶者暴力相談支援センターが発行するDV被害者の保護に関する証明書、裁判所が発行する保護命令に係る書類、住民基本台帳事務における支援措置申出書の写し等支援機関等が発行する証明書(参考例参照)を指します。

(国マニュアル P76、77 参照)

○マイナンバー制度における不開示措置について

マイナンバー制度においては、平成 29 年 7 月 18 日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会又は情報提供(以下「情報連携」といいます。)及びマイナポータル[※]の試行運用を開始しています。

マイナポータルにおいては、

- ・ 情報連携が行われた記録の開示
- ・ 行政機関等の保有する自らの個人番号を含む個人情報の表示
- ・ 行政機関等からのお知らせの受け取り・表示

の各機能を実装していますが、DV・虐待等の被害者(DV・虐待等のおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」といいます。)の住所・居住がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置(以下「不開示措置」といいます。)を行うことができます。

1. 不開示措置の設定が必要と想定されるケース

- ① DV・虐待等被害者の行う行政手続により情報連携を行うケース
- ② 加害者がDV・虐待等被害者の代理人である(※)又はDV・虐待等被害者がマイナンバーカード(以下単に「カード」といいます。)を置いたまま避難しているケース

※マイナポータルにおいて代理人として設定されている場合のほか、加害者が法定代理人となる場合も含む。

2. DV・虐待等被害者に取っていただきたい対応

(1) 住民票を移しているか否かに関わらず、避難先の各行政機関等においてマイナンバーを提出して最初に手続を行う際、避難に至った状況を説明の上、不開示措置を講じるよう申し出るようにしてください。

(注) DV・虐待等被害者の心身の機能や判断能力の著しい低下等により自ら申し出る又は代理人による対応も困難な場合には、申請等の際にマイナンバーを記載するか否かに関わらず、当該被害者の支援を行う者から申し出るようにしてください。

(2) カードを置いたまま避難している場合には、カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やカードの再交付の申請を行うようにしてください。

(3) 必要に応じて、マイナポータルの利用者フォルダ（アカウント）の削除を行うようにしてください。また、加害者を代理人設定している場合には、当該設定の解除を行ってください。

(注) アカウントの削除や代理人設定の解除のためには、カードを使用してマイナポータルにログインする必要があるため、カードを置いたまま避難している場合には、(2)の対応を併せて取る必要があることに留意してください。

(7) 成年後見制度等の活用

虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2 又は知的障害者福祉法第 28 条の規定により、適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求（以下「市町村長申立」といいます。）を行うことが定められています（第 9 条第 3 項）。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し支援するために有効ですが、制度の利用は十分とは言えませんでした。こうした点を踏まえ、障害者虐待防止法には、国や地方公共団体が成年後見制度の周知や制度利用に当たっての経済的負担の軽減措置を図ることも規定されています（第 44 条）。

また、平成 24 年 4 月から、市町村における地域生活支援事業で成年後見制度利用支援事業が必須事業化されました。

市町村窓口又は基幹相談支援センターは、成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を行い、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、積極的に成年後見制度につなげる必要があります。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の 3 つに分かれており、判断能力の程度等本人の事情に応じて適切に制度を選び、審判の申し立てを行います。

なお、法定後見の申し立ては、原則、本人・配偶者・4 親等内の親族等が行いますが、市町村申立の場合には、基本的に、2 親等内の親族の有無を確認すれば足りる取扱いとしています。

虐待にあった障害者の権利を擁護するためには、市町村長申し立てを前提とした成年後見制度の活用、及びその運用基準や上記成年後見制度利用支援事業等の

予算措置、権利擁護センターなどの各支援機関との連携等について体制を整えなければなりません。

さらに、平成 25 年 4 月からは、同じく市町村における地域生活支援事業で成年後見制度法人後見支援事業が必須化されました。成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることが期待されます。

成年後見制度とは別に、都道府県社会福祉協議会では、日常生活に不安を感じていたり判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業も実施されています。

市町村長申立てについて

市町村長による申立てを行うに当たっては、市町村は、基本的には 2 親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いになっています（ただし、2 親等以内の親族がいない場合であっても、3 親等又は 4 親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われなことが基本となります）。

なお、虐待等の場合で 2 親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2 親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立てが必要となる場合があります。

※（参考）「地域包括支援センター業務マニュアル」から

（国マニュアル P85 チャート参照）

【参考 1】 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度です。平成 12 年 4 月から、高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、新たな制度に改正されました。

○ 法定後見制度

家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。判断能力の程度に応じて補助、保佐、後見があり、その対象は次のようになっています。

「補助」：精神上的障害（認知症・知的障害・精神障害等）により判断能力が不十分な人

「保佐」：精神上的障害により判断能力が著しく不十分な人

「後見」：精神上的障害により常に判断能力を欠く状態にある人

これらの類型に応じてそれぞれ保護する人を補助人、保佐人、後見人とし、利用者の申立により家庭裁判所が選任するものです。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等から選任されます。

具体的に本人を保護する方法としては、法的な権限として①同意権・取消権（後見人の同意なしに行った本人の法律行為を取消（無効）にする権限）と②代理権（後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限）が後見人等に与えられています。

○ 任意後見制度

あらかじめ任意後見人を選任し、高齢者等の判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ締結した契約（任意後見契約）にしたがって保護するものです。任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められます。

※虐待に関する事案では、任意後見制度を利用する場合は、少ないと思われます。

【参考2】 成年後見制度利用促進法

平成28年4月、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）が現行法として議員立法により成立し、同年5月に施行されました。

同法に基づき、政府においては、平成29年3月、成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。同計画は、「財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視する等、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制及びチームを支える地域連携ネットワークの構築とその運営の中核となる機関を整備する、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」をポイントとしています。この計画に基づいて、市町村は成年後見制度利用促進計画を策定し、都道府県においては人材の育成や必要な助言を行い、成年後見制度の利用促進を図ることとされています。

【参考3】 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

援助の内容には以下のようなものがあります。

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの

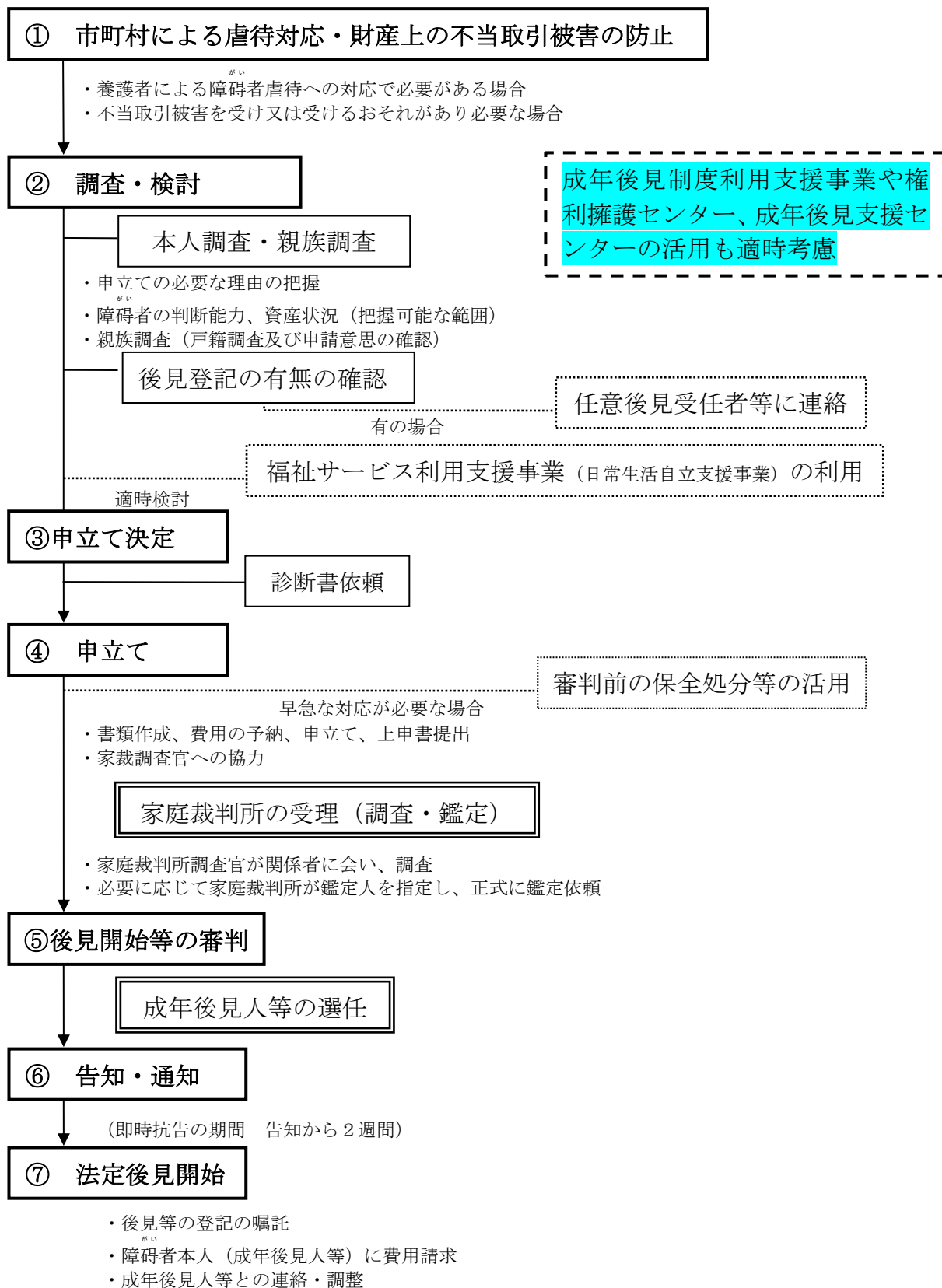
手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知）」

本事業の対象となるのは、福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理等については自分の判断で適切に行うことが困難ですが、契約書や支援計画書の内容を理解することができる方です。

障害者虐待では、知的障害者、精神障害者に対する経済的虐待や財産上の不当取引による被害等の事案が発生しています。このような被害を防ぐための支援のひとつとして本事業の活用を検討することが必要です。

【窓口】 都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会 ほか

＜ 市町村長申立てフローチャート ＞



※「家庭内における高齢者虐待防止マニュアル」（平成17年3月）、石川県健康福祉部を参考に作成

イ 養護者（家族等）への支援

(7) 養護者（家族等）支援の意義

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（第14条第1項）。

障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

障害者に重度の障害があったり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にある等、障害者虐待は様々な要因が絡み合っ
て生じていると考えられます。そのため、これらの要因をひとつひとつ分析し、
養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待も予防することが
できると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が重要です。そのため、障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）の活用等により継続的に支援を行うことも必要です。

養護者に対する支援を行う際には、以下の視点が必要です。

① 養護者との間に信頼関係を構築する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。そのためには、できれば
障害者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることも検討し
ます。

② 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始
後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障害者や養護者・家
族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。

③ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービス等、養護者が障害者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

障害者に重度の障害があり介護負担が大きい場合等は、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追いつめてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が、養護者に対して日々の介護をねぎらう声かけをしたり、支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

④ 養護者への専門的な支援

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合等は、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

(参考) 養護者からの不当な要求があった場合の対応

養護者による障害者虐待への対応では、上記のとおり、養護者支援の視点が重要ですが、中には、対応の過程で養護者から不当な要求や脅し等が行われる場合もあります。こうした場合には、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応を図ることが必要となります。

例えば、窓口を一本化させ、統一的な方針の下に毅然とした態度で臨む、職員一人に対応しない、やり取りを記録に残しておく、必要に応じて専門家チームの助言を仰ぐ、等の対応が重要です。

(イ) 養護者支援の視点

① 障害者と養護者の支援を別の担当（チーム）で行う

障害者虐待対応においては、虐待を受けている障害者への支援と虐待者（養護者）への支援は別の担当（チーム）が行う必要があるという視点が求められます。一つの担当（チーム）が障害者と養護者への支援を行うと、それぞれの利益が対立して問題の整理が難しくなります。

② 養護者支援を担当するチームにつなぎ、協働する

家庭内における障害者虐待は、背景にあるさまざまな要因によって引き起こされます。例えば、養護者が障害や疾病を抱えているが支援に結び付いていない場合、その支援を担当すべき関係機関につなぎ、支援が提供されるように働きかける必要があります。その際、チーム同士がバラバラに支援をするのではなく、虐待対応ケース会議に参加してもらうなどしてともに支援方針をつくった上で役割分担し、支援に取り組む必要があります。

(ウ) 養護者支援の実際

(1) 養護者支援のポイント

障害者虐待の事例では、介護の知識不足、介護疲れ、家族間の人間関係、養護者の病気や障害等、複雑な要因が絡み合っただけで虐待が生じています。常に養護者にも何らかの支援が必要であると考えて対応する必要があります。

① 事例を全体的、総合的にとらえる

養護者支援を考えるとき、その事例の全体的、総合的な状況を理解することが重要です。障害者と養護者は、互いに影響を与え合いながら地域で暮らしています。地域には障害者と養護者を取り巻く環境（社会的・物理的な環境や文化）があり、障害者の暮らしは環境から影響を受けています。このことから、障害者虐待の解決や防止のためには、障害者だけを支援するのでは不十分であり、養護者を支援し、障害者や養護者を取り巻く環境にも働きかける必要があります。

ソーシャルワークは、社会生活上の問題をとらえ、対象（障害者や家族）と環境（社会資源や資源システム）の関係を調整することで問題を解決・緩和し、場合によっては予防します。また、ソーシャルワークは障害者や家族だけでなく、小集団や地域社会も対象とする。そして人や家族、地域社会は問題だけでなく強さ（ストレングス）を持っているととらえ、「問題を持つ対象」として否定的にみるのではなく対象の尊厳という価値を実現しようとしています。養護者支援もこれと同様の考え方をもって取り組む必要があります。

障害者の権利擁護を最優先としつつ、養護者の身体機能・精神心理的状态・社会的な側面を総合的にとらえます。ジェノグラムやエコマップを用いて障害者と養護者、取り巻く環境を可視化し、現在の状況を総合的につかみ、関係者間で共有する方法が有効です。また、障害者と養護者の人間関係やこれまでの人生の歴史を知り、人間関係に悪循環がないか、反対に強みは何かを検討します。その際には、エコマップ、ジェノグラム、生活史年表などを活用し、過去、現在、未来の時間軸で生活全体を把握する視点を持つことが有効です。障害者と養護者の全体像が明らかになり、適切な支援方針を立案することにつながります。

② 幅広い情報収集、チームによるアセスメントと支援計画策定

これまで関わりのあった関係者や近隣住民の協力を得ながら、幅広く情報を収集し、アセスメントすることが重要です。コアメンバー会議や虐待対応ケース会議では、虐待の状況に応じて様々な視点から状況を分析し、多方面からの支援が行われるようにする必要があります。養護者支援についても幅広い意見を出し合った上で援助方針や支援計画を作成します。支援計画に基づいて関係者と連携・役割分担し、介護負担や介護ストレスの軽減など、養護者自身が抱える課題に応じた専門的な支援を進めていきます。

③ 虐待を解決するための支援と障害者の生活の安定までの継続的な支援

障害者虐待防止のための支援の基本は、発生予防から虐待を受けた障害者の生活の安定までの継続的な支援です。虐待が解決した後は再発を予防することも重要になります。

例えば、通常の相談支援として関わりがはじまり、虐待予防に留意していたにもかかわらずリスク要因が重なり虐待へと発展してしまった事例について考えてみましょう。虐待の状況を把握したら、情報収集、事実確認、アセスメ

ントを迅速に行い、コアメンバー会議において、市町村が組織的に虐待かどうか判断します。また、虐待対応ケース会議等を通じて多機関で連携して支援課題を明確にし、援助方針や支援計画を策定し、支援を開始します。支援課題として養護者の問題があれば養護者への支援計画を策定し、実施します。支援結果をモニタリングし、虐待の状況が改善された場合は組織的に終結と判断します。その後はまた通常の相談支援の関わりへと引き継がれ、ニーズに応じて必要な支援が計画され提供されますが、その一つとして虐待の再発予防が含まれます。再発予防のために必要であれば養護者支援が継続されます。

④ 長期にわたる支援が必要な事例に組織的に対応する

自治体では、組織的対応において責任ある立場に置かれる管理職にも、支援の中心となる担当職員にも、定期的な人事異動があります。人事異動の際の引継ぎを確実にするためには、援助方針や支援計画を策定する際に、虐待と認定した根拠や、支援課題が何で、現在は何を解決するために障害者や養護者にどんな支援を行っているのか、モニタリングの結果を含めてきちんと記録に残しておく必要があります。

この手引きや都道府県主催の障害者虐待防止研修等で紹介される資料を活用しつつ、必要に応じて自治体独自の対応マニュアルや帳票を整備し、支援の計画・実施・評価を確実に遂行した上で、自治体の組織内で知識や技術を蓄積していくことが求められます。

(I) 養護者支援のためのショートステイ居室的確保

① 法的根拠

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に障害者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室的確保するための措置を講ずるものとされています（第14条第2項）。

障害者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば障害者虐待につながり得る場合、あるいは緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合等については、養護者の負担を軽減する観点から、積極的に当該措置の利用を検討する必要があります。

② 居室的確保策

障害者虐待防止法第14条第2項に規定する「居室的確保するための措置」としては、市町村独自に短期入所するための居室的確保して対応する方法も考えられますが、地域によって居室的空き状況等が異なることから、各自治体の状況に応じた工夫がなされることが期待されます。居室的確保に当たっては、障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）も活用できます。

③ 継続的な関わり

障害者が短期入所している間も、支援担当者は障害者本人と養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望等を把握しながら適切な相談、助言等の支援を行うことが必要です。

3) 立入調査

ア 立入調査の法的根拠

障害虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員に、虐待を受けている障害者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています（第11条第1項）。立入調査は第32条に規定する市町村障害者虐待防止センターの業務には含まれませんので、市町村の障害福祉所管課職員が行うことに留意する必要があります。

市町村長は、立入調査の際には障害者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています（第12条）。

なお、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとされています（第46条）。

イ 立入調査の要否の判断

当事者から情報が取れない場合であっても、関係者へのアプローチ等で必要な情報が取れると判断したときは、その方法を優先します。しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、かつ障害者の安否が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討する必要があります。その際、タイミングや状況、関係者の協力等を総合的に勘案して決定することが必要となります。決定に当たっては、担当部署の管理職が出席している会議で検討するとともに、正式な決裁を経ることが必要です。

立入調査が必要と認められる状況は、緊急性や重大性がある（P48「イ 初動対応のための緊急性の判断について」、P60「イ 支援の必要度の判断」参照）場合ですので、本人の保護と立入調査を同時に並行して進めます。その例を以下に示します。

立入調査が必要と判断される状況の例

- 障害者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じない等、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 障害者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害者の福祉に反するような状況下で障害者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- 過去に虐待歴や援助の経過がある等、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障害者を会わせない等非協力的な態度に終始しているとき。
- 障害者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声等が目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触

そのものできないとき。

- 入院や医療的な措置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設等から無理やり引き取られ、養護者による加害や障害者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障害者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障害者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障害者の保護が困難であるとき。

ウ 立入調査の実施体制

① 立入調査の執行にあたる職員

- ・ 予測される事態に備え、複数の職員を選任します。
- ・ 担当職員を基本に、入院等の必要性を的確に判断することのできる医療職の同行も有効です。
- ・ 市町村担当部署の職員が行います。市町村障害者虐待防止センターの職員だけでは実施できません。

② 警察との連携

障害者虐待防止法では、警察署長への援助要請等についての規定が設けられており、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めなければならないとされています(第12条第2項)。

立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがある等市町村職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長あてに援助依頼を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにします。

知っておこう!

立入調査を行う場合は障害者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められるとき、となっていますので、曜日や祝日、時間など諸条件等に縛られるのではなく、迅速な対応が必要です。

<参考(警察からの留意事項)>

○ 来週月曜日の午後〇時から立入調査を行うので援助要請したい旨、市町より前の週金曜日に依頼。

↓

○ 事案概要の説明を受けた結果、警察が危険性が切迫していると判断した場合

↓

○ 直ちに、立入調査を求める場合があり得ることを理解して下さい

<参考(警察からのお願い)>

○ 夜間休日の緊急連絡先の確保(日常からの地元警察との連携: 県障害福祉課追記)

○ 障害者虐待でない場合の福祉的支援(行政機関内の連携)

(H30.12.26 障害者虐待対応力向上研修(市町職員向け) 県警本部人身安全対策課作成資料より)

③ その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や保健センター、精神保健福祉センターと連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられます。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保等の手配をあらかじめ行っておく必要があります。養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合があります。ただし、いずれの場合でも事前に周知な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要となります。

エ 立入調査の実施方法の検討

- ① まずは、立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼のタイミングや内容等を判断する必要があります。

例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の規定がない以上、これをできるとは解されていません。

このように、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備（例えば出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる等）を綿密に行うことが必要です。

- ② 立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はありません。
- ③ 立入調査ではタイミングがポイントであり、個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要になります。例えば、障害者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いか等について、慎重に検討を要します。

オ 立入調査の留意事項

- ① 立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示します。（第11条第2項）

参照

P77「【参考例】身分証明書」を参照

- ② 立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。

その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由等について誠意を持って説明します。また、障害者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

- ③ 保護の判断と実行

障害者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無等を観察するとともに、できれば同行の医療職による診断的チェ

ックを受けることが望ましいと考えられます。障害者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。

障害者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑である等の特徴的な様相があれば、障害者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。

障害者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、障害者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を通じて、緊急に障害者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ることが必要です。

④ 緊急の障害者と養護者の分離が必要でないと判断されたとき

緊急に障害者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。

なお、緊急の対応が不要になったとしても、障害者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

知っておこう！

<立入調査への拒否等について>

正当な理由なく、市町職員による立入調査を拒否したり、質問への答弁の拒否や虚偽の答弁を行ったり、障害者に答弁をさせなかったり虚偽の答弁をさせた者に対しては、障害者虐待防止法第46条により30万円以下の罰金が科せられます。

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律】

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

- ① 立入調査執行後は、調査記録を作成します。
- ② 関係書類については、障害者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録等の入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

参照

「立入調査報告書（例）芦屋市」を参照

【参考例】 身分証明書 (表)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">証 票</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">第 号 年 月 日 交付</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">所 属 氏 名</p> <p style="margin-top: 20px;">上記の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。</p> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center; margin-top: 20px;"> 市 町 村 長 名 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市町村 長 印 </div> </div>
--

(裏)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は障害者の養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第35条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置を講じるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第18条第1項又は若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定を適用する。

3 市町村長は、第7条第1項の規定による通報又は第1項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(日本工業規格 A 列 7 番)

4) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとも重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。

こうした場合、虐待を受けている障害者の生命の安全を確保することが最重要ですので、場合によっては障害者本人や養護者の意向に関わらず、速やかに市町村担当部局や関係機関に連絡するとともに、医療機関や必要が認められるときには警察への通報も行います。

ア 障害者の保護（養護者との分離）

障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとも重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合等には、障害者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これによって、障害者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができる等、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

① 迅速な対応

事案によっては可能な限り速やかに障害者の保護・分離をすることが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする必要があります。

② 保護・分離の要否の判断

障害者の保護・分離の必要性については、相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断する必要があります。また、その判断は担当者個人ではなく、市町村としての決定であることが重要です。そのため、個別支援ケース会議等を通じ、関連機関・関係者との協議を行う等、できる限り客観的で慎重な判断が求められます。

③ 保護・分離の手段

虐待を受けた障害者を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（施設入所、短期入所等）、医療機関への一時入院、市町村独自事業による一時保護等の方法が考えられます。

障害者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討しますが、本人第一主義の下迅速性を重んじ、措置を原則とします。

イ やむを得ない事由による措置

(7) やむを得ない事由による措置を行う場合

保護・分離の一手法として、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由による措置」があります。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による障害福祉サービスを利用することが著しく困難な障害者に対して、市町村長が職権により障害福祉サービスを利用させることができるということです。

障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、適切に身体障害者福祉法第 18 条第 1 項又は第 2 項（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）、知的障害者福祉法第 15 条の 4 又は第 16 条第 1 項第 2 号（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）の措置を講じることが規定されています。また当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも定められています（第 9 条第 2 項）。

(イ) 虐待を受けた障害者の措置のために必要な居室の確保

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者による虐待を受けた障害者について、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第 10 条）。

措置による保護が必要となる前に、市町村は近隣の障害者支援施設等と協議し、措置のために必要な居室の確保に努めることが必要です。また、都道府県が市町村間相互の連絡調整を行いながら、複数の市町村が広域的な対応として居室の確保を行うことも考えられます。

また、指定障害者支援施設等及び指定障害福祉サービス事業等の運営基準によって定員の遵守が定められていますが、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではないとされていること、報酬告示においてその場合は定員超過に該当する場合の減算を算定する利用者数から除外する規定が置かれていること、知的障害者福祉法第 21 条及び身体障害者福祉法第 18 条の 2 において、やむを得ない事由による措置による委託を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならないと定められていることについても説明し、協力を要請することが考えられます。

「居室を確保するための措置」としては、障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）の一時保護のための居室の確保等の活用等考えられます。

(ウ) 面会の制限

障害者虐待防止法では、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や障害者支

援施設等の長は、虐待の防止や障害者の保護の観点から、養護者と障害者の面会を制限することができるかとされています（第13条）。

① 面会要望に対する基本的な対応

虐待を行っていた養護者から障害者への面会申し出があった場合には、担当職員は障害者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、ケース会議等において市町村と協議して面会の可否に関する判断を行います。その際には、障害者の安全を最優先することが必要です。

面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市町村職員が同席する等、状況に応じた対応が基本となります。

② 施設側の対応について

障害者虐待防止法では、障害者支援施設等の長も面会を制限することができるかとありますが、その際には事前に市町村と協議を行うことが望ましいと考えられます。

虐待を事由にして「やむを得ない措置」を採る場合には、市町村は障害者支援施設等に対して、養護者から直接面会の要望があった場合の対応について指示しておく必要があります。措置の継続中は、市町村と障害者支援施設等とは定期的に協議を行い、障害者や養護者の状況と面会希望時の対応を確認しておく必要があります。

③ 契約入所や入院等の場合

虐待を受けた障害者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や入院した場合については、障害者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合であっても、養護者と面会することによって障害者の心身の安全や権利が脅かされると判断される場合には、市町村と協議して養護者に対して障害者が面会できる状況にないことを伝え、説得する等の方法で面会を制限することが必要となります。

④ 施設入所者に対する養護者の虐待について

既に障害者支援施設等に入所している障害者に対して、養護者が面会の際に、年金等の財産の使い込みや通帳引き渡しの強要、自宅への引き取りの強要、暴言等の虐待を繰り返すような場合には、養護者による虐待を防ぐための対策を講じる必要があります。また、関係機関との連携の下、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用につなげる等の対応を図る必要があります。

(I) 措置後の対応

やむを得ない事由による措置によって障害者を保護したことで、虐待事案に対する対応が終了するわけではありません。措置入所は、障害者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、障害者が安心して生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要です。

施設等に保護された障害者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、障害者に対する精神

的な支援は非常に重要です。

また、保護された障害者が特に介護の必要がなく自立している場合等には、障害者施設的环境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題として出てきます。可能な限り障害者本人の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、障害者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

この他にも、年金の搾取等経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更する等関係機関との連携が必要になる場合もあります。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、障害者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。

養護者に対しても、保護した障害者と同様に精神的な面での支援が必要ですので、障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）のカウンセリングの活用等、分離後も継続的に養護者に対する支援を行うことが必要です。また、場合によっては経済的問題についての相談機関を紹介する等が必要となる場合も考えられます。

(オ) 措置の解除

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置によって施設に一時入所した障害者の措置が解除される場合としては、以下のような例が考えられます。

① 自立した生活に移行する場合

保護によって障害者が落ち着き、今後、養護者の元に戻るより独立した生活を営んだ方が良いと判断される場合です。退所するまでは地域移行支援、退所した後には地域定着支援の対象となる場合がありますので、これらの制度を活用しながら継続的に支援を行うことが必要です。

② 家庭へ戻る場合

関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障害者が家庭で生活することが可能と判断される場合です。ただし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による障害者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられますので、障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）の活用等により継続的に支援を行うことが必要です。

③ 障害福祉サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

保護によって障害者が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、後見人等が選任されたことによって障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合等が考えられます。

なお、やむを得ない事由による措置が継続している場合でも、少人数集団での支援が望ましい等障害者本人の状況に応じてグループホーム・ケアホームへの移行を検討した方がよい場合があります。

5) モニタリング

虐待対応支援計画に基づいた、具体的な援助・支援の実施状況の確認、目標達成状況の評価を行います。また、必要に応じて虐待対応支援計画の見直しも検討し、対応内容及び役割分担の確認を行います。

ア 支援の評価・支援計画の見直し

緊急的又は集中的な対応が一段落ち着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれもあります。このため、個別支援ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニタリングを行います。具体的には、市町村の担当職員や相談支援専門員等が定期的な訪問を継続し、また、訪問だけでなく、援助を行う関係機関からの聞き取り等により障害者や養護者等の状況を把握します。こうして、障害者と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、必要に応じて新たな支援を検討します。

イ 関係機関との連携による対応

モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、個別支援ケース会議において、事前に関係機関による役割分担や連絡体制等を明確にし、常に連携して対応します。ネットワークを構成する機関と定期的に情報交換や意見交換等を行いながら、信頼関係を構築することが望まれます。

ウ 再アセスメント・対応方針の修正

障害者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関との個別支援ケース会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による支援内容を変更していく必要があります。

ここが
Point!

○虐待が解消されていない場合

虐待対応支援計画に基づいた介入・支援を継続します。計画の見直しが必要な場合には、新たに虐待対応支援計画を作成し、それに基づいた具体的な介入・支援を実施します。

○虐待が解消された場合

虐待対応の終結・終了会議を開催します。

(6) 虐待対応の終結・終了

	実施内容	ポイント	様式
終結・終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉課（基幹相談支援センター） ・ 権利擁護支援センター ・ 委託相談支援事業所 終結・終了会議 ・ 虐待状態の解消、終結・終了の判断 ・ 通常の相談支援への移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待状態が解消→終結 ・ 死亡・転居等→終了 転居の場合は必ず転居先の自治体に状況を申し送ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ F票 ・ 虐待対応評価記録票

ア 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。虐待対応が終結したと思われる時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。その一方で、虐待が発生した背景や間接的な要因を考慮し、より配慮された生活支援を行うことが虐待の再発防止となります。それらのことを継続的に留意しながら、虐待の再発があったとき等に速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

イ 虐待対応の終了

虐待対応の終了とは、虐待の発生要因が完全に除去されることであり、一時的な転居や入院については終了とはならず、転居する場合においても転居先の自治体に必ず状況を申し送ります。

4 財産上の不当取引による被害の防止

(1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者や障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することが規定されています（第43条第1項）。この相談や関連部署・機関の紹介は、市町村障害者虐待対応協力者に委託することが可能です。

市町村は消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生児童委員、相談支援専門員、居宅介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

住民に対しては、財産上の不当取引による障害者の被害に関する相談窓口（基本的には、消費生活センター又は市町村の消費者担当部局が基本）を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

【相談窓口】

消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、成年後見センター・リーガルサポート

(2) 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。前述した市町村長申立も活用しながら、障害者の財産が守られるよう、支援を行うことが必要です（第43条第2項参照）。

5 養護者による障害者虐待の事例

平成 25 年度の厚生労働科学研究費補助金で、「障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究」が行われました。その中で収集された養護者による障害者虐待と対応の事例を示します。

事例 1 女性 知的障害（身体的虐待）

母から「しつけ」として叩かれる。生活介護事業所が通報。サービス等利用計画を変更し、行動援護の利用を追加。相談支援専門員が自宅訪問し、モニタリングを定期的に行う。

事例 2 男性 知的障害（身体的虐待）

行動障害がある本人が、母を叩く等の他害行為を行うと、「クールダウン」のために着衣のまま冷水をかけることがあると母から報告を受けて、居宅介護事業所が通報。見守りケースとして、自宅訪問時の様子観察を継続。

事例 3 男性 知的障害（経済的虐待）

A 市の支給決定を受け、B 市にある入所施設で生活していたが、妹の夫から本人の貯金を貸してほしいと相談あり。施設側が拒否すると、脅迫的な言動があったため、虐待防止センターへ通報。妹夫婦からは施設の契約を解除し自宅に引き取ると言われる。措置に切り替えることを検討したが、妹夫婦と交渉の結果、措置に切り替えずに本人も財産も守ることができた。

事例 4 女性 知的障害（性的虐待）

介護保険で要支援の判定を受けた母と本人の 2 人世帯。母の知人男性がしばしば家に来て、通院や買い物等母の手伝いをしているが、その男性に性的な嫌がらせを受けていると、通所先の事業所へ訴えがあり発覚。事業所が虐待防止センターへ通報。本人の了解をとり、短期入所の利用。虐待防止ネットワーク会議を開催し、警察から男性へ注意喚起してもらう。翌日、行政、保健師、相談支援事業所、通所事業所が集まり、今後の方向性や役割について話し合う。現在は訴えた内容のことはなくなっている。

事例 5 女性 精神障害（身体的虐待・心理的虐待）

両親と姉、姉の内縁の夫と同居。姉の障害理解が乏しく、本人の病状に対する苦言、

身体の一部をつねる、ぶつ等によるアザや極端な他者へのおびえが見られたことからクリニックのスタッフが区と相談し、任意入院とする。姉は虐待防止センター、相談支援専門員、クリニックのスタッフからの接触を拒否。退院後は家族のもとに戻り、支援者らで見守りを継続中。

事例6 男性 精神障碍^{がい}（身体的虐待・経済的虐待）

家庭内において義兄から日常的に暴力を受け、坊主にされ、年金を使われる。本人が警察や虐待防止センターに逃げ込んで相談開始。緊急ショートステイを経て生活保護を受給し、グループホームと就労移行支援を利用。

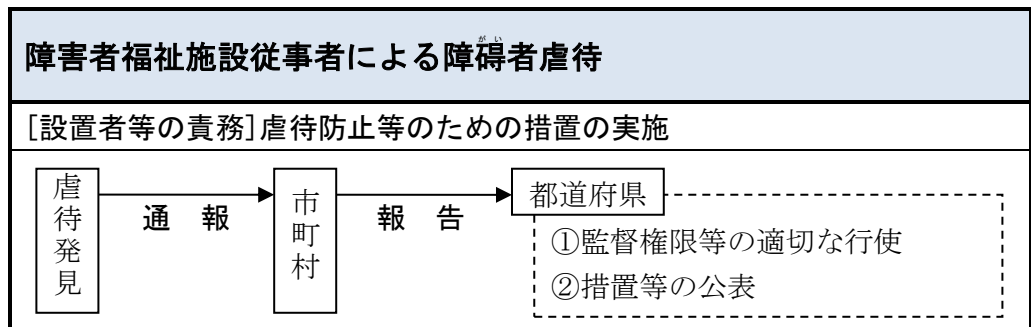
事例7 女性 身体障碍^{がい}（放棄・放置）

本人はベッド上で寝たきり状態での生活だが、排泄や身体面、食事の世話を母親がしていない。支援に入っていたヘルパーより町役場へ通報、相談支援事業所も対応し、サービスの見直しを検討。

事例8 女性 身体障碍^{がい}（身体的虐待）

ヘルパーが本人のあごにアザを発見。夫に確認したところ息子が殴ったとの話があり、通報。夫と面談し、虐待が日常的に行われていないことを確認。市虐待防止センターが協議し、訪問介護を利用していることから、緊急的な介入の必要はないと判断。現在、訪問介護事業所と見守りを継続中。

Ⅲ 障害者福祉施設従事者等 による 障害者虐待の防止と対応



1 定義・概略

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による虐待が規定されています（第2条、第15～20条）。

障害者虐待防止法に規定されている「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています（第2条第4項）。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業についてはP3「イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」を参照してください。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

（1）障害者福祉施設等の設置者等の責務

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者の責務として、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずることが定められています（第15条）。

また、障害者福祉施設等の運営基準では、障害者福祉施設等の運営についての重要事項に関する運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされています。

具体的には、

- （ア）虐待の防止に関する責任者の選定
- （イ）成年後見制度の利用支援
- （ウ）苦情解決体制の整備
- （エ）従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）等を指すものとされています。

（2）管理職・職員の研修、資質向上

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を防止するためには、何よりもまず障害者の人権の尊重や障害者虐待の問題について、管理職、職員が自ら高い意識を持つことが必要です。また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠です。

自治体を実施する、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修は、障害者福祉施設等の管理者又はサービス管理責任者等を対象として、障害者虐待防止の基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待防止委員会の設置等の具体的な虐待防止の体制づくり、身体拘束や行動制限を廃止するための具体的な取組等、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応を学ぶ機会を提供するものです。

自治体においては、障害者福祉施設等の管理者又はサービス管理責任者の研修受講状況を把握し、受講

していない場合は積極的な受講勧奨を行う等、未受講をなくす取組みが期待されます。

また、自治体が行う障害者虐待防止研修を受講した職員が、勤務する施設・事業所の職員に対して伝達研修を行うことを推奨することにより、施設・事業所の職員に研修内容を普及することができます。「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に、施設・事業所で障害者虐待防止の伝達研修を行う際に利用できる冊子を掲載していますので、その活用を推奨するとともに、研修受講者に伝達研修の実施時期等を報告させることにより実施状況を把握することで、確実な普及啓発に努めます。

障害者福祉施設等においては、定期的に障害者虐待防止や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質の向上に努めることが必要です。

虐待を防止するためには、実際に支援に当たる職員だけでなく管理者も含めた事業所全体での取組が重要です。管理者が率先して障害者の人権の保持に向けて行動し、職員とともに、風通しが良く、働きがいのある職場となるよう環境を整えていくことが必要です。

(3) 個別支援の推進

数多くの障害者が障害福祉サービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は利用者にとっても職員にとってもストレスの原因となるものであり、特に入所型の事業において、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。

入浴、排せつ、更衣等の介助においては、勤務シフトや業務内容の分担の工夫などにより、可能な限り同性介助ができる体制を整え、特に性的虐待の被害に遭いやすい女性障害者に対して配慮する必要があります。

利用している障害者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくることが障害者福祉施設従事者等には求められています。

そのために、それぞれの事業所では個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題等を記載した個別支援計画を作成します。個別支援計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

利用者一人ひとりに対して、その個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが、虐待という重大な人権侵害事案を防止することにつながります。

(4) 開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、入所している障害者の居住の場でもあるため、ともすると閉じられた場になりやすいという側面があります。このため、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待防止に向けた各種取組が形式的なものになり、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壌ともなり得ます。このため、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。地域の住民やボランティア、実習生等多くの人々が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。また、他施設との職員交流、利用者の個別支援に関する事例検討に外部の専門家からコンサルテーションを受ける機会を設ける等、外部の目や援助が入る機会を増やすことが虐待防止につながります。

また、サービス評価（自己評価、第三者評価等）の導入も積極的に検討することが大切です。

(5) 実効性のある苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用している障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第15条）。

障害福祉サービス事業所等においては、苦情相談窓口を開設する等苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等にも規定されています。サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図る等、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

(6) 指導監査等による確認

自治体は、障害者福祉施設等の指導監査において、報告書類のチェックだけでなく施設内巡回の時間をなるべく多く確保し、利用者の様子や職員の対応、同性介助について可能な限り配慮されているか等について観察したり、幹部職員のみならず現場の職員からも聞き取りを行う等、実質的なチェックになるよう心掛けることが求められます。

また、自治体は相談支援専門員が障害者福祉施設等の利用者についてモニタリングを行った際に、気になった点があればすぐに相談支援専門員から情報提供を受けられるよう連携体制を構築しておくことが望ましいと考えられます。

(7) 虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施

通報、苦情等の内容が利用者の生命、身体の安全に関わるものである場合は、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、虐待防止に重点を置いた柔軟な対応が必要です。

また、実地指導においても、障害者虐待との関連が疑われる場合等を含め、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、監査と同様、事前に通告を行うことなく実地指導を行うことも検討することが必要です。

厚生労働省では、このような主旨を踏まえて平成28年4月に「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」及び「指定障害児通所支援等事業者等の指導監査について」を改正し、障害者虐待との関連が疑われる場合を含めた機動的な指導・監査の実施について通知しています。

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について
指定障害福祉サービス事業者等指導指針

5 指導方法等
(2) 実地指導
① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について
指定障害児通所支援等事業者指導指針

5 指導方法等
(2) 実地指導
① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

3 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の対応

<兵庫県版フロー>

※センター：権利擁護支援センター、**市町**：障^{がい}碍福祉課（基幹相談支援センター）

極力早く対応

	実施内容	窓口・実施機関	様式例
市町	(1) 通報等の受付 ・ 正確な事実の把握 ・ 受付記録の作成	センター・ 市町	A 相談・通報等受付シート
	初動対応会議 (2) コアメンバーによる対応方針の協議 ・ 緊急性の予測と判断 ・ 初動対応の方針決定 ◎迷ったら専門職（弁護士等）に相談	市町 ・センター	B 初動対応会議録
	事実確認 (3) 市町村による事実の確認 ・ 訪問調査 ・ 関係機関からの情報収集 ・ 調査報告の作成	市町 ・（センター） 市町	C 事実確認チェックシート
	虐待の判断 コアメンバー会議 (4) 虐待の判断 ・ 虐待の判断 ・ 個別支援ケース会議の方針	市町 ・センター等	D コアメンバー会議録
	虐待の事実あり なし より配慮された相談支援、サービスへ （虐待行為が解消した場合）		F 評価会議記録票
	個別支援ケース (5) 個別支援ケース会議による支援方針の決定 ・ 支援方針の決定	市町 ・センター ケース対応メンバー	E 個別支援ケース会議録
報告	(6) 市町村から都道府県への報告 ・ 虐待に関する事項の報告	市町	
県	事実確認 (7) 都道府県による事実の確認 ・ （必要な場合）事実確認のための調査	県	
	権限行使 (8、9) 法の規定による権限の行使 ・ 報告徴収、改善指導 ・ 法に基づく権限の行使	市町 、県・（県民局） 政令・中核市 県	
	公表 (11) 障害者虐待の状況の公表 ・ 虐待状況等の公表（毎年度）	県	

(1) 通報等の受付

	実施内容	ポイント	様式
相談・通報の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉課（基幹相談支援センター） ・ 権利擁護支援センター ・ 委託相談支援事業所 相談・通報・届出の受付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な事実の把握 ・ 受付記録の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速かつ正確な事実の把握 ・ 施設所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合 ・ 通報等による不利益取り扱いの禁止 	相談・通報等受付シート (A票)

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村への通報義務が規定されています（第16条第1項）。これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様です。

また、虐待を受けた障害者は市町村に届け出ることができることとされています（第16条第2項）。

イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合等

障害者が利用している障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合の虐待事案では、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取り等の初期対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。

また、その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県等と協力して行うこととなりますので、当該都道府県等にも速やかに連絡を入れる必要があります。（P95 こんな場合は！」を参照）

なお、障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が遠方の他県である場合等は、支給決定を行った市町村が速やかに障害者の安全確認や事実確認を行うことが困難な事態も考えられます。その場合は、障害者福祉施設等が所在する市町村が通報等を受け付け、当該施設所在地の都道府県等が支給決定市町村に代わり障害者の安全確認や事実確認を行うことも考えられます。支給決定を行った市町村も当該施設所在地の都道府県等に対し、障害者の支給決定状況等の情報提供を含め積極的に協力するなど、通報を受けた市町村、障害者福祉施設等の所在地の都道府県、支給決定をした市町村が連携し、速やかに障害者の安全確認、事実確認を行うことができるよう適切に対応します。

障害者福祉施設等で虐待を受けたと思われる障害者の支給決定市町村が複数ある場合、各市町村が障害者の安全確認、事実確認等を行うこととなります。その

場合は、都道府県障害者権利擁護センターが、障害者虐待防止法に定める市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整等を行うこととなります。

ウ 通報等の受付時の対応

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等についてできるだけ迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要で、^{がい}障害者の身体的安全を第一に考えなければならない案件では、(3)の事実確認までに少なくとも24時間以内に対応するべきです。

そのため、通報等を受けた受付者は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが^{がい}障害者施設従事者等による^{がい}障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口（例えば市町村や当該事業所の苦情処理窓口等）での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

※ この他、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。P44「ア 相談、通報及び届出の受付時の対応」を参照してください。

○ 個人情報の保護についても、養護者による虐待への対応の場合（P45「ウ 個人情報の保護」）を参照してください。

なお、障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行う等、通報者の立場の保護に特に配慮することが必要です。

エ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（この旨は、養護者による障害者虐待についても同様）。（第16条第3項）
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第16条第4項）が規定されています。

こうした規定は、障害者福祉施設等における^{がい}障害者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたもので

す。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも第16条第1項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益取扱いの禁止等を規定する第16条第4項が適用されないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることに合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。）公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

障害者虐待防止法施行後、虐待通報した職員に対して、施設側から損害賠償請求が行われる事案が発生しました。適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に施設側から損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員を萎縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものです。

都道府県、市町村においては、施設管理者等に対して研修等様々な機会を通じて障害者虐待防止法の趣旨について啓発を努めるとともに、通報義務に基づいて適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等に対して解雇その他不利益な取扱いがなされないよう、通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在について周知徹底を図ることが必要です。

こんな場合は！

- ex1** A市（一般市）が支給決定を行った障害者がB市（一般市）の施設に入所
 →B市に通報があった場合：B市で初期対応。支給決定を行ったA市に連絡。
 指定権者の兵庫県に連絡。
 →A市に通報があった場合：A市で初期対応。指定権者の兵庫県に連絡。
 （施設所在地のB市にも情報提供。）
- ex2** C市（一般市）が支給決定を行った障害者がD市（政令・中核市）の施設に入所
 →D市に通報があった場合：D市で初期対応。支給決定を行ったC市に連絡。
 （兵庫県には事実の確認後、報告。）
 →C市に通報があった場合：C市で初期対応。兵庫県に連絡。
 （施設所在地のD市にも情報提供。）
- ex3** E市（政令・中核市）が支給決定を行った障害者がF市（一般市）の施設に入所
 →F市に通報があった場合：F市で初期対応。支給決定を行ったE市に連絡。
 指定権者の兵庫県に連絡。
 →E市に通報があった場合：E市で初期対応。指定権者の兵庫県に連絡。
 （施設所在地のF市に情報提供。）

注：・府県をまたがる入所等の場合も基本的には上記に準じますが、対応が難しい場合等、兵庫県までご相談下さい。
 ・上記は一般的な例であり、緊急を要する場合等は、関係各機関に対して、至急かつ同時に連絡を行うことが望ましいと思われます。

(2) コアメンバーによる対応方針の協議

	実施内容	ポイント	様式
初動対応方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉課（基幹相談支援センター） ・ 権利擁護支援センター ・ 障害者本人、障害福祉サービス事業所等の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議前にできる範囲での情報収集を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動対応会議録 ・ (B-1票) ・ (B-2票)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉課（基幹相談支援センター） ・ 権利擁護支援センター 初動対応会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急性の予測と判断 ・ 初動対応の方針決定 <p>(必要に応じて) 県の監査担当と監査について相談する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実確認の方法 ・ 関係機関への連絡、情報提供 ・ 職員の役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動対応会議録 ・ (情報共有・協議票) ・ (事実確認準備票)

P47「(2) コアメンバーによる対応方針の協議」を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、御留意ください。

(3) 市町村による事実の確認

	実施内容	ポイント	様式
安全・事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉課（基幹相談支援センター） ・ 権利擁護支援センター 訪問等による安全・事実確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者本人への調査 ・ 障害福祉サービス事業所等への調査 障害福祉課（基幹相談支援センター） 調査報告の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の職員による訪問 ・ 医療職の立ち会い ・ 障害福祉サービス事業所等への十分な説明等 ・ 障害者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮 	事実確認 チェック シート (C票) 事実確認 準備票 面接票 点検票

通報等を受けた市町村は、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。この際、事実確認の調査は、通報等がなされた障害者福祉施設従事者等の勤務する障害福祉サービス事業所等、虐待を受けたと思われる障害者に対して実施します。前述のように、通報等の内容は様々です。通報が明らかな虚偽である場合はともかく、虚偽の通報であるのかどうかについては、丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

こうした事実確認等は、市町村が行うべきものですが、この段階では障害者総合支援法に規定する市町村長による調査権限（障害者総合支援法第10条、第48条第1項、第3項、第51条の27第1項及び第2項）に基づくものではなく、障害福祉サービス事業所等の任意の協力の下に行われるものです。

P91「(6) 市町村から都道府県への報告」に示すように、その結果、障害者虐待が確認された場合や障害福祉サービス事業所等が調査に協力しない場合等、都道府県と市町村が共同で調査を行うべきと判断される場合には、障害者虐待の真実が確認できていなくとも市町村から都道府県へ早期に報告し、市町村と都道府県が連携してその後の対応を行うことが必要となります。

また、悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県に報告することも必要です。

（次ページ『ここがPoint!』参照）

障害者総合支援法の規定により市長村長、都道府県知事が調査権限に基づいて障害者福祉施設等に対して報告徴収、立ち入り検査を行う場合、質問に対して虚偽の答弁をしたり、検査を妨害したりした場合は、障害者総合支援法の規定により指定の取消し等を行ったり（第50条第1項及び第3項、第51条の29第1項及び第2項）、30万円以下の罰金（第111条）に処することができます。これらの規定について、障害福祉施設等の管理者や従事者等に説明し、事実確認調査への誠実な協力を要請することが考えられます。

なお、障害福祉サービス事業所等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会等の組織が整備されている場合には、市町村による事実確認調査とあわせ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行うことにより、

当該施設の運営改善に向けた取組が機能しやすくなると考えられます。

ここが
Point!

以下のような場合は、監査権に基づく立入調査により通報から必ず 24 時間以内に事実確認を行うようにします。

- 1 障害者の安心安全な生活が脅かされ、切迫した状態にある場合
- 2 死亡事故や同等の重傷事故が報告されている場合

ア 調査項目

(7) 障害者本人への調査項目例

① 虐待の状況

- ・ 虐待の種類や程度
- ・ 虐待の具体的な内容
- ・ 虐待の経過

② 障害者の状況

- ・ 安全確認： 関わりのある障害者福祉施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・ 身体状況： 傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
- ・ 精神状態： 虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
- ・ 生活環境： 障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③ 障害福祉サービス等の利用状況

④ 障害者の生活状況 等

(1) 障害福祉サービス事業所等への調査項目例

- ① 当該障害者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項 等

イ 調査を行う際の留意事項

① 複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。

② 医療職の立ち会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

③ 障害者、障害福祉サービス事業所等への十分な説明

調査にあたっては、障害者及び障害福祉サービス事業所等に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・ 訪問の目的について
- ・ 職務について : 担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について : 調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 調査への協力について : 事実確認調査に対し、誠実に協力することを求めるとともに、虚偽の答弁等があった場合の障害者総合支援法に基づく罰則規定の説明
- ・ 障害者の権利について : 障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村が取り得る措置に関する説明

④ 記録類の確認

通報内容の事実確認を行う上で、記録類は重要な情報源となります。

- ・ 日々の利用者支援に関する記録や事故報告書等に、虐待通報に関連した記述がないか
- ・ 虐待があったとされる日の勤務表や業務の分担表等で、虐待の現場に居合わせたり目撃した可能性の高い職員を絞り込めないか
等必要な分析を行います。

⑤ 聞き取り調査の留意点

聞き取り調査に当たって、障害者や障害者福祉施設従事者等が、管理者や他の職員に気兼ねなく安心して話すことができるよう、個室を確保した上で、個別に聴き取りを行い、話しの内容が他に聞かれないよう配慮することが必要です。

また、障害者が聞き取り調査に回答する場合、内容によっては、後で施設側から不利益な取扱を受けるのではないかと不安を感じていたり、障害者

福祉施設従事者等の場合は、虐待の疑いのある同僚の職員への遠慮や気兼ね等から、虐待の事実を知っていても黙っていたり、最低限のことしか話さなかったりすることも考えられます。

聞き取り調査を受ける相手の立場や心情に理解を示した上で、それでも真実を話してもらうことが、結果として利用者、職員、管理者・設置者全ての人にとって最善の道につながることを説明し、協力を求めることが必要です。

⑥ 虐待があった当該施設が自ら適切に通報した場合の留意点

障害者虐待防止法の浸透により、虐待があった当該施設が、設置者・管理者の意思も含め自ら適切に通報する事例が増えています。その場合、当該施設は市町村の事実確認調査に積極的に協力し、虐待が起きた事実を認め、再発防止策に前向きに取り組もうとしている可能性があります。そのような場合に、虐待を認めず、隠蔽しようとさえする施設と同様の厳しい対応で事実確認調査を行うことは適切とはいえません。施設の姿勢を見極めつつ、事実確認を適切に行い、再発防止に向けた取組を支援する姿勢が求められます。

⑦ 元職員からの聞き取り調査の検討

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報者の中には、当該施設の元職員からの通報もあります。当該施設に勤務していた頃は、施設側から不利益な取扱いを受けるのではないかという懸念があった人や同僚職員への気兼ね等から通報をためらっていた人が、退職を機に通報したものと思われる。

当該施設等を退職した元職員は、在職中に感じる懸念や心配から解放されるため、事実確認調査を進める際には、在職中に目撃したかもしれない虐待事案に関する情報提供についても協力が得られやすいことが考えられます。職員からの聞き取り調査から十分な情報が得られない場合、聞き取り調査の対象に当該施設の元職員を加えることを検討します。

障害者総合支援法第48条第1項、第51条の27第1項及び第2項、児童福祉法第21条の5の21第1項、第24条の34第1項では、都道府県知事又は市町村長による、当該サービス事業所の従事者であった者等に対する報告徴収等の権限が規定されていますので、障害者総合支援法等の権限に基づく聞き取りを行うことも可能です。

⑧ 聞き取り等の調査の方法

聞き取り調査の内容を正確に記録に残すために、会話の録音について、必要性を説明した上で同意を求めます。

録音・録画の法的側面については、厚生労働省平成29年度障害者総合福祉推進事業「指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の在り方に関する調査研究」報告書(P32)を参照してください。また、各障害の特性と聞

き取りの留意事項などについても、同報告書に説明（P39～）がありますので参考にしてください。

聞き取りに当たっては、事案が起きてから時間が経過している場合も少なくないため、まず記憶を呼び戻してから話してもらう必要があります。なるべく静かで視覚的な刺激が少ない部屋を確保し、集中して思い出してもらった上で、答えを誘導しないオープンな質問の仕方で行います。障害者に対して聞き取り調査を行う場合は、質問を理解しやすい言葉に言い換えるといった工夫や、聞き取りの内容を把握する補助としてコミュニケーションボードやピクトグラム（図や絵記号）等の使用を検討します。

【誘導質問】

（例）「職員 A に叩かれましたか？」

（例）「利用者 B が職員 A に叩かれたのを見ましたか？」

【自由再生質問】

（例）「何があったか、よく思い出してください（間を取る）。思い出したことを、どんなことでも詳しく話してください」（オープンな質問）

→「(写真を用意して) その人は、この中にいますか？」(具体物による確認)

→「その時の動作をやってみてください」(動作による確認)

→「その時に障害者や職員がいた位置を、図に書いてみてください」(図による確認)

→「その部分を、もっと詳しく話してください」(部分を限定しての確認)

※ 最後に、「聞き取り調査の後思い出したことがあったら、どんなことでもいので、連絡してください」と伝え、数日後に連絡を取ってみることで、聞き取り調査の時には思い出せなかった情報を得ることができる場合

⑨ 障害者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

調査に当たって、障害者や障害者福祉施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

※ その他、養護者虐待の場合の留意点（P52「エ 訪問調査」についても参照してください。

ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある障害者福祉施設従事者等、所属する障害福祉サービス事業所等に対する調査を終えた後、調査報告書を作成して管理職の確認をとります。

エ 虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定

調査の結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、虐待対応ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人や障害者福祉施設等への対応方針等を協議します。

※ この他、「虐待対応ケース会議」についてはP59「(ア) 虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定」を参照してください。

オ 市町村による任意の指導

調査の結果、市町村は自らが支給決定をした障害者の支援を適切に行うために必要があると認めたときは、障害者福祉施設等に対して口頭又は文書により指導を行うことがあります。この指導は、任意の調査に基づく行政指導ですので、当該指導に従わないことを理由として不利益な取扱いをすることはできません。（なお、当該市町村が指定した、又は運営費を助成した障害者福祉施設等に関しては、運営全般について指導が可能です。）

ここが
Point!

通報を受けた際に、事実を確認することなく、「様子を見よう」や「いつもお世話になっている事業所だから」という考えは禁物です。これからも事業所と連携していくためにも、事実確認を極力早めに丁寧に行うことで障害者の権利擁護を第一に考え、公明正大な障害福祉サービスを目指しましょう。

なお、以下のような場合はより正確、詳細、丁寧な調査が必要です。

1. 同じ事業所から多くの事故報告を受けていた場合
2. 過去に施設従事者による障害者虐待があった場合
3. 支援員間の対立がある場合

(4) 虐待の判断

	実施内容	ポイント	様式
虐待の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉課（基幹相談支援センター） ・ 権利擁護支援センター コアメンバー会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の判断 ・ 個別支援ケース会議の方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実確認の情報共有 ・ 事案の分析 ・ 虐待の判断 ・ 個別支援ケース会議の参加要請 ・ 専門家チームの活用 	アセスメント票 コアメンバー会議録（D票）

調査の結果、収集した情報を整理し、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の判断（認定）、緊急性の判断、事案の分析を行います。必要に応じて、専門家チームへの助言・支援の要請の要否を検討します。

ア コアメンバー会議の開催

事実確認によって収集した情報を整理し、虐待の判断（認定）や緊急性の判断、事案の分析を行います。そのうえで、対応方針を決定します。必要に応じて、権限行使に関する判断のための会議の要請の要否や虐待対応における専門家チームへの助言・支援の要請の要否を検討します。

メンバーについては、P47「コアメンバー会議のメンバー構成」を参照

イ 虐待の判断

虐待の行為だけではなく、状況全体の評価のもとに、虐待の判断を行います。これらの判断に当たっては、正確な情報収集に基づき「緊急性」と「重大性」を評価し、それらを根拠に組織として判断します。

なお、事実確認時に大きな危険性が認められなくても、その後に問題が深刻化するケースも考えられることも踏まえ、早期に、かつ適切に判断し対応することが望まれます。

障害者虐待の疑いが認められない事案に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

(5) 個別支援ケース会議の開催による支援方針の決定

	実施内容	ポイント	様式
支援方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉課（基幹相談支援センター） ・ 権利擁護支援センター <p>個別支援ケース会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者本人への対応方針の協議 ・ 障害者福祉サービス事業所等への対応方針の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援方針、支援内容 ・ 各機関の役割、連絡体制等 ・ 支援の必要度の判断 <p>* 心のケアを含めた継続的な支援</p>	虐待対応ケース会議録（E票）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人や障害福祉サービス事業所等への対応方針等を協議します。

※ このほか、「個別支援ケース会議」についてはP59「ア 個別支援ケース会議の開催」を参照してください。

虐待を受けた障害者（児）やその家族については、心のケアを含め、その後の支援が適切に行われるよう継続的にフォローすることが必要です。

ここが
Point!

虐待判断（認定）後の個別支援にあたっては、市町村と当該利用者を担当する指定特定相談支援事業者及び基幹相談支援センター等（委託相談支援事業所）が共に支援を行うことが求められます。

(6) 市町村から都道府県への報告

市町村は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を都道府県に報告することとされています（第17条）。**ただし**、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれると考えられます。

そのため、都道府県に報告する情報は、通報のあった全ての事案ではなく、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認できた事案とします。

ただし、P96「(3) 市町村による事実の確認」において述べたとおり、障害福祉サービス事業所等が調査に協力しない場合等、都道府県と市町村が共同で調査を行うべきと判断される場合には、障害者虐待の事実が確認できていなくとも市町村から都道府県へ報告することが必要となります。

また、悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県に報告することも必要です。

都道府県に報告すべき事項（案）

- 1 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の性別、年齢、障害の種類及び障害程度区分その他の心身の状況
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
- 5 市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた障害者施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

参照

P135 「(4) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について(報告)」
を参照

(7) 都道府県による事実の確認

市町村からの報告を受けた都道府県は、市町村の調査によって障害者虐待の事実確認がされず、当該市町村より監査指導権限の基づく調査を要請された場合に、報告に係る障害福祉サービス事業所等に対して、事実確認のための調査を実施します。

調査の際には、当該通報等に係る障害者についての支給決定を行った市町村に調査への同行を依頼する等連携して対応します。

障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待が発生した事案では、問題の全容を究明するための第三者検証委員会報告書の中で、都道府県の事実確認等について次のような指摘がされました。

- ・ 県の通常の監査においては、施設に対し日時及び提出書類等について事前に通知し、監査当日は、施設巡回後に、事前に提出された書類を基に主に管理者にヒアリングを行っており、提出した資料に依拠して評価・判断することになり、結果として、虐待を見抜くという観点からの対応としては機能していなかった。
- ・ 施設を指導する本庁の課から、障害者総合支援法に基づく監査を行う出先機関に対して虐待疑義事案等の情報が提供、共有されていれば、厳しい目で監査や指導を行い、施設の体質を改善できた可能性があったが、情報提供は行われていなかった。

このような指摘をふまえ、監査においては報告書類のチェック中心ではなく、

施設内巡回の時間を拡大するとともに、幹部のみならず支援員からも聞き取りを行うほか、適宜、抜き打ち検査を実施する等、虐待に関する通報や情報については、障害者福祉施設等の監査を担当する部署とも情報共有し、丁寧かつ慎重に事実確認調査を行うことが必要です。

(8) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています（第19条）。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が強く疑われる場合には、当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、障害者虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は、指導を行い改善を図るようにします。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う等の対応が考えられます。また、虐待が複数の職員により継続的に行われていたり、管理者、設置者が虐待の事実を知っていながら通報もせず放置していたり、隠蔽しようとした疑いがある場合等、組織的に行われていた疑いがある場合には、第三者による検証委員会を設置し、徹底的な虐待の事実や原因の解明を行う等の対応が考えられます。

さらに、管理者、設置者が自ら虐待を行っていた場合や、職員の虐待行為の放置、虚偽報告、隠蔽等悪質な行為があった場合は、当該管理者、設置者を障害者福祉施設等の運営に関与させない指導を行い、体制の刷新を求めることを検討する必要があります。

指導に従わない場合には、別表に掲げる社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等の権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図ります。

(9) 特定非営利活動促進法による権限の行使

特定非営利活動法人が運営している障害福祉サービス事業所等で虐待があった場合、市町村又は都道府県は、障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等の指導を行い、改善を図るほか、事案によっては、都道府県等の所轄庁が特定非営利活動促進法の規定に基づいて、法人に対して改善命令や設立の認証の取消し等の措置を採ることも考えられます。

○特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

（改善命令）

第 42 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第 43 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

【別表】 社会福祉法・障害者総合支援法による権限規定

社会福祉法	第 56 条第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
	第 56 条第 4 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する解散命令
	第 56 条第 5 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に従わなかった社会福祉法人の公表
	第 56 条第 6 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に係る措置をとらなかった社会福祉法人に対する措置命令
	第 56 条第 7 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員了解職勧告

社会福祉法	第 56 条第 8 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する解散命令
	第 57 条	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の事業停止命令
	第 71 条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令
	第 72 条	都道府県知事	社会福祉事業を営業者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消

障害者総合支援法	第 10 条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 11 条第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事	自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等
	第 48 条第 1 項	都道府県知事 市町村長	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 48 条第 3 項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入検査等
	第 49 条第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
	第 49 条第 2 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
	第 49 条第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定事業者等の公表
	第 49 条第 4 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定事業者等に対する措置命令
	第 50 条第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者福祉サービス事業者の指定取消、効力停止
	第 50 条第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設の指定取消、効力停止
	第 51 条の 3 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する報告徴収、立入検査等。(業務管理体制)
	第 51 条の 4 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する勧告 (業務管理体制)
	第 51 条の 4 第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の公表 (業務管理体制)

障害者総合支援法	第51条の4 第3項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する措置命令（業務管理体制）
	第51条の27 第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第51条の27 第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第51条の28 第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する勧告
	第51条の28 第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する勧告
	第51条の28 第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表
	第51条の28 第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令
	第51条の29 第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第51条の29 第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第51条の32 第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対する報告徴収、立入調査等（業務管理体制）
	第51条の33 第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者に対する勧告（業務管理体制）
	第51条の33 第2項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表（業務管理体制）
	第51条の33 第3項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令（業務管理体制）
	第81条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する報告徴収、立入検査等

障害者総合支援法	第 82 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業を行う者に対する事業制限・停止命令
	第 82 条第 2 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業を行う者、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する改善、停止・廃止命令
	第 85 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設の長に対する報告徴収、立入検査等
	第 86 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設に対する事業停止・廃止命令

※指定都市又は中核市自らが設置する場合は除く

児童福祉法	第 21 条の 5 の 21 第 1 項	都道府県知事 市長村長	指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従事者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 21 条の 5 の 22 第 1 項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者等に対する勧告
	第 21 条の 5 の 22 第 3 項第 2 号	都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害児通所支援事業者等の公表
	第 21 条の 5 の 23 第 1 項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第 24 条の 34 第 1 項	市長村長	指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従事者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 24 条の 35 第 1 項	市長村長	指定障害児相談支援事業者に対する勧告
	第 24 条の 35 第 2 項	市長村長	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児相談支援事業者に対する措置命令
	第 24 条の 36 第 1 項	市長村長	指定障害児相談支援事業者に対する指定取消、効力停止

特定非営利活動促進法	第 42 条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置命令
	第 43 条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人の設立の認証の取消

(10) 障害者福祉施設従事者等による虐待の報道事例

障害者虐待防止法施行後も、障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待の事案が起きています。障害者福祉施設等の職員や管理者等の責任者が通報義務を果たさず、虐待を長時間放置し、隠蔽しようとしたことにより、深刻な虐待に及んでしまった事案について、報道から例示します。

ア 介護福祉士が入所者を殴り骨折、施設は事故として処理

警察は、障害者支援施設に入所中の身体障害者の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士を逮捕した。男性は骨折等複数のけがを繰り返しており、日常的に虐待があった可能性もあるとみて調べている。

警察によると、同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。同法人は「逮捕容疑が事実であれば、管理体制についても問題があったということになる。おわびするしかない」としている。

(その後、県警はさらに5人の職員を傷害、暴行の容疑で地検に書類送検した。また、県の特別監査に対し、5人が「やっていない」と虚偽答弁をしていたとして、全員を障害者自立支援法違反容疑でも送検した。県は、法人に対して社会福祉法に基づく改善命令を出し、虐待を妨げなかった理事長が経営に関与しない体制にするよう要求したほか、再発防止策も求めた。法人は、理事長を含む理事会及び施設管理者の体制刷新と関係職員への処分を行った。)

イ 職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、同園の施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討等を求める改善勧告を出した。施設長は立ち入り検査時には「暴行の報告はなかった」と説明。しかし、その後の調査に「報告があったことを思い出した。聞き取り調査したが虐待はなかった」と証言を覆した。さらに、県が詳しく事情を聴くと、施設長は、職員4人が虐待をしたとの報告があったと証言。暴行したと判断し、口頭注意したことを認めた。その後、施設長はセンター長に「不適切な支援はなかった」と事実と異なる報告をした。

(その後、暴行した職員は傷害致死容疑で逮捕された。また、行政の調査により10年間で15人の職員が23人の入所者に対して虐待を行っていたとことを確

認。施設長、理事長等が法人、施設の運営に関与しないことを含む行政指導が行われ、体制の刷新、関係者の処分が行われた。）

イの虐待事案においては、虐待問題の第三者検証委員会が設置され、その報告書の中では行政のチェック体制について P104 「(7) 都道府県による事実の確認」のような指摘がされています。

ウ 職員 2 人に罰金 30 万円の略式命令判決 証拠隠蔽の罪で

障害者支援施設で、入所者の男性が重症を負い、職員ら 2 人が傷害容疑で逮捕された事件で、検察は暴行の内部調査書類を処分したとして、同法人職員 2 名を証拠隠蔽罪で簡易裁判所に略式起訴した。簡易裁判所は 2 人にそれぞれ罰金 30 万円の略式命令を出した。起訴状によると、暴行事件の調査を担当した 2 人は共謀し、施設の事務室内で、暴行の目撃証言が記載された書面等をシュレッダーで廃棄し証拠を隠蔽したとされる。

(その後、暴行に関与した 2 名は懲役 2 年 4 ヶ月(執行猶予 4 年)、懲役 2 年(執行猶予 4 年)の有罪判決を受けた。また、法人の理事長は一連の騒動の責任を取り、辞任した。)

(1 1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています（第 20 条）。

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における障害者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とするものであり、障害者虐待を行った障害者福祉施設・障害福祉サービス事業者名を公表することによりこれらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません（ただし、障害者虐待等により、障害福祉サービス事業所としての指定取消が行われた場合には、障害者総合支援法に基づきその旨を公示します）。

こうした点に留意しつつ、運用することが必要です。

公表の対象となるのは市町村・都道府県が事実確認を行った結果、実際に障害者虐待が行われていたと認められた事案です。具体的には、次のようなものが考えられます。

- ① 市町村による事実確認の結果、障害者虐待が行われていたと認められるものとして、都道府県に報告された事案
- ② 市町村及び都道府県が共同で事実確認を行った結果、障害者虐待が行われて

いたと認められた事案

- ③ 市町村からの報告を受け、改めて都道府県で事実確認を行った結果、障害者虐待が行われていたと認められた事案

上記の事案を対象とし、厚生労働省令で定める項目について集計した上で、公表します。

都道府県知事が公表する項目（案）

- 一 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況
- 二 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置
- 三 虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 四 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

なお、法に基づく公表事項以外にも、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に対する指導・措置等を適宜公表することとしている自治体もあります。

4 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的考え方

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつく等の行為があるときや自分自身の顔面を強く叩き続ける等の行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり居室に隔離したりする等行動抑制をすることがあります。

このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまいう危険もあります。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

一方で、肢体不自由のある利用者の場合、例えば体幹筋力のない利用者に対する車椅子の体幹ベルトが「虐待にあたるおそれがある」と、ベルトを外すことで、利用者本人が怖い思いをしたり、車椅子から転落したりする事例もあります。

「正当な理由」があるにもかかわらず、過度の「ベルト外し」によってかえって適切な支援が妨げられていたり、ベルトなしでは車椅子に乗車できないという理由でベッドに寝かせきりになってしまうという、かえって虐待を助長させるような対応がとられるなど、現場での不適切な事例も散見されます。従って、行動障害等のある利用者への対応とともに、肢体不自由のある利用者への対応も整理したうえで、施設職員はもとより監査指導を行う自治体職員も含めて適切に取り組む必要があります。

(2) 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(※) 肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存能力を活かせるよう、安

定した着座姿勢を保持するためには、理学療法士等のリハビリテーション専門職や介護職員が連携し、安全性かつ機能性を高める様々な工夫が欠かせません。この姿勢保持に対する工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は支援には必要なものであり、身体拘束にあたらぬといえます。

(3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年3月）に基づく以下の要件に沿って検討する方法等が考えられます。

なお、以下の3要件の全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は慎重に行います。

ア やむを得ず身体拘束を行う3要件

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法に選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

④ 身体拘束廃止未実施減算の創設

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》 5 単位／日

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自律訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 172 号）

（身体拘束等の禁止）

第 48 条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 171 号）」にも同様の規定あり。

(4) 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

肢体不自由者は、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車いすを医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで制作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても楽に座位が取れるように椅子の形状やパッド等の配置が設計されている他、脊椎の側わんや関節の変形・拘縮等の進行疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合が少なくありません。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果も意図されています。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断することが求められます。

ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーブルをしたまま障害者を椅子の上で長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用であれば一律に身体拘束ではないと判断することも適当でないのは当然のことですので留意が必要です。

座位保持装置等を漫然と長時間使用することを防ぐためには、個別支援計画に座位保持装置等を使用する場面や目的、時間とともに、リクライニングによる体位変換やベッドや他の用具等に移乗して休息する時間についても記載し、長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止することが必要です。(国マニュアル P122 図参照)

記録については、平成31年3月29日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービス等報酬に係るQ&A」問1において、「ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画に記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。」と明記されています。

従って、医師の意見書・診断書を踏まえ目的に応じて取り扱われており、個別支援計画等への記載があれば、逐次のケア記録等への時間等の記載を求めているわけではありません。

ヘッドギアについても同様に、利用する人の安全性のみならずQOLの視点から個別支援計画において、必要性を明確化し、定期的に確認すること（モニタリング）が必要です。

(5) 行動障害を有する者に対する支援の質の向上

ア 行動障害を有する者の支援と研修の必要性

障害者虐待対応状況調査の結果によれば、障害者福祉施設従事者等から虐待を受けた障害者の内の20%以上に行動障害がありました。虐待の報道事例の「職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に虚偽報告」(P98 イ参照)で虐待にあって亡くなってしまった人も行動障害がある利用者でした。この事案で設置された第三者検証委員会報告書では、行動障害のある利用者に対する虐待が起きた要因の一つを、次のように指摘しています。

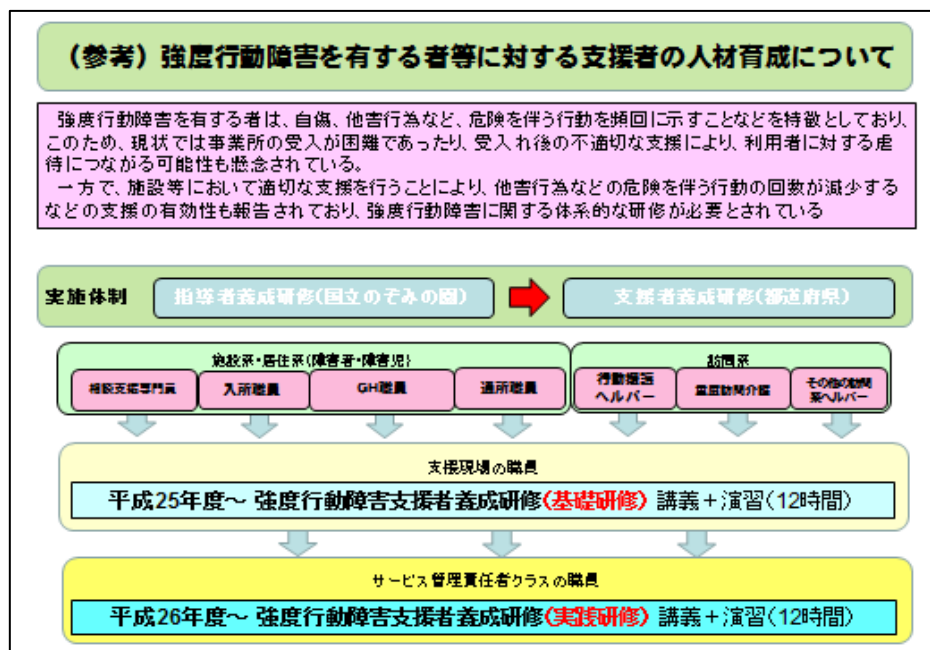
「虐待(暴行)の原因の一つには、個人の問題として、支援スキルが不十分であり、また、虐待防止についての基礎的知識がない、ということが挙げられる。このため、支援に行き詰まり、行動障害を抑えるために暴行に至った面があることは否定できない。例えば暴行した5人は、行動障害に係る専門研修や、虐待防止に関する研修をほとんど受けていなかった。また、支援に行き詰まりかけていた段階で、始めは緊急避難的な過剰防衛としての力を行使していたと考えられるが、だんだんとその方が通常の支援より楽だと思い、通常の適切な支援の実施に努めずに、安易に暴行を行うことを繰り返していた。」(一部を抜粋)

行動障害を有する者の虐待を防止するためには、職員に行動障害に係る研修を受講させ、支援スキルを向上させることが不可欠です。

イ 強度行動障害支援者養成研修の適切な実施

厚生労働省では、施設等において行動障害を有する障害者に対する適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、指導者を養成するため「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」及び「同(実践研修)」の指導者研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施しています。また、都道府県が実施する「強度行動障害支援者養成研修」を都道府県地域生活支援促進事業のメニュー項目として盛り込み、研修経費を補助しています。

都道府県においては、これらの研修事業を適切に実施し、施設等の職員が行動障害を有する者に対して適切な支援を行うことができるよう、人材育成に取り組むことが求められます。



5 同一施設や法人内で障害者虐待が度々発生する場合

(1) 考えられる背景

これまでに同じ施設や同一法人内の施設において、施設従事者による障害者虐待が何度も発生することがありました。それらの要因を検証すると、以下のよう
なものが共通して挙げられます。

- ① 運営法人幹部の障害者虐待に対する基本的な認識不足
- ② 運営法人のマネジメント、人員体制不足
- ③ 虐待防止委員会等の形骸化
- ④ 職員の育成システムの機能不全
- ⑤ 法人や施設内での職員間の対立
- ⑥ 施設長等の施設幹部の孤立、法人幹部との連携不足

(2) 対応

上記のような法人が運営する施設においては、障害者虐待が度々発生し、障害者の安心安全な生活が妨げられます。障害者総合支援法は勿論ですが、法人の体制等も含めた改善が必要な場合は法人が主体者となって、第三者検証委員会（例：弁護士会、社会福祉士会、施設協会、オブザーバー参加で監査権限保有者）を立ち上げ、施設や法人関係者ととともに抜本的な要因分析や対策を図らなければなりません。また、法人側に問題があるのであれば、社会福祉法人であれば社会福祉法、NPO 法人であれば特定非営利活動促進法等も活用しながら、改善が見

込めない要因を排除しなければなりません。

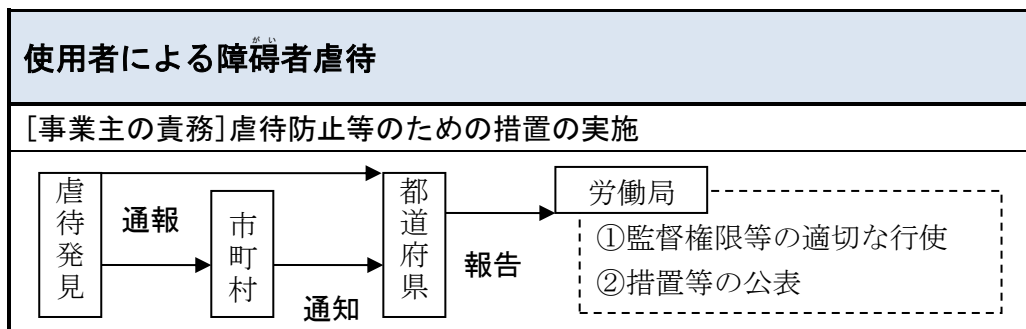
これらのことは、短期間には達成できませんが、虐待の背景や遠因となるものを改善しなければ、安全な障害福祉サービスの提供は実現できないばかりか、最も守られるべき障害者の権利擁護が不可能となります。

よって、上記の第三者検証委員会の設置は法人側の責務として行うこととし、理事会や法人本部の体制、施設内の人員体制、職員の意識の向上、職員間のコミュニケーション、実際の支援スキルの向上、再発防止策等の議論を行い、その経過を行政が確認していくことが重要です。

(3) 中長期的な支援

第三者による検討を終えた後にも、定期監査や不定期の調査等の機会を利用して、行政の目で対策の実施を継続的に確認していくことが重要です。職員の意識も一朝一夕には変化しないので、研修等の着実な実施を確認するとともに、サービス利用者等に対するヒアリングも任意に行うことも大切です。

IV 使用者による障害者 虐待の防止と対応



1 定義・概略

障害者虐待防止法では、使用者による障害者虐待の防止についても規定されています（第2条、第21～28条）。

障害者虐待防止法に規定されている「使用者」とは、障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義されています（第2条第5項）。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体は含まれません。

使用者による障害者虐待とは、P4「ウ 使用者による障害者虐待」に記載したとおり、使用者が行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放任」及び「経済的虐待」をいいます。使用者が直接に虐待をした場合だけでなく、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」等を放置している場合も「放棄・放任」に当たります。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

2 使用者による障害者虐待の防止

（1）労働関連法規の遵守

使用者は、障害者雇用促進法、労働基準法、男女雇用機会均等法、個別労働紛争解決促進法等の労働関連法規を遵守しなければなりません。障害者虐待防止法施行後の使用者による障害者虐待の状況等の調査によると、使用者による障害者虐待の8割以上を労働基準関係法令に基づく指導等の対象となった事案が占めており、そのほとんどが最低賃金法関係（経済的虐待）となっています。労働関連法規の遵守を徹底し、虐待の防止を進めることが求められます。

※中小事業主におけるパワーハラスメント防止のための措置義務は、令和4年3月31日までの間は努力義務

（2）労働者への研修の実施

使用者による障害者虐待を防止するためには、職員が障害者の人権や障害者虐待についての理解を深め、障害者への接し方等を学ぶことが必要です。

障害者虐待防止法では、事業主は労働者に対し研修を実施することとされており（第21条）、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必

要です。

企業等において、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあります。障害のある人への接し方が分からない等の場合には、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等に相談することが重要です。

使用者による障害者虐待防止には、事業主を始めとした事業所全体で取り組むことが重要です（なお、前述のとおり、使用者による虐待には他の労働者による虐待行為の放置も含まれます）。このため、上司と部下の間や同僚同士で率直に意見の言えるような職場環境の構築が重要となります。

（３）苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害者を雇用する事業主に対して、雇用される障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第21条）。

事業所においては、苦情相談の窓口を開設する等苦情処理のために必要な措置を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ることによって苦情処理のための取組を適切に実施していくことが大切です。

3 使用者による障害者虐待の対応

<兵庫県版フロー> ※センター：権利擁護センター、市町：障害福祉課（基幹相談支援センター）

	実施内容	窓口・実施機関	様式例
市町・県	受付 (1) 通報等の受付 ・ 正確な事実の把握 ・ 受付記録の作成	センター 市町・県	A 相談・通報等受付シート
	初動対応決定 初動対応会議 (2) コアメンバーによる対応方針の協議 ・ 緊急性の予測と判断 ・ 初動対応の方針決定	市町・県 センター	B 初動対応会議記録 B 初動対応方針分担票
	事実確認 (3) 市町村・都道府県による事実確認等 ・ 訪問調査 ・ 事業所への調査 ・ 調査報告の作成	市町・県 (センター) 市町・県	C 事実確認チェックシート
	虐待の判断 コアメンバー会議 (4) 虐待の判断 ・ 虐待の判断 ・ 個別支援ケース会議の方針	市町・県 センター	D コアメンバー会議記録
	虐待の事実あり なし 通常の相談支援サービスへ (虐待行為が解消した場合)		F 評価会議記録票
	支援方針の決定 個別支援ケース (5) 個別支援ケース会議による支援方針の決定 ・ 障害者本人への対応方針の協議	市町・県 センター ケース対応メンバー	E 個別支援ケース会議記録
	通知 (6) 市町村から都道府県への通知 ・ 虐待に関する事項の通知	市町	・ 通知例 ・ 労働相談書
	報告 (7) 都道府県から都道府県労働局への報告 ・ 虐待に関する事項の報告	県	・ 報告例 ・ 労働相談書
	対応 (8) 都道府県労働局による対応 ・ 対応部署の決定、事実確認、対応 ・ 法に基づく権限の行使 ・ 対応終了時の都道府県への情報提供	労働局	
	障害者支援 (9) 都道府県等による障害者支援 ・ 労働局との連携 ・ 県からの情報提供・依頼	関係市町 県	
公表 (10) 使用者による障害者虐待の状況の公表 ・ 虐待の状況の公表（毎年度）	厚生労働省		

(1) 通報等の受付

	実施内容	ポイント	様式
相談・通報の受付	障害福祉課（基幹相談支援センター） 権利擁護支援センター 県 相談・通報・届出の受付 ・正確な事実の把握 ・受付記録の作成	・事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合 ・通報等による不利益取り扱いの禁止 ・県及び労働局等の緊密な連携	A 相談・通報等受付シート

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村又は都道府県への通報義務が規定されています（第22条第1項）。

また、使用者による虐待を受けた障害者は、市町村又は都道府県に届け出ることができることとされています（第22条第2項）。

なお、就労継続支援A型に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者による障害者虐待の両方に該当します。この場合、虐待への具体的な対応は、それぞれの業務内容や権限に基づき、市町村、都道府県及び都道府県労働局等が緊密な連携を取ることが必要です。

イ 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合

① 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取り等の初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、その後の対応等については居住地の市町村が生活上の支援を行うこととなりますので、通報を受けた市町村は速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

② 居住地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取り等の初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、事業所への訪問調査等を行う際に、事業所と付き合いのある事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町村にも情報提供します。

③ 事業所の所在地又は居住地の都道府県に通報等があった場合

通報を受けた都道府県は、速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

ウ 通報等の受付時の対応

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた市町村・都道府県職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが使用者による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

なお、通報等の内容が明らかに使用者による障害者虐待ではなく、以下に例示する労働相談である場合には、適切な相談窓口につながります。

【労働相談の例】

労働基準監督署：長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事案

公共職業安定所：離職票、失業手当、求職に関するもの等

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）：育児・介護休業、女性問題等
労働条件引下げ、配置転換等

（注：どこの相談窓口につながるのか不明である場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に相談）

※ この他、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。P44「ア 相談、通報及び届出の受付時の対応」を参照してください。

○ 個人情報の保護

個人情報の保護についても、養護者による虐待への対応の場合（P45「ウ 個人情報の保護」）を参照してください。

なお、相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。事業所の労働者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、事業主には通報者を明かさずに調査を行う等、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

○ 通報等による不利益な取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、使用者による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（第22条第3項）
- ② 使用者による障害者虐待の通報等を行った労働者は、通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第22条第4項）

が規定されています。こうした規定は、使用者による障害者虐待の通報を容易にすることで早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも第22条第1項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益な取扱いの禁止等を規定する第22条第4項が適用されないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益な取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。）公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

事業主や労働者に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発に努めることが必要です。

(2) コアメンバーによる対応方針の協議

	実施内容	ポイント	様式
初動対応方針の決定	障害福祉課（基幹相談支援センター） 権利擁護支援センター 県 障害者本人・事業所の情報収集	会議前にできる範囲での情報収集を行う	
	初動対応会議 ・ 緊急性の予測と判断 ・ 初動対応の方針決定 （必要に応じて） 委託相談支援事業所又は基幹相談支援センターを加える	・ 事実確認の方法 ・ 関係機関への連絡、情報提供 ・ 職員の役割分担	B-1 初動対応会議録 B-2 初動対応分担票

P47「(2) コアメンバーによる対応方針の協議」を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、御留意ください。

(3) 市町村・都道府県による事実確認等

	実施内容	ポイント	様式
安全・事実確認	障害福祉課（基幹相談支援センター） 権利擁護支援センター 県 訪問等による安全・事実確認 ・ 障害者本人への調査 ・ 事業所への調査	・ 複数の職員による訪問 ・ 医療職の立ち会い ・ 障害者及び事業所への十分な説明等 ・ 調査が困難な場合は労働局へ相談	C 事実確認チェックシート
	障害福祉課（基幹相談支援センター） 県 調査報告の作成		

通報等を受けた市町村・都道府県は、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。しかしながら、市町村・都道府県には事業所に対する指導権限がないため、これは、基本的には事業所の協力の下に行われるものです。事業所の協力が得られる場合には、事実確認等を行います。

なお、事業所の協力を得られず、障害者の安全確保等の必要がある場合には、速やかに、市町村は事業所所在地の都道府県を経由して、また都道府県は直接、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、都道府県労働局が行う調査に同行する

等、協力して対応することを検討します。

ア 調査項目

(7) 障害者本人への調査項目

① 虐待の状況

- ・ 虐待の種類や程度
- ・ 虐待の具体的な状況
- ・ 虐待の経過

② 障害者の状況

- ・ 安全確認・・・訪問その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・ 身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
- ・ 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
- ・ 生活環境・・・住み込みの場合には、障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③ 障害福祉サービス等の利用状況

④ 障害者の生活状況 等

(4) 障害福祉サービス事業所等への調査項目例

- ① 当該障害者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項 等

イ 調査を行う際の留意事項

① 複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。

② 医療職の立ち会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

③ 障害者及び事業所への十分な説明

調査にあたっては、障害者及び事業所に対して次の事項を説明し理解を得

ることが必要です。

- ・ 訪問の目的について
- ・ 職務について 担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について 調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障害者の権利について 障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村又は都道府県が取り得る措置に関する説明

ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある使用者、事業所に対する調査を終えた後、調査報告書を作成して管理職の確認をとります。

(4) 虐待の判断

	実施内容	ポイント	様式
虐待の判断	障害福祉課（基幹相談支援センター） 権利擁護支援センター 県 コアメンバー会議 ・ 虐待の判断 ・ 個別支援ケース会議の方針	・ 事実確認の情報共有 ・ 事案の分析 ・ 虐待の判断 ・ 個別支援ケース会議の参加要請 ・ 専門家チームの活用	D コアメンバー会議記録

調査の結果、収集した情報を整理し、使用者による障害者虐待の判断（認定）、緊急性の判断、事案の分析を行います。必要に応じて、専門家チームへの助言・支援の要請の要否を検討します。

ア コアメンバー会議の開催

事実確認によって収集した情報を整理し、虐待の判断（認定）や緊急性の判断、事案の分析を行います。そのうえで、対応方針を決定します。必要に応じて、権限行使に関する判断のための会議の要請の要否や虐待対応における専門家チームへの助言・支援の要請の要否を検討します。

メンバーについては、P59「個別支援ケース会議のメンバー構成（例）」を参照

イ 虐待の判断

虐待の行為だけではなく、状況全体の評価のもとに、虐待の判断を行います。

これらの判断に当たっては、正確な情報収集に基づき「緊急性」と「重大性」を評価し、それらを根拠に組織として判断します。

なお、事実確認時に大きな危険性が認められなくても、その後に問題が深刻化するケースも考えられることも踏まえ、早期に、かつ適切に判断し対応することが望まれます。

使用者による障害者虐待ではなく、一般的な労働条件に対する苦情等で他の相談窓口（例えば労働基準監督署や公共職業安定所等）での対応が適切と判断できる場合には、適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

(5) 個別支援ケース会議の開催による支援方針の決定

	実施内容	ポイント	様式
支援方針の決定	障害福祉課（基幹相談支援センター） 権利擁護支援センター 県 ケース対応メンバー 個別支援ケース会議 ・ 障害者本人への対応方針の協議	・ 支援方針、支援内容 ・ 各機関の役割、連絡体制等 ・ 支援の必要度の判断	E 個別支援ケース会議記録

使用者による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人への支援方針等を協議し、市町村の場合は都道府県を經由して、また都道府県の場合は直接、都道府県労働局に報告します。

※このほか、「個別支援ケース会議」についてはP59「ア 個別支援ケース会議の開催」を参照してください。

ア 個別支援ケース会議の開催

個別支援の必要性の判断を行い、必要な場合は、支援方針、支援内容を検討し、関係機関の役割を明確化し連絡体制を確認することが大切です。

(6) 市町村から都道府県への通知

市町村は、使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の都道府県に通知することとされています（第23条）（P137「(4) 市町村から都道府県への通知例」参照）。

ただし、通報等で寄せられる情報には、別の窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれていることがあります。

これらが障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があっ

た事案は市町村から都道府県へ通知することになります。この場合、P138の「(6) 労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付します。

また、悪質なケース等で、都道府県労働局等による迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県を經由して都道府県労働局に報告し、協力して対応することが必要です。

参照 P137 「(4) 市町村から都道府県への通知例」参照

参照 P138 「(6) 労働相談票（使用者による障害者虐待）」参照

(7) 都道府県から都道府県労働局への報告

都道府県は、市町村からの通知を受けた場合や、直接に使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に報告します（第24条）（P137「(5) 都道府県から都道府県労働局への通知例」参照）。なお、使用者による虐待に該当するか疑義が生じた場合には、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に照会します。

都道府県が直接通報等を受けた場合には、都道府県から都道府県労働局雇用環境・均等部（室）への報告に当たり、P138の「(6) 労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付します。

都道府県は、通報等の内容から緊急性があると判断される場合には、速やかに都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に報告するとともに、障害者の居住地の市町村に情報提供し連携して対応します。

参照 P137 「(5) 都道府県から都道府県労働局への報告例」参照

参照 P138 「(6) 労働相談票（使用者による障害者虐待）」参照

なお、都道府県労働局においては、虐待の早期対応に当たって、市町村、都道府県と都道府県労働局の円滑な情報共有が必要であることから、市町村、都道府県が虐待に関する通報、届出を受けた際に、労働相談票を作成して障害者虐待防止法24条に基づく報告を行う前に、事案の概要や市町村等の対応予定状況、緊急を要するか否かについて、事前の情報提供を要請する等、都道府県との連携体制を構築することとされています。

このため、都道府県においても、使用者による障害者虐待に関する通報、届出を受けた際に、事案の内容が労働関係法規に基づく都道府県労働局による権限を行使することにより、早期の解決が図られるものについては、通報・届出を受けた段階で、まずは都道府県労働局に一報を入れることが望まれます。

(8) 都道府県労働局による対応

都道府県から報告を受けた都道府県労働局雇用環境・均等部（室）は、報告内容

から、公共職業安定所、労働基準監督署、雇用環境・均等部（室）等の対応部署を決め、事実確認及び対応を行います。

対応部署は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「労働基準法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」等の関係法令の規定による権限を適切に行使して適正な労働条件及び雇用管理を確保します。

住み込みで働いている場合等は、使用者による障害者虐待であっても、生活支援が必要な場合があると考えられます。対応部署は市町村等の関係機関と連携し、迅速な対応を行う必要があります。

また、行政（公共職業安定所、労働基準監督署等）職員が障害者虐待を発見した場合、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ速やかに情報提供を行います。

なお、対応部署による障害者虐待対応が終結した場合には、その結果を都道府県労働局から事業所の所在地の都道府県に情報提供します。情報提供を受けた都道府県は、障害者の居住地の市町村に情報提供します。

（９）都道府県等による障害者支援

使用者による障害者虐待が発生した場合、労働条件や雇用管理の面からの事業者に対する指導は都道府県労働局が、障害者に対する生活支援等については市町村や都道府県が担当することとなります。例えば、社員寮等に住み込んで働いている障害者が、使用者による障害者虐待を受け生活支援等が必要になる場合に、市町村や都道府県が関係機関とも連携しながら迅速な対応を行う場合等が考えられます。障害者の生活を全人的に回復させることが重要であり、都道府県労働局と市町村や都道府県が十分に連携することが必要です。

障害者虐待防止法においても、都道府県労働局長等が権限を行使する際には、当該報告に係る都道府県と連携を図ることとされており（第 26 条）、都道府県に対し適宜情報提供しながら対応します。

都道府県においては、早い時期に障害者の居住する市町村や障害者就業・生活支援センターに情報提供等を行い、具体的な相談支援や福祉的な措置等について依頼します。

（１０）使用者による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています（第 28 条）。

厚生労働省が公表する項目（案）

- | | |
|---|----------------------|
| 一 | 使用者による虐待の状況 |
| 二 | 使用者による虐待があった場合に採った措置 |

三 使用者による障害者虐待があった場合に採った措置

(具体例)

① 労働基準関係法令に基づく指導等

- ・ 障害者である労働者に、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。
- ・ 障害者である労働者に、時間外労働をさせていたにもかかわらず、割増賃金を支払っていなかったため、事業主に対して、是正指導を行った。
- ・ 都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている障害者である労働者に、許可の有効期限が切れているにもかかわらず、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。

② 障害者雇用均等法に基づく助言・指導

- ・ 障害者である労働者に対し、職場内で上司から仕事が遅いことを理由に、お尻を足で小突かれるといった暴力、上司から仕事のミスに対して「頭が悪くなっているのではないか」等の暴言等の問題があり、事業主に対して、雇用管理（職員に対する指導、雇用する障害者に対するケア）について、指導を行った。

③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導

- ・ 障害者である労働者に対し、セクシュアルハラスメントの言動の問題があり、事業主に対して、事業所のセクシュアルハラスメント対策についての措置を講じるよう助言を行った。

④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等

- ・ 障害者である労働者が、上司や先輩社員等から物を投げられる等の暴力、「死ね」「殺す」等の暴言等の問題があり、退職した。当該労働者の求めに応じ、事業主に対し、当該労働者に対して所要の対応をとるとともに、再発防止を早急に図ることについて助言を行った。

V 參考資料

(1) 警察への援助依頼書 (例) 芦屋市 (別途、省令で定められる予定)

芦屋警察署長 あて	芦保高第 号 平成 年 月 日 芦屋市長 ○○ ○○		
高齢者虐待事案に係る援助依頼書			
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同法第2条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。			
依頼事項	日 時	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分	
	場 所		
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ()	
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電 話	() - 番	
	職 業 等		
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電 話	() - 番	
	職 業 等		
虐 待 の 状 況	行 為 類 型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐待の内容		
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認められる理由			
警察の援助を必要とする理由			
担 当 者 ・ 連 絡 先	所属・役職		氏名
	電話 () - 番 内線		
		携帯電話 - 番	

(2) 立入調査報告書（例）芦屋市

立入調査報告書	
調査日時	平成 年 月 日 () : ~ :
調査場所	
対象者名	
調査者	
同行者	
警察援助者	
調査結果	以下のとおり
対象者の状況	
・身体的な外傷の有無	
・健康状態	
・養護者等に対する態度や怯え等	
対象者の居室 内等の状況	
・不衛生、乱雑等特徴的な様相について	
養護者の状況	
・対象者への態度	
・調査者への態度	
・精神状態や健康状態等	
総合的な所見	
・事実確認等の結果について	
・緊急時対応を図った場合はその内容	
記録作成者	

(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）

本件は、本市町村において事実確認を行った事案

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事案である。

特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

(注) 不明の項目については記載しなくてもよい。

1 障害者福祉施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称	: _____
・サービス種別	: _____
	(事業者番号: _____)
・所在地	: _____
	TEL _____ FAX _____

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の性別、年齢及び障害種別その他の心身の状況

性 別	男 ・ 女	年 齢	
障害の種類 (程度区分)	身体障害 知的障害 精神障害 その他 (_____)	障害程度区分 非該当 1 2 3 4 5 6	不明等
心身の状況			

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 放棄・放任 その他 (_____)	性的虐待 経済的虐待	心理的虐待
虐待の内容			
発生要因			

4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名 (※)		生年月日(※)	
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)			

5 市町村が行った対応

施設等に対する指導
 施設等からの改善計画の提出依頼
 虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導
 その他（具体的に記載すること）

6 虐待を行った障害者福祉施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

施設等からの改善計画の提出
 その他（具体的に記載すること）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 17 条の規定に基づき、上記の通り報告する。

令和 年 月 日

〇〇〇 都道府県（担当課名）

市長村長名

市町村
長 印

(4) 市町村から都道府県への通知例

(市町村通知モデル様式)	
令和 年 月 日	
都道府県知事 へ	
〇〇市(町、村)長 印	
使用者による障害者虐待に係る通知	
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第23条の規定に基づき、下記のとおり通知する。	
記	
1 通知資料	
① 労働相談票(使用者による障害者虐待)	
② 添付資料(具体的に記載)	
2 連絡先	
担当部署	担当者名
電話番号	

(5) 都道府県から都道府県労働局への報告例

(都道府県報告モデル様式)	
令和 年 月 日	
〇〇労働局長 殿	
〇〇(都、道、府、県)知事 印	
使用者による障害者虐待に係る報告	
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第24条の規定に基づき、下記のとおり報告する。	
記	
1 通知資料	
① 労働相談票(使用者による障害者虐待)	
② 添付資料(具体的に記載)	
2 連絡先	
担当部署	担当者名
電話番号	

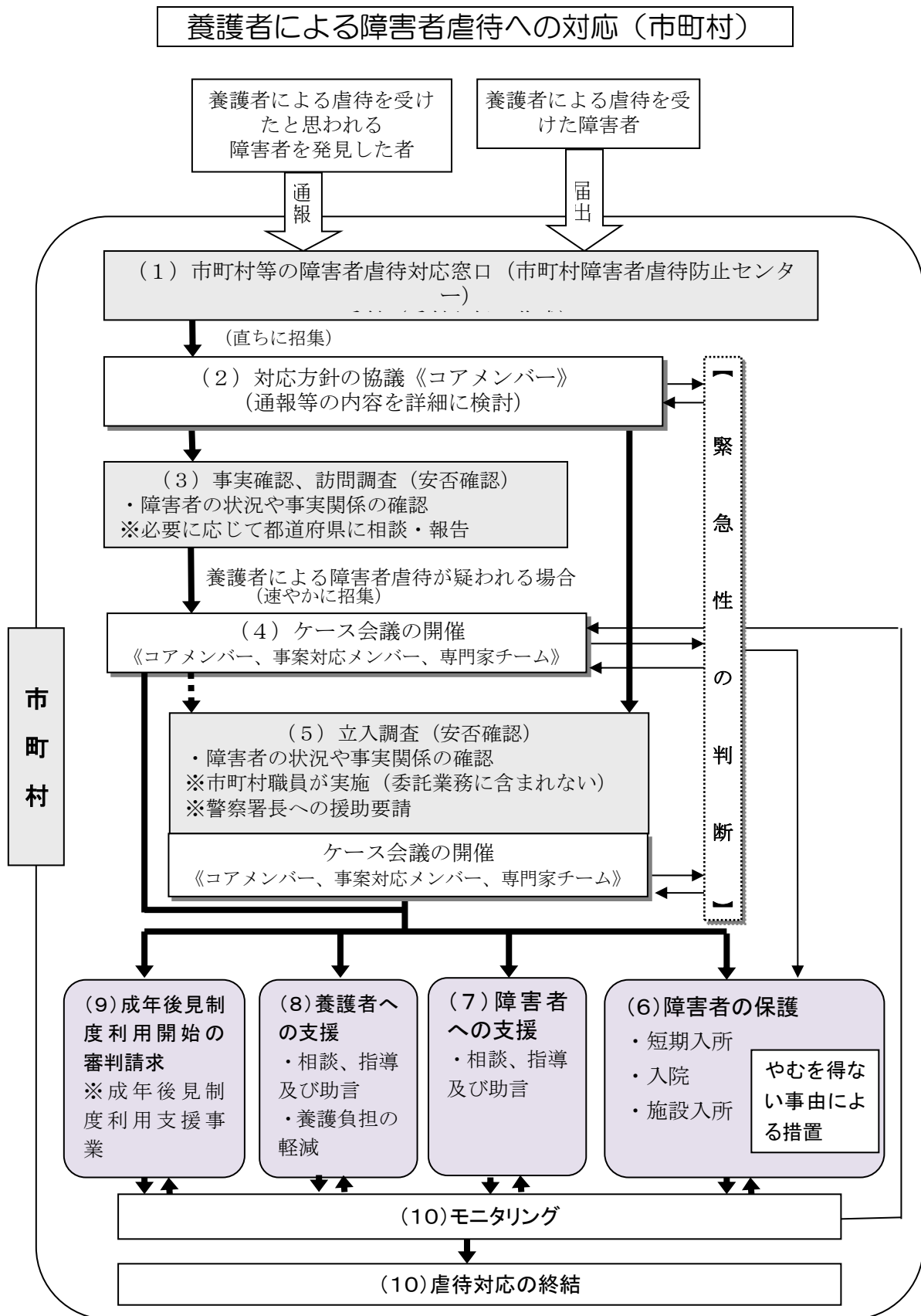
(6) 労働相談票 (使用者による障害者虐待)

労働相談票(使用者による障害者虐待)

				(番号)		処理欄	
都道府県名		市町村名		届出等			
受付年月日	平成 年 月 日	1. 通報 2. 届出 3. 相談		1.来庁 2.電話 3.FAX・郵送等		来庁等	
受付機関名		対応者名				局	
						部署	
届出(被虐待)者氏名		性別	生年月日	年齢		性別	
		1.男 2.女 3.不明					
	1. ~ 20歳 2. 21~30歳 3. 31~40歳 4. 41~50歳 5. 51~60歳 6. 61歳~ 7. 不明					年齢	
	(事業所への氏名の通知 諾・否)						
	(市町村、都道府県又は都道府県労働局からの連絡 諾・否)						
障害の種類	1.身体障害 2.知的障害 3.精神障害 4.その他/不明	就労状況				障害種類	
	()	1.正社員 2.パート・アルバイト 3.派遣労働者 4.期間契約社員 5.その他() 6.不明					
住所						就労状況	
電話番号	TEL - -	携帯TEL	- -				
通報者氏名		性別				性別	
		1.男 2.女 3.不明					
	(事業所への氏名の通知 諾・否)						
	(市町村、都道府県又は都道府県労働局からの連絡 諾・否)						
被虐待者との関係	1.事業所内労働者 2.被虐待者の家族・親族 3.行政機関等 4.その他() 5.不明					関係	
住所							
電話番号	TEL - -	携帯TEL	- -				
事業所名		事業所への 通報内容の通知 諾・否					
代表者職氏名							
担当者職氏名							
所在地							
電話番号	TEL - -	FAX	- -				
規模	1. 10人未満 2. 10~49人 3. 50~99人 4. 100~299人 5. 300人以上 6. 不明					規模	
業種	1. 製造業 2. 情報通信業 3. 運輸業、郵便業 4. 卸売業、小売業 5. 金融業、保険業 6. 医療、福祉 7. サービス業 8. 1~7以外 9. 不明					業種	

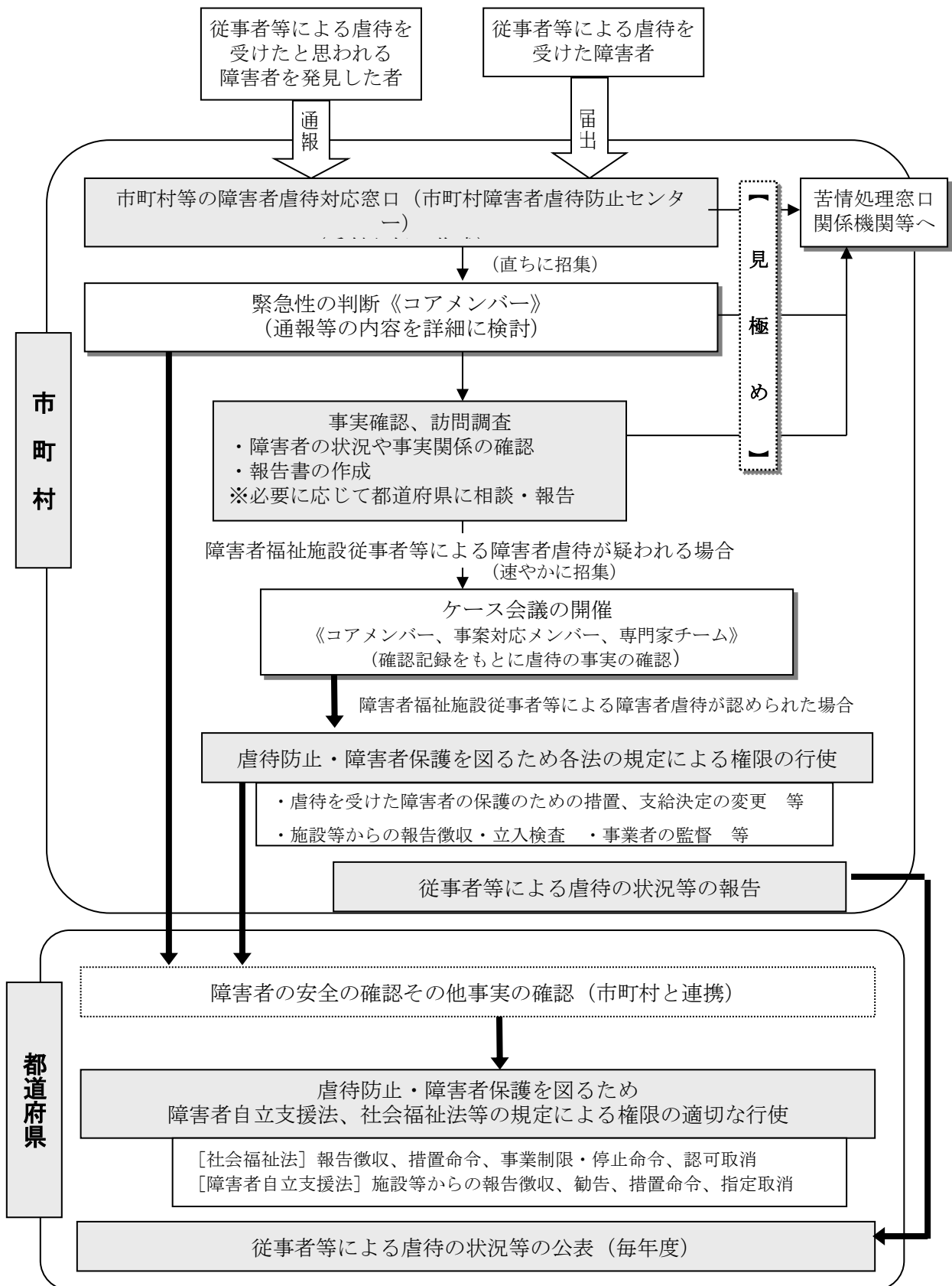
虐待者氏名	性別	生年月日	年齢	性別
	1.男 2.女 3.不明			
年齢区分	1. ~20歳 2. 21~30歳 3. 31~40歳 4. 41~50歳 5. 51~60歳 6. 61歳~ 7. 不明			年齢
被虐待者との関係	1. 使用者(役員) 2. 上司 3. 同僚 4. 部下 5. その他() 6. 不明			関係
虐待の種類別	10. 身体的虐待 20. 性的虐待 30. 心理的虐待 40. 放棄・放任 50. 経済的虐待 41. 放棄・放任(身体的虐待) 42. 放棄・放任(性的虐待) 43. 放棄・放任(心理的虐待)			種類
虐待の内容及び発生要因				
希望する使用者に対する措置				

(1) 国版-養護者による障害者虐待への対応フロー

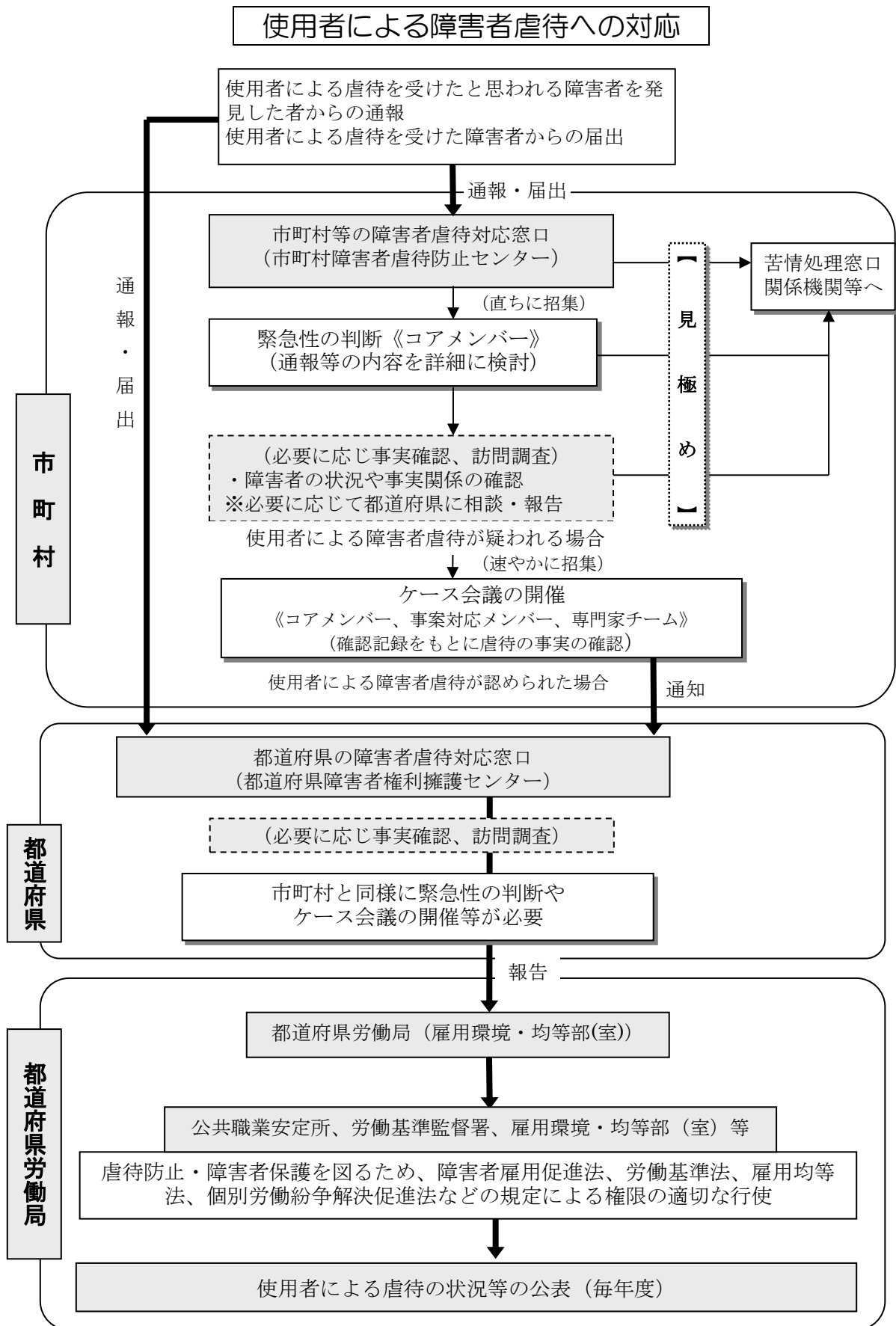


(2) 国版-障害者施設従事者等による障害者虐待への対応フロー

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応



(3) 国版-使用者による障害者虐待への対応フロー



(1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 23 年法律第 79 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを運営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを運営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同

じ。)又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはそのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障

害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（船員に関する特例）

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

（公表）

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び

普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。
 - 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
 - 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
 - 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
 - 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
 - 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
 - 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
 - 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二條第一項の規定による通報又は同條第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同條第一項の規定による通報又は同條第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八條 都道府県及び前條第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九條 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十條 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一條 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二條 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があつた場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三條 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対

応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の一項を加える。

- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

(2) 障害者虐待防止法と高齢者虐待防止法の相違点

	障害者虐待防止法	高齢者虐待防止法
目的	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、障害者に対する虐待が<u>障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、<u>高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。</u></p>
定義	<p>(定義)</p> <p>第二条 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び<u>使用者による障害者虐待をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。</p>
身体的虐待	<p>イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は<u>正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。</u></p>	<p>イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p>

通報義務	<p>(養護者による障害者虐待に係る通報等)</p> <p>第七条 養護者による<u>障害者虐待</u> (十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。</p>	<p>(養護者による高齢者虐待に係る通報等)</p> <p>第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。</p>
------	---	--

	障害者虐待防止法	高齢者虐待防止法
虐待防止	第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等(第二十九条～第三十一条)	
市町村虐待防止センター等	第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター(第三十二条～第三十九条)	
雑則	<p>(周知)</p> <p>第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。</p> <p>(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)</p> <p>第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	